

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和6年3月

福祉基盤課福祉人材確保対策室

目 次

重点事項		頁
	福祉・介護人材確保対策について	2
連絡事項		頁
第1	福祉・介護人材確保対策等について	
	1 福祉・介護人材確保対策の推進	6
	2 被災地における福祉・介護人材の確保	15
	3 社会福祉士・介護福祉士資格の国家試験及びに資格登録について	15
	4 社会福祉士の活用等について	18
	5 その他の福祉・介護人材確保の推進	19
第2	外国人介護人材の受入れについて	
	1 これまでの外国人介護人材の受入環境整備の取組などについて	24
	2 令和5年度補正予算及び令和6年度予算案について	24
	3 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」などについて	27
	4 外国人介護人材に関する相談窓口について	30
	5 外国人介護人材向け交流会開催支援及び海外に向けた日本の介護のPR等の取組について	30
	6 介護分野で働く外国人の方のための学習用コンテンツ・テキストについて	32
	7 特定技能評価試験(介護日本語評価試験)の学習用テキストの改訂について	33
	8 介護分野における特定技能協議会手続きの見直しについて	33
参考資料		
	1-5 福祉・介護人材確保対策等に係る関係資料	36
	6-7 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保	39
	8-10 介護のしごと魅力発信等事業	40
	11 地域医療介護総合確保基金等を活用した介護従事者の確保	41
	12-14 介護の入門的研修から入職までの一体的支援	42
	15 人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度について	43
	16 「介護福祉士のキャリアモデルとリーダーとしての役割に応じた研修活用のあり方に関する調査研究事業」報告書(概要)	44
	17 地域における介護人材確保促進のための伴走支援事業	44
	18 被災地における福祉・介護人材確保事業	45
	19 被災地の介護人材確保について(チラシ)	46
	20 福祉人材センターの事業運営に関する通知について【現時点の案】	47

21 「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」の概要	48
22 福祉人材センターの取組事例	49
23 都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況等	53
24 日本社会事業大学専門職大学院について	83
25 中央福祉学院において実施する研修(令和5年度)	85
26 福利厚生センター関係資料	86
27 国立保健医療科学院において実施する研修(令和5年度)	89
28 外国人介護人材受入れの関係資料	90
29 外国人介護人材確保の関連予算事業の概要	93
30 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」について	100
31 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告(外国人介護人材に係る人員配置 基準上の取扱いの見直し)	101
32 最終報告書(概要)(技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会 議)	102
33 外国人介護人材に関する相談窓口について	103
34 外国人介護人材向け交流会開催支援及び海外に向けた日本の介護のPR等につ いて	103
35 介護分野で働く外国人の方のための学習用コンテンツ・テキストの概要	106
36 介護分野における特定技能協議会手続きの見直しについて	108

重 点 事 项

福祉・介護人材確保対策について

(1) 現状・課題

- 介護人材の確保・育成は喫緊の課題。第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2019（令和元）年度の介護職員数約211万人に加えて、2025年度末までに約32万人（合計約243万人）、2040年度末までに約69万人（合計約280万人）が新たに必要になると見込んでいる。
- また、介護分野における有効求人倍率は、依然高い水準で推移しており、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。

(2) 令和6年度の取組

- 令和6年度に拡充等する取組については、次のとおり。
 - ・令和6年度の国が行う「介護のしごと魅力発信等事業」では、これまでの取組に加え、更に効果的な魅力発信を行うため、新たに介護職が自らの仕事の魅力ややりがいを発信するコンテンツを作成し、情報発信事業者に提供する取組を新たに実施。
 - ・「外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業」について、受入介護施設等が「居住費などの生活費」の現行の補助基準額を超えて積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算を行うことを可能とする。
 - ・このほか、令和5年度補正予算に計上された、
 - ・介護事業者等に対して、外国人介護人材の活躍を支援するツール導入費用や、海外現地での人材確保に資する取組に要する費用を助成する「外国人介護人材受入促進事業」
 - ・介護分野への参入促進のため、介護に関する入門的研修に加え、職場体験、マッチング等を一体的に行うモデルを構築する「介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業」
 - ・地域での介護人材確保に課題を有する自治体に対し、有識者等による伴走支援を行う「地域における介護人材確保促進のための伴走支援事業」を行う。
- 技能実習制度及び特定技能制度については、令和5年11月30日に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書が公表され、今後、出入国在留管理庁を中心に、受入れ対象分野ごとの受入れ見込数の設定（※）等を含め、詳細な検討が行われる見込み。外国人介護人材については、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」において、訪問系サービスなどへの従事等について議論を行っており、引き続き、介護現場の実情や関係団体のご意見等も伺いながら、検討を進める。
※特定技能「介護」では、令和5年度末までの受入れ見込み数を5万900人とし、受入れの上限として運用。

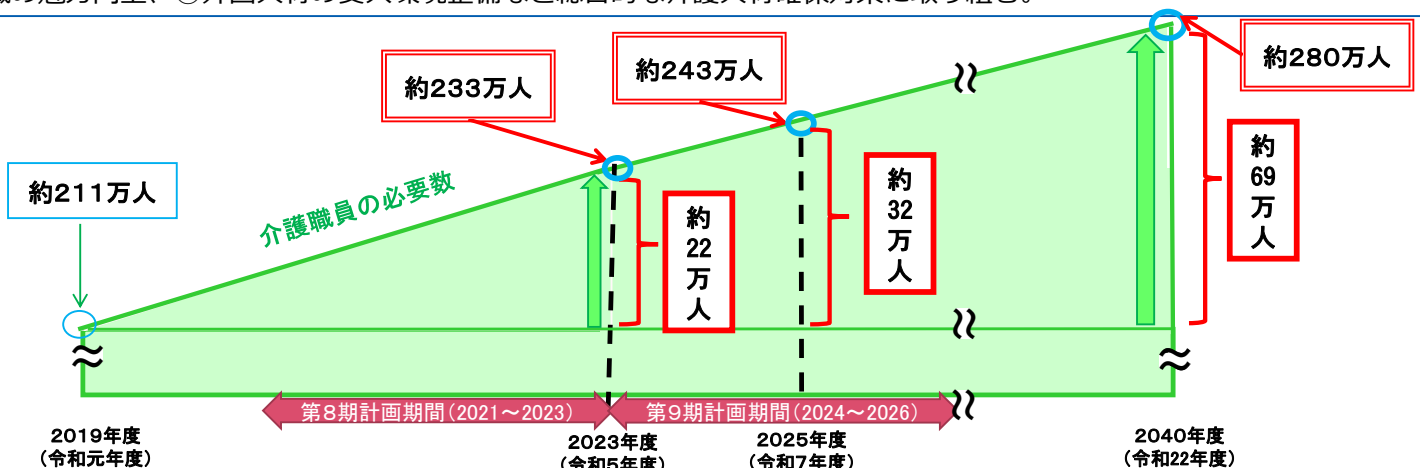
(3) 依頼・連絡事項

上記(2)の取組も踏まえ、特に、以下の点をお願いしたい。

- 地域医療介護総合確保基金を活用して実施いただいている「人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業」については、多様な人材の介護分野への参入促進や定着に資するものであることから、同一の趣旨で実施する事業も含め全都道府県において積極的に実施していただくよう、願います。
- 外国人介護人材の受入環境の整備については、令和5年度補正予算の活用も含め、積極的に取り組んでいただくよう、願います。
- なお、令和5年度補正予算に計上された事業実施の詳細については別途連絡予定であるが、積極的なご活用をお願いする。

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））となった。
※（）内は2019年度（211万人）比
- ※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度（令和元年度）の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数（約233万人・243万人・280万人）については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したものの。

注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。

注4) 2018年度（平成30年度）分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

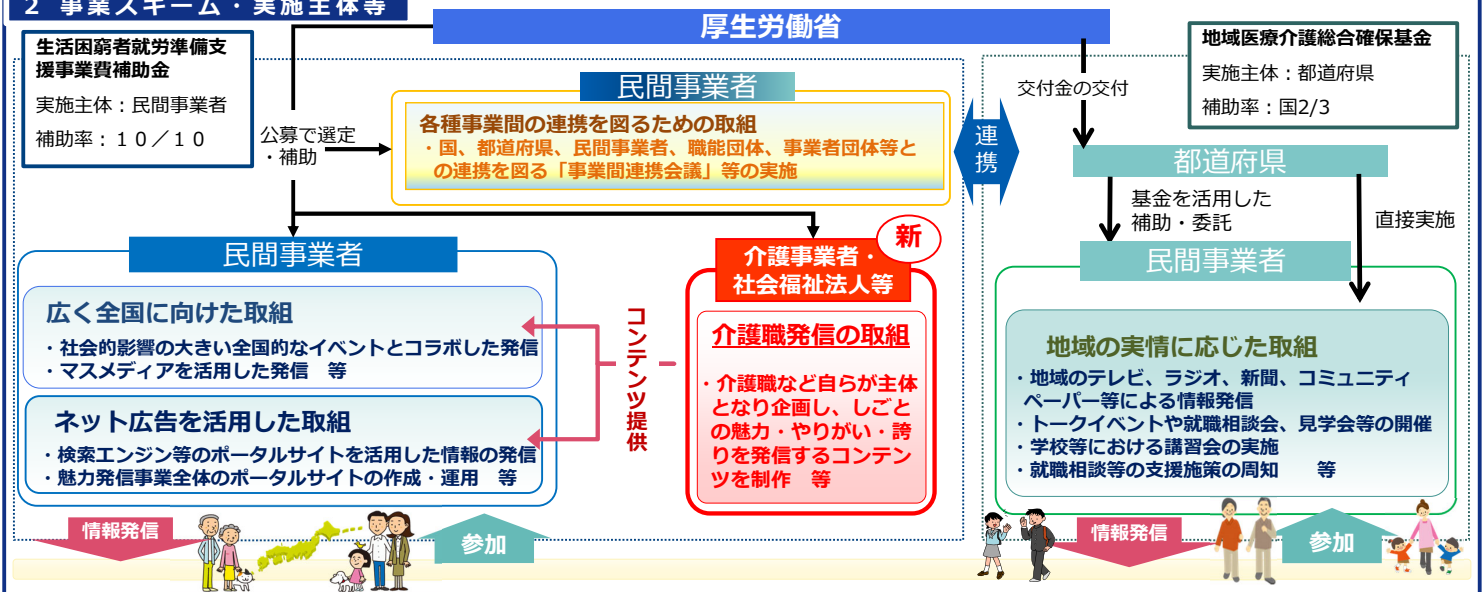
令和6年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 4.4億円 (3.3億円)
地域医療介護総合確保基金97億円の内数 (137億円の内数)

※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保にあたっては、人材の裾野の拡大を進めて多様な人材の参入促進を図ることが必要であることから、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るため、介護の仕事の魅力発信に関する取組を実施してきた。
- これまで国では、全国的なイベントやマスメディア、ネット広告など、発信力がある事業者による企画・発信を行ってきたが、最前線である現場の視点から、より具体的な魅力を発信するため、従来の取組に加え、**介護職など自らが主体となり、自らの声で介護の仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行う事業を拡充**し、発信力のある事業者と連携して広く発信することで、事業効果の最大化を図る。
- また、都道府県においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や、求職者に対する支援施策等の周知を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

2 事業スキーム・実施主体等



外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

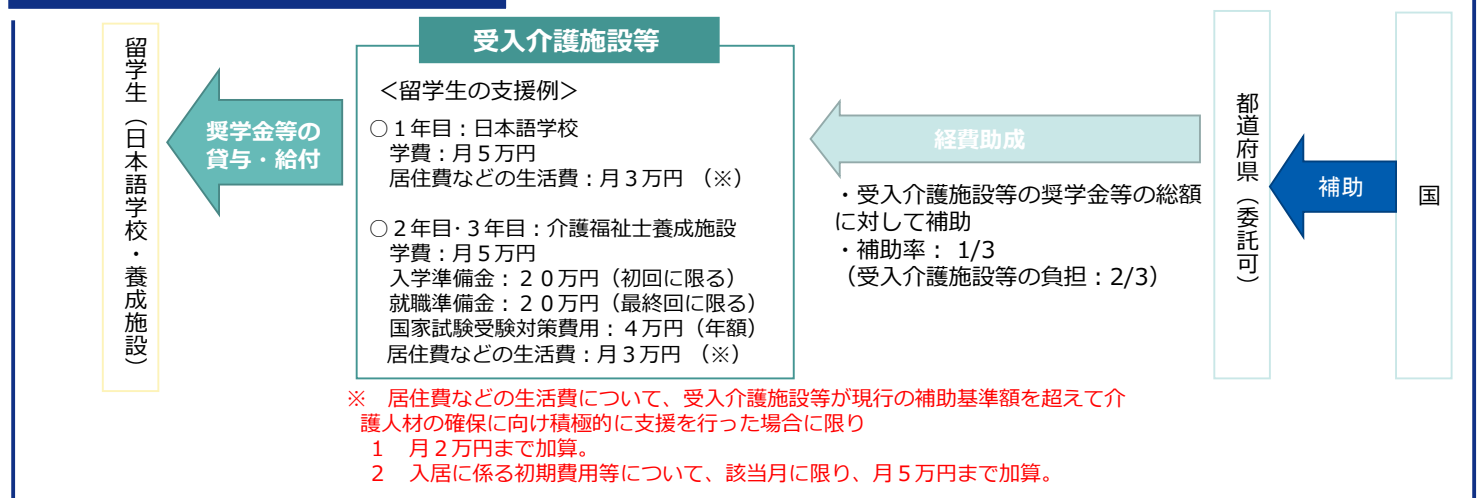
※地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)のメニュー(外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業)

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)97億円の内数(137億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等(受入介護施設等)が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- 昨今、諸外国と人材確保の競争が激しくなっており、外国人留学生が安心して学習・就労を行うための更なる環境整備を図ることが重要であることから、外国人介護人材確保に資する取組を行っている受入介護施設等の負担軽減を図り、受入環境整備の取組みを支援することは必要。
- このため、居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算できるようにする。

2 事業のスキーム・実施主体等



3 事業実績

◆ 実施自治体数：28道県※ 令和3年度実績

「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」について

趣旨・目的

技能実習制度は、制度創設時の附帯決議（※1）等において、対象職種への介護の追加後3年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

また、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（令和4年11月設置）が令和5年5月にとりまとめた中間報告書では、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指すこととされ、具体的な制度設計について議論を行った上で、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめることとされている（※2）。

このような状況を踏まえ、学識経験者など介護サービス関係者を参集し、技能実習「介護」及び特定技能「介護」における固有要件等について必要な検討を行う。

※1 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」に対する附帯決議（平成28年10月21日衆議院法務委員会）

※2 令和4年12月から16回にわたる議論を踏まえた最終報告書が、令和5年11月30日、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された

主な検討事項

1. 訪問系サービスなどへの従事について

現行、訪問系サービスについては、技能実習「介護」、特定技能「介護」等外国人介護人材の従事が認められていないが、このことについてどう考えるか。

2. 事業所開設後3年要件について

現行、技能実習「介護」の受入れについては、経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象となっているが、この要件についてどう考えるか。

3. 技能実習介護等の人員配置基準について

現行、技能実習「介護」等については、就労開始後6か月を経過しないと介護施設の人員配置基準に算定されないが、このことについてどう考えるか。

検討会構成員

石田 路子（NPO法人高齢社会をよくする女性の会）	中山 辰巳（全国老人福祉施設協議会）
伊藤 優子（龍谷大学短期大学部 教授）	濱田 和則（全国社会福祉法人経営者協議会）
猪熊 律子（読売新聞東京本社編集委員）	平川 博之（全国老人保健施設協会）
今村 文典（日本介護福祉士会）	富家 隆樹（日本慢性期医療協会）
◎ 臼井 正樹（神奈川県立大学名誉教授）	松田 陽作（日本労働組合総連合）
江澤 和彦（日本医師会）	光元 兼二（高齢者住まい事業者団体連合）
近藤 篤（民間介護推進委員会）	吉井 栄一郎（東京都老人クラブ連合会）
斉藤 正行（全国介護事業者連盟）	
内藤 佳津雄（日本大学文理学部教授）	

（敬称略、五十音順）
（◎：座長）

開催実績

令和5年7月24日（第1回）、令和5年10月4日（第2回）
令和5年12月4日（第3回）、令和6年1月22日（第4回）
令和6年2月15日（第5回）

人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度について

（平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）

概要

- 「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度」は、職員の人材育成や就労環境等の改善につながる介護事業者の取組について、都道府県が基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした事業者に対して認証を付与する制度。（※介護事業者による参加表明、宣言による仕組みを導入する例もある。）
- 本制度は、地域医療介護総合確保基金における介護従事者の確保に関する事業に位置づけられており、認証評価制度の運営に要する経費を支援。

期待される効果

- 介護事業者の人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、
 - ① 働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進
 - ② 介護職を志す方の参入や、介護職員の離職防止、定着を促進
- これにより、介護業界のイメージアップに繋がることを期待。

評価項目、認証基準の例

	評価項目例（一部抜粋）	認証基準例（一部抜粋）
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な給与体系の導入 ・休暇取得、育児介護との両立支援 ・業務省力化への取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与支給基準、昇級基準等の策定、周知 ・有給計画的付与、産休育休中の代替職員確保、ハラスメント対策 ・ICT活用、介護ロボットやリフト等による腰痛対策
新規採用者の育成体制	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用者育成計画の策定、研修の実施 ・OJT指導者、エルダー等へ研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用者への育成手法、内容、目標が明確な計画策定 ・OJT指導者等の設置、職員への公表、研修の実施
キャリアパスと人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパス制度の導入 ・資格取得に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパスの策定、非正規から正規職員への登用ルール ・職員の能力評価、小規模事業者の共同採用・共同研修の実施 ・介護福祉士等資格取得のため、シフト調整、休暇付与、費用援助

実施自治体数

34都道府県（令和5年4月1日現在）

「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ（令和4年12月23日厚生労働省）」において、職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者を都道府県が認証する取組について、**全都道府県での実施を目指すこととされている。**

連 絡 事 項

第 1 福祉・介護人材確保対策等について

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 介護人材確保の方向性（参考資料 1～5 参照）

2021（令和 3）年 7 月に公表した「第 8 期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」は、市町村が推計した第 8 期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が必要となる介護職員数を推計したものを取りまとめたものであるが、これによると、2025（令和 7）年度末には約 243 万人、2040（令和 22）年末には約 280 万人が必要と見込んでいる。すなわち、2019（令和元）年度の介護職員数 211 万人に加えて、2025（令和 7）年度末までに約 32 万人、2040 年末までに約 69 万人の介護職員を確保する必要があると見込んでいる。

この推計結果によると、2025（令和 7）年度までの間、毎年約 5.3 万人の介護人材の確保が必要となるが、介護関係職種の有効求人倍率は 4.44 倍（2023（令和 5）年 12 月）と依然として高い水準にある。また、今後、生産年齢人口が減少していくことを考慮すると、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

なお、各都道府県・市町村においては、来年度から開始する第 9 期介護保険事業（支援）計画の策定中であり、特に都道府県におかれては、介護人材の必要数の推計作業を依頼しているところ。また、今回より、地域包括ケア「見える化システム」の都道府県の機能として、介護人材の需要推計の機能を新たに搭載したところ。詳細な作業については別途お知らせしているが、都道府県におかれては、引き続き、地域の実情を踏まえた推計を実施していただくとともに、その結果を踏まえた地域における必要な人材確保対策の検討もあわせてお願いしたい。

介護人材確保の目指す姿については、「まんじゅう型」から「富士山型」への構造転換が示されており（平成 27 年 2 月福祉人材確保専門委員会報告書）、生産年齢人口が減少する中で、必要な介護人材を確保するには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組や、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援など総合的に取り

組むことが必要である。

このため、令和5年度補正予算や令和6年度予算案において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保を推進していくために必要な予算を計上しているところである。各都道府県においては、こうした施策を積極的に活用するとともに、引き続き、介護福祉士修学資金貸付事業や離職した介護人材の再就職準備金貸付事業、地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、総合的・計画的に取り組まれない。

(2) 都道府県の役割

都道府県においては、管内の雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、介護の仕事の魅力・社会的評価向上のための情報発信、人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の実施、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

また、介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数における各都道府県の需給状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していくPDCAサイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材の確保に向けた取組を進めることが重要である。

このため、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理について」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係るPDCAサイクルの取組例が示されており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例を示しているため、事業ごとに適切なアウトカム、アウトプット指標の設定ができているか見直しを行うなど、各都道府県においては、同手引きを活用のうえ、進捗管理を適切に行われたい。

(3) 介護福祉士修学資金等貸付事業について（参考資料6、7参照）

介護福祉士修学資金等貸付事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福

社・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としており、令和5年度補正予算において、当該事業における貸付原資として51.9億円を確保し、2024（令和6）年度末に原資の不足が見込まれる都道府県に対して配分を行ったところ。

各都道府県においては、外国人留学生を含む介護福祉士養成施設に入学する者や実務者研修を受講する者など介護福祉士の資格取得を目指す者、介護職に再就職する者等への支援に向け、都道府県社会福祉協議会などの関係団体や労働関係部局と緊密に連携を図り、適切かつ着実に実施されるよう引き続き取り組まれない。

なお、今後、2025（令和7）年度の予算編成に向け所要見込み調査を実施することとしているのでご協力をお願いします。本事業実施にあたっては、2012（平成24）年度以前に積み増し（配分）された貸付原資（いわゆる「旧原資」）を確実に使用するとともに、今後の所要見込みを算出する際には、実施団体及び介護福祉士養成施設等関係機関と連携のもと、事業ごとの利用者数の推移、返還見込み額の算出等執行見込み額を十分に精査していただくようお願いします。

（4）介護の仕事の魅力向上・理解促進に向けた取組（参考資料8～10参照）

全産業的に人手不足感が強まっている中で、介護分野での人材確保に向けて、国においても介護の仕事の魅力発信のための取組を行っている。今年度の取組では、介護のしごと魅力発信のためのポータルサイトを開設し、現役の介護職や介護を志す学生のインタビュー、介護現場の紹介などを掲載している。令和6年度予算案においては、これまでの全国的なイベントやマスメディア、ネット広告など、発信力がある事業者による企画・発信に加え、介護職など自らが主体となり、自らの声で介護の仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行う事業を拡充し、発信力ある事業者と連携して広く発信することで、更なる介護の仕事の魅力・社会的評価の向上を図ることとしている。また、都道府県において地域医療介護総合確保基金を活用して実施される、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知といった取組と連携することで、介護の魅力向上を促進する社会的機運を強力に醸成し、介護の職員の確保・定着を図っていくこととしている。

(5) 地域医療介護総合確保基金等を活用した都道府県等の取組の推進（参考資料 11～17 参照）

2015（平成 27）年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和 6 年度予算案においても、97 億円（国費）を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

一方で、令和 6 年度の執行に当たっては、限られた予算額を適切に執行する必要があることから、以下の観点で所要額の精査を行う事としているので、各都道府県におかれても、あらためて、事業内容・所要額の精査及び効果等の検証について、ご検討をお願いする。

なお、事業の効率的な実施の促進や事業の簡素化を図る観点から、マッチング支援や職場体験に関する事業、介護未経験者に対する研修事業など、類似のメニュー事業を統合することも検討している。具体的には、追って老健局より要綱等によりお示しするが、各都道府県におかれても、あらためて事業内容・所要額の精査及び効果等を検証し、効果的かつ効率的な事業の実施のご検討をお願いする。

＜精査の観点（案）＞

- ・ 各メニュー事業において、他の都道府県に比べて高額な所要額を計上している事業はないか。
- ・ これまでの執行実績からみて所要額が過大となっていないか。
- ・ 複数の類似事業を実施する場合、まとめて事業実施するなど、効果的かつ効果的な事業実施が検討できないか。

等

① 地域の関係主体の協議の場の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、

より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるに当たっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、PDCA サイクルを確立することが重要である。目標設定に当たっての指標は、基本的な事項を全国統一的に設定しており、追って、各都道府県から目標の設定状況について、2023（令和5）年度の目標の達成状況及び2024（令和6）年度の目標設定の報告を求める予定である。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場を積極的に活用し、都道府県労働局・介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会・学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めるなど、地域が一丸となって、効果的・効率的な人材確保に取り組まれない。

② 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の推進について

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的研修を実施し、研修受講後のマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成を行っているところであり、本事業への積極的な取組をお願いする。

あわせて、令和5年度補正予算において、「介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業」を実施することとしている。本事業は、関係者間で連携し、入門的研修に加え、職場体験、マッチング等を一体的に行い、切れ目なくフォロー体制を構築するなどして、実際の入職にまで繋げるモデル構築を目的としており、本事業の実施についても検討いただきたい。

特に介護に関する入門的研修は、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等のため活用されることが期待されるため、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」（平成30年7月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室事務連絡)により、文部科学省初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課産業教育振興室に対して、同研修の周知について協力依頼を行ったところである。学校教育における介護に関する教育については、学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われているところであるが、2021(令和3)年度からは中学校学習指導要領、2022(令和4)年度からは高等学校学習指導要領においても、介護に関する内容がそれぞれ充実されていることを踏まえ、各都道府県において、教育委員会等と十分連携のうえ、本研修の受講を促進するようお願いする。

また、「介護に関する入門的研修についての協力依頼について」(平成30年8月29日厚生労働省社会・援護局長通知)により、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、退職前セミナーの実施の際に従業員に対して介護に関する入門的研修の参加を呼びかける等、協力依頼を行っている。各都道府県においても、同通知の趣旨を踏まえ、地域の経済団体等に協力の働きかけを行うなど積極的に取り組まれない。

③ 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。令和5年4月1日現在、34都道府県において実施されているところ、2022(令和4)年12月23日に公表した「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」においても当該事業の全都道府県での実施を目標として位置づけ、取組を促進していくこととしている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援しているところであり、「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について」(平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)を踏まえ、積極的に取り組んでいただくとともに、都道府県内全域で認証取得を目指す機運が高まるよう、管内自

治体、関係機関、関係団体等に周知いただきたい。

④ キャリアアップ支援について

「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（平成 29 年 10 月 4 日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書。以下「報告書」という。）の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

公益社団法人日本介護福祉士会においては、報告書を踏まえ、厚生労働省の補助事業として、「リーダー業務に従事し始めた介護福祉士を対象としたチームリーダー研修ガイドライン」、「介護人材の機能分化促進に向けたチームリーダーとなる介護福祉士の育成に係る研修ガイドライン」を取りまとめている。これらのガイドラインに基づく研修については、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組まれない。

さらに、介護福祉士の更なるキャリアアップの取組として、認定介護福祉士の育成が行われている。認定介護福祉士の仕組みについては、資格取得後の展望を持てるようなステップアップの仕組みとして構想されたものである。このように、職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、職能団体等とも協力して取り組まれない。

なお、老人保健健康増進等事業において、介護福祉士のキャリアアップにおける研修活用について調査研究を重ね、令和 6 年度介護報酬改定においては、介護職員等処遇改善加算の要件の一つである職場環境等要件の中で「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」の具体的内容として「ユニットリーダー研修、ファーストステップ研修」が明記された。また現在、介護福祉士の新たなキャリアモデルを「山脈型」として整理する検討を進めている。

⑤ 介護人材の確保・参入促進について

介護人材については、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する必要があることから、2021（令和3）年度より、「介護分野就職支援金貸付事業」を開始し、他業種で働いていた方等が就職の際に必要な経費に係る就職支援金の貸し付けを実施し、介護分野における介護職への参入促進を支援しているところである。

また、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するため、福祉系高校に通う学生に対する返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」も2021（令和3）年度から開始したところである。なお、本事業は前述の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「福祉系高校修学資金等貸付事業」と一体的に実施することとしている。

両事業の実施に当たっては、都道府県社会福祉協議会及び関係部局等と十分に連携し適切かつ着実な事業実施に取り組まれない。

⑥ 地域における介護人材確保促進のための伴走支援事業の実施について

令和5年度補正予算において、「地域における介護人材確保促進のための伴走支援事業」を実施することとしている。本事業は地域での介護人材確保に課題を有する都道府県、市町村に対し、有識者等による伴走支援を地域の実情に応じて行い、人材確保を進めるとともに、その検討・実施過程をとりまとめ、研修等を通じて横展開を図ることを目的としており、本事業への参加についても検討いただきたい。

なお、今年度実施の老人保健健康増進等事業「介護職員数の将来推計ワークシートの作成に関する調査研究事業」において、介護人材の将来推計の結果を施策検討に活用するため、「地方自治体のための介護サービスの安定的な提供体制の実現に向けた介護人材の確保・定着等に関する施策検討の手引き」を策定しているところ。取りまとめ次第共有する予定のため、都道府県のみならず管内市町村も含め幅広く共有いただき、適宜ご活用いただきたい。

(7) 喀痰吸引等制度の円滑な実施について

① 研修機会の確保について

医療的ニーズに対応するため、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護人材の養成が期待されている。

そのため、喀痰吸引等研修については、地域医療介護総合確保基金の活用により、その実施のための経費に対する補助や、新規に登録研修機関を開設する際の初年度経費に対する助成を行うことを可能としており、この仕組みを活用いただきたい。

併せて、受講希望者が居住する都道府県内において登録研修機関が少ないために他の都道府県での受講を余儀なくされることのないよう、各都道府県におかれては、管内の研修受講ニーズ等の把握に努められたい。

また、喀痰吸引等研修の実施に当たっては、実地研修先に医療機関を認めることが可能であるにも関わらず、これを介護施設等に限り、医療機関での実施を認めない運用としている例があるとの声もある。

喀痰吸引等研修の受講を希望する者に対する研修機会の確保や適切な運用のため、関連法令等を確認し、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図り、研修受講機会の確保に引き続きご尽力いただきたい。

② 指定都市等への情報提供について

指定都市、中核市及び市町村が介護保険法等に基づき介護サービス事業者等に対し指導監督を行う際、当該事業者の職員情報として喀痰吸引等を行うことができる介護福祉士や認定特定行為業務従事者の情報を都道府県に求めた場合には、必要に応じてこれらの情報を必要な範囲で都道府県から指定都市等に提供するなど、自治体における個人情報保護条例等に留意しつつ、適宜連携を図りながら効率的な指導監督に努められたい。

2 被災地における福祉・介護人材の確保（参考資料 18、19 参照）

福島県相双地域等（※）は、東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、飯舘村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきた。

しかしながら、相双地域等における介護分野の人材不足の状況が続いており、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

特に、若者の参入促進や即戦力となる中堅職員の確保を図るため、2021（令和3）年度から、相双地域等から福島県内外の養成施設に入学する者への支援や相双地域の介護施設等において就労した中堅介護職員等に対する新たな支援を実施しているところであるが、引き続き、これらの取組を行って行くために必要な経費として、東日本大震災復興特別会計に1.5億円を計上している。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方には本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いする。

3 介護福祉士、社会福祉士の国家試験及び資格登録について

(1) 介護福祉士国家試験受験に係る実務経験証明書について

介護福祉士国家試験における実務経験の確認方法については、実務経験証明書により行うものとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、受験希望者が実務経験証明書を入手することができない事例が発生している。このような事例については、介護

福祉士試験の指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターにおいて、従前より、受験申込者から①施設（事業）種類、②職種、③従業期間、④業務従事日数が確認できる書類（閉鎖登録簿謄本、給与明細書、雇用契約書、勤務表等）により、実務経験の確認を行っているが、本来は実務経験証明書により行うものであるため、従業者の離職（退職・事業者の廃業）時に、従業者に対し法定の「在職証明書」に加え、国家試験受験の際に必要な所定の実務経験証明書の交付についてご協力をいただけるよう、管内社会福祉施設・事業所等に対してあらためて周知をお願いする。なお、試験センターのホームページ上で、所定の実務経験証明書の作成や書式の印刷が可能となっているので、併せて周知をお願いする。

また、実務者研修の指定事業者についても、これらが廃業した場合など、研修の修了を証することが困難となり、受験希望者に不利益が生じることがあるため、研修修了者情報の管理について適切な方策を講じていただくようお願いする。

（２）介護福祉士国家試験に係る「介護過程Ⅲ」の受講促進について

福祉系高校ルート（特例高校、平成 20 年度以前の入学者に限る）並びに E P A ルートの受験者は介護福祉士国家試験（以下、「国家試験」という。）において実技試験を受験する必要があるが、国家試験の実技試験は、「介護過程Ⅲ」等の受講により免除される。令和 6 年度国家試験を受験する E P A ルートの受験者の入国状況から（令和 3 年度入国者 1,160 名）、「介護過程Ⅲ」のみの受講を希望する者が例年に比べ急増することが見込まれている。

そのため、E P A ルートの受験者の受入支援を行う公益社団法人国際厚生事業団等において、当該入国者の実技試験免除のために、各実務者研修実施機関に対して「介護過程Ⅲ」のみ開講されるよう調整を進めている。各実務者研修実施機関が「介護過程Ⅲ」のみの開講を行うためには、「社会福祉士 養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328001 号厚生労働省社会・援護局長通知）別添 2 のⅡに基づき、設置計画書の変更の届出を変更日の 9 か月前まで、指定申請書の変更の届出を変更日の 3 か月前までに提出することが必要とされているが、上記の状況を踏まえ、「介護過程Ⅲ」の開講に伴いこれらの変更を行う場合につい

ては、期日によらずに柔軟にその届出を受理いただけるよう、特段の配慮をお願いする。

なお、次項のとおり令和6年度介護福祉士国家試験以降は実技試験を廃止し、福祉系高校ルート（特例高校、平成20年度以前の入学者に限る）並びにEPAルートの受験者の受験資格においては、介護福祉士の登録を受ける前に「介護過程Ⅲ」の履修を求めることを予定している。

(3) 介護福祉士国家試験の実技試験の廃止について

介護福祉士国家試験の実技試験については、平成25年度の「介護福祉士国家試験の出題範囲等の在り方に関する検討会」及び令和元年度の「介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会」において、『実技試験を廃止することが適当』との提言がなされている。

これを踏まえ、実技試験が免除となる研修の拡大や、実技試験受験者の大半を占めるEPA介護福祉士候補者の介護技術の取得状況に関する調査研究などを実施し、介護福祉士国家試験における将来的な実技試験廃止に向けた準備を進めてきたところ。

今般、令和6年度より介護福祉士国家試験における実技試験を廃止し、一部の受験資格においては、介護福祉士の登録を受ける前に介護技術習得のための研修を履修することを求めることとするため、所要の改正に向け、現在、パブリックコメントを実施している。

現に介護福祉士国家試験受験者の多くが実技試験免除となっているところであるが、該当者に対する周知をお願いしたい。

(4) 介護福祉士及び社会福祉士資格登録における国家資格システムの活用について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）に基づき、令和6年度中にマイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化として、国家資格システムによりマイナポータルから資格登録及び登録事項変更の手続きを行うことができるようになる。なお、法施行後に所要のテスト等を終えてから、稼働開始となる見込みである。

また、併せて、変更届出の際に資格の登録証を提出する義務を廃止し、登録証を提出した者にのみ変更後の登録証の交付を行うこととする予定である。

これに伴い、変更登録手数料額の見直しを予定しているので、了知されたい。

(5) 社会福祉士国家試験における新カリキュラムによる国家試験について

社会福祉士養成課程における新カリキュラムは、養成施設の修業年限に応じて順次施行（4年制学校であれば令和3年施行）しているところであるが、令和6年度の第37回社会福祉士国試験（令和7年2月実施予定）から新カリキュラムの内容を適用することとしている。養成施設の指定権者である各都道府県においては、修業年限に応じて適切かつ円滑に見直し後の新カリキュラムが反映されるよう、管内社会福祉士養成施設への周知等に努めていただくようお願いする。

4 社会福祉士の活用等について

(1) 社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針の改正について

令和4年度社会福祉推進事業において、「平常時の社会福祉士養成課程におけるICT活用方法の検証に関する調査研究事業」（日本ソーシャルワーク教育学校連盟）を実施し、これを踏まえ、「ソーシャルワーク実習・実習指導におけるICT活用のガイドライン」を策定し、昨年11月に事務連絡としてお示ししたところである。

先進的な取組を行っている地域や卒業後のUターン就職を見据えた出身地など、現在通っている養成校から遠方の実習施設で実習を行う場合のオンラインによる実習指導に関する留意点等についてまとめたものであるため、各養成施設において活用されるよう、改めて周知をお願いする。

(2) 令和6年度介護報酬改定における社会福祉士配置の評価について

令和6年度介護報酬改定については、令和5年5月から社会保障審議会介護給付費分科会において議論が行われ、12月に審議報告の取りまとめ、令和6年1月に基準省令、報酬告示の諮問・答申が行われたところ。

同改定において、介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の促進のため、支援相談員の配置割合に係る指標について、支援相談員として社会福祉士を配置し

ていることを評価するとの改定が行われる。

入退院支援を担う支援相談員の配置について、在宅復帰・在宅療養支援機能が高い類型の施設の方が、関係者との連絡及び調整等を業とする国家資格である社会福祉士の配置が多いことから、報酬上で評価するものであり、在宅復帰・在宅療養支援機能の促進の観点から、支援相談員として社会福祉士の配置が進むよう周知をお願いする。

5 その他の福祉・介護人材確保の推進

(1) 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後2週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、2024（令和6）年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力いただきたい。

(2) 都道府県福祉人材センター機能の強化について（参考資料 20～23 参照）

福祉・介護人材の不足がひっ迫する中、福祉人材の確保・育成・定着等各種事業を担う福祉人材センターの一層の機能強化が必要である。都道府県福祉人材センターにおいては、『福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針』（2020（令和2）年3月、中央福祉人材センター策定。）に基づき、機能強化を図るための計画的な取り組みを進めており、2023（令和5）年度から第2次の3か年計画が開始されている。

都道府県福祉人材センターは、平成4年の創設以来、社会福祉法第94条に基づき、

福祉の仕事に関する啓発活動、職員の確保に関する事業所への相談支援等、研修の実施、無料職業紹介等、福祉人材確保に関する取組を幅広く行うとともに、民間職業紹介事業者等が担うことの出来ない事業を実施し、それらの事業実績・事業手法を有しているが、都道府県福祉人材センターが効果的な事業を実施するためには、地域における福祉人材確保対策の中で、センターが果たすべき役割を明確にしつつ、地域の各施策・関係諸機関と、連携して取組を進めていくことが不可欠である。このため、都道府県人材センターの強みが発揮できるよう都道府県における福祉人材確保対策におけるセンターの位置づけを明確にすること等、国、都道府県、各センター等関係者が共通認識を持ち、福祉人材確保対策に取り組むこと内容とした通知を発出する予定である。

福祉人材センター（福祉のお仕事）ホームページ



(3) 関係機関と福祉人材センターとの連携促進について

福祉事業を担う人材の確保を継続的・安定的に行うため、都道府県福祉人材センターでは、将来的な福祉人材の確保に向けて、学童・生徒等に対し福祉の仕事や職場についての啓発事業を行っている。若いうちから、福祉について考えること、福祉の仕事の大切さやその意義を理解することは、将来の職業選択に大きな影響を及ぼすものである。

啓発活動の実施にあたっては、学校等教育現場の連携・協力が非常に重要であることから、学校等において福祉に関わる啓発事業を円滑に実施できるよう、都道府県及び市町村の教育委員会等教育関係者や学校教職員等の教育部局と福祉人材センターとの連携促進をお願いしたい。

また、医療・介護・保育分野における事業者の人材確保については、職発 0726 第 4 号 医政発 0726 第 10 号 社援発 0726 第 16 号 老 発 0 7 2 6 第 2 号 こ 成 保 1 0 9 令 和 5 年 7 月 26 日「公的職業紹介の機能強化と有料職業紹介事業の適正化について」通知において、都道府県、福祉人材センター等と連携した介護関連イベントの実施や地域の職業紹介機関であるハローワークと福祉人材センター等が連携した介護事業所に対する地域の関係機関のつなぎ支援が求められており、地域の実情に応じた都

道府県との連携、関係機関との連携支援をお願いしたい。

(4) 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

社会福祉法第95条の3に規定される届出については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、届出システムにより、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対する情報提供を行っている。

当該届出制度は、いわゆる潜在介護福祉士等の復職に直結する仕組みであるため、各都道府県においては、当該届出制度について、改めて管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等及び離職している介護福祉士等に対し、届出を増加させるための各種取組みを工夫して実施する等積極的な周知をお願いしたい。

(5) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成（参考資料24参照）

① 専門職大学院について

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

② 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「リカレント講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への周知をお願いする。（2024（令和6）年度の実施内容は、4月に日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」※に掲載予定。）



③ 地域共生社会に向けた分野横断的な社会福祉研修事業

2020（令和2）年度から、日本社会事業大学において、生活困窮、児童虐待、ひきこもりなどの複合的な課題を抱える方々の増加に対応し、複雑化する地域の福祉課題を解決するための中核となる人材を育成するための研修を実施している。

地方公共団体の福祉専門職や管理職を主な対象とし、地域共生社会の実現に不可欠なソーシャルワークの視点を取り入れた分野横断的な研修を行っており、2024（令和6）年度の事業の詳細は、おって日本社会事業大学のホームページに掲載される予定であるので、職員の派遣と管内市町村への積極的に周知いただきたい。



（6）全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）における福祉介護人材の養成

（参考資料 25 参照）

中央福祉学院で実施している社会福祉主事、施設長、児童福祉司の資格認定の通信課程及び社会福祉法人経営者等を対象とする 2024（令和6）年度の研修会について、参考資料 25 のとおり開催するため周知をお願いしたい。

ロフォス湘南ホームページ



（7）福利厚生センターにおける福祉・介護人材の福利厚生の充実（参考資料 26 参照）

福祉の仕事の要は「人」であり、他の産業と比べても 福利厚生の充実が重要であるが、福利厚生センターは中小規模が多い社会福祉法人等に対する福利厚生事業を行う全国唯一の法人として、社会福祉法に基づく厚生労働大臣の指定を受け、現在で

は、1万2千カ所を超える施設・事業所に勤務する27万人を超える会員に対し多種多様なサービスを提供している。

各都道府県には事務局を設け、地域の実情に即したサービスも工夫し、福祉・介護人材の離職防止、定着促進の役割を担っている。

介護職員の離職率は微増傾向にあり、離職理由としては「職場の人間関係に問題があった」との回答がなお多く（（財）介護労働安定センター「介護労働実態調査」）、良好な雰囲気職場づくりのために福利厚生充実の充実は重要と考えられる。都道府県におかれては、福祉・介護人材確保推進策の一環として、同センターの活動の周知等に引き続き協力いただきたい。



福利厚生センターホームページ

第2 外国人介護人材の受入れについて

1 これまでの外国人介護人材の受入環境整備の取組などについて（参考資料 28 参照）

高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは重要な課題である。

そのため、累次の処遇改善、介護職のイメージアップや多様な人材の参入促進、ICTや介護ロボット等のテクノロジーを活用した職場環境の改善による離職の防止、介護福祉士修学資金の貸付等による人材育成への支援など、総合的に介護人材の確保に取り組んでいる。そのなかで確保策の一つとして、外国人介護人材の受入れも重要であり、意欲ある外国人介護人材が我が国で長く、安心して活躍できるよう、情報発信やマッチング等の入国支援、受入施設への巡回訪問・相談等の定着支援、介護福祉士資格取得に向けた学習支援、受入施設における生活支援等の受入環境整備といった、きめ細かな支援を行っている。

なお、外国人介護人材の受入れについては、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入れを進めている。特に、人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れを制度趣旨とする特定技能については、在留者数は特に最近大幅に増加しており、26,831人（令和5年11月末現在）となっている。特定技能試験の合格者数も継続して増加しており、今後、在留者数の更なる増加が見込まれるところである。加えて、海外現地での試験ニーズの高まりを踏まえ、ミャンマーやインドなどで試験地等の拡大を行うほか、本年3月から新たにベトナムにおいて技能試験を開始するなど、拡充を行っている。

2 令和5年度補正予算及び令和6年度予算案について（参考資料 29 参照）

特に昨今、諸外国と人材確保の競争が激しくなっており、「必要な介護サービスを提供するため、海外向けの情報発信の強化等による海外現地での戦略的な掘り起こしの強化

や定着支援の取組など、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進める」（「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」について（令和5年12月22日全世代型社会保障構築本部決定））とされたこと等を踏まえ、新たに日本の介護現場に来てもらうための対策や既に国内に在留する外国人に日本の介護現場で長く働いてもらうための対策など、外国人介護人材の受入環境の整備により一層取り組む必要がある。

このため、令和5年度補正予算や令和6年度予算案において、外国人介護人材の受入環境の整備を推進していくために必要な予算を計上しており、主な内容は以下のとおりである。

各都道府県におかれては、こうした施策を活用いただき、外国人介護人材の受入環境の整備に積極的に取り組んでいただきたい。

（令和5年度補正予算）

① 外国人介護人材受入促進事業

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェアなど）の導入費用やそれが有効活用されるための環境の整備（導入に係る研修、関連規程の整備など）等に係る費用を助成する。また、外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う。

（令和6年度予算案）

② 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用を補助する。

※ 障害者施設等は「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」で実施

③ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業【拡充】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用を補助する。なお、令和6年度より、居住費などの生活費の支援に関して積極的に取り組む場合に、補助基準額への加算を設ける。

④ 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うため、送出国における特定技能就労希望者等に関する情報収集、海外での合同説明会の開催等のマッチング支援等に係る費用を補助する。

⑤ 外国人介護人材受入施設等環境整備事業

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、日本人職員・外国人介護職員・利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を補助する。

⑥ 外国人介護人材研修支援事業

介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、都道府県が行う集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施するための費用を補助する。

なお、技能実習生や1号特定技能外国人は、介護福祉士資格取得を目指した制度ではないため、就労しながら資格取得するまでの具体的な道筋や、学習支援の手法が明確ではなく、受入施設の方針次第で学習方法等が大きく異なっている状況にある。このため、どの施設で勤務していても、適切な学習支援等が行われるよう、受入施設の外国人教育担当職員等を対象に、外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技

能に関する研修を実施することは重要であることから、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

また、令和5年度の調査研究において、受入施設の外国人教育担当職員等を対象とした外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修に係るモデル的な取組の実施や、研修のカリキュラムなどの作成を予定している。成果物等については、追って令和6年4月以降にお示しする予定であるので、本事業を実施する上で、ご活用をいただきたい。

※ 外国人介護人材に関連する自治体での取組事例について、該当自治体（滋賀県・静岡県・広島県）のご協力を得て概要資料を取りまとめたので、外国人介護人材施策をより一層推進していただく上で参考としていただきたい。

また、外国人介護人材のキャリアアップの観点から、外国人介護人材受入事業所が初任者研修や実務者研修などについて外国人介護人材が受講する仕組みを整備するなど、介護福祉士国家試験の受験・合格を後押ししている事例がある。日本の介護現場で長く働くことを希望する外国人介護人材に対し、キャリアアップに繋がるような様々な支援を講じることは重要であるので、参考としていただきたい。また、介護職員初任者研修及び実務者研修受講に係る支援施策もまとめているので、ご参照いただきたい。

3 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」などについて（参考資料 30～32 参照）

（「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」について）

技能実習制度は、制度創設時の附帯決議等において、対象職種への介護の追加後3年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

また、技能実習制度及び特定技能制度については、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において見直しに向けた議論が行われ、令和5年11月30日

に最終報告書が公表された。これを受け、本年2月9日に、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議閣僚会議（第17回）」において、「技能実習制度及び特定技能の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」が決定されたところである。

このような状況も踏まえながら、令和5年7月から「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」を開催し、訪問系サービスなどへの従事、事業所開設後3年要件等の論点について議論を行っているところであるので、ご了解願いたい。

なお、就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生については、配置基準への算入が認められていないが、これまで外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会や介護給付費分科会の議論等を踏まえ、令和5年12月19日の「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」において、「外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこと」とし、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行うとされたところ。これについては、引き続き、「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」に基づいて、必要な対応を行う。

【参考】外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_225506_00001.html

【参考】令和6年度介護報酬改定に関する審議報告

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html

(特定技能「介護」における新たな受入れ見込数の設定について)

特定技能制度では、受入れ対象分野ごとに向こう5年間の受入れ見込数の設定を行うこととなっており、介護分野では、令和5年度末までの受入れ見込み数を5万900人とし、受入れの上限として運用していたところ。今般、特定技能制度の創設から5年を迎

え、新たな受入れ見込み数を設定する必要があることから、現在、令和6年度から令和10年度末までの受入れ見込み数について検討しているところであるので、ご了解願いたい。

（「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書」について）

技能実習制度及び特定技能制度については、令和5年11月30日に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書が公表され、令和6年2月9日には、この最終報告書を踏まえた政府方針（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応）が「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において決定されている。

当該政府方針では、

- ・ 技能実習制度を、実態に即して、人材確保を行うとともに、特定技能1号の技能水準の人材を育成する新たな制度（育成就労制度）を創設すること
- ・ 育成就労制度においても、特定技能1号と同様に、受入れ対象分野ごとに受入れ見込み数を設定して受入れ上限数として運用すること
- ・ 業所管省庁は、育成就労制度及び特定技能制度の育成・キャリア形成プログラムを策定すること
- ・ 外国人の人権保護の観点から、一定の要件の下で、本人の意向による転籍を認めること（要件のうち「同一の受入れ機関において就労した機関が一定の期間を越えていること」の「一定の期間」については、当分の間、各受入れ対象分野の業務内容等を踏まえ、受入れ対象分野ごとに1年から2年までの範囲内で設定することとされている）

などが掲げられている。

【参考】 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00033.html

【参考】 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について

https://www.moj.go.jp/isa/publications/others/03_00086.html

4 外国人介護人材に関する相談窓口について（参考資料 33 参照）

EPA 介護福祉士候補者及びその受入施設を対象とした相談窓口（EPA 相談窓口）や、EPA 介護福祉士候補者以外の在留資格の外国人及びその受入施設を対象とした相談窓口（外国人介護人材無料サポート）を設置し、外国人ご本人の生活、日本語学習、労務管理、在留資格などに関する相談に対応しているところである。当該相談窓口を積極的にご活用いただけるよう、各自治体におかれては、管内の事業所等に対して、当該相談窓口に関する周知をお願いする。

【参考】EPA 相談窓口について

<https://jicwels.or.jp/?p=14070>

【参考】外国人介護人材無料サポートについて

https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=85

5 外国人介護人材向け交流会開催支援及び海外に向けた日本の介護のPR等の取組について（参考資料 34 参照）

弊省の予算事業「外国人介護人材受入・定着支援等事業」において、令和3年度まで、公益社団法人国際厚生事業団が介護現場で働く外国人の介護職員や介護分野に関心のある留学生等の交流会を開催し、参加者同士の情報交換や、日本語の勉強方法、介護現場や日常生活での悩みなどの相談等に対応していたところ。

令和4年度からは、各地方自治体や団体が開催する交流会や研修等において、開催に向けた支援を行っている。

介護の担い手の需要がますます高まっていく中で、外国人介護人材の定着を促進していくことは非常に重要であり、交流会の開催により、同じ地域の外国人介護人材同士や、

受入事業所との交流の場を設けることにより、地方定着の一助となることが期待される。

そのため、公益社団法人国際厚生事業団による外国人介護人材に係る交流会の開催支援について積極的に活用するなど、外国人介護人材の定着に向けた支援をお願いしたい。

【参考】外国人介護人材向け交流会開催支援について

https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=15779

また、同事業において、特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保し、特定技能外国人の受入れが円滑に進むようにすることを目的として、海外で日本の介護をPRする等の取組を行っている。

昨年度に引き続き、WEB サイト「Japan Care Worker Guide」において、「介護の仕事」や「日本の魅力」、「特定技能制度」等のトピックに関する説明動画や記事を掲載するほか、Facebook 及び YouTube チャンネルを開設し、日本での生活や介護の仕事への興味喚起を目的とした投稿などを行っている。また、海外におけるオンラインセミナーの開催等により、海外への情報発信を行っている。令和5年度においては、ベトナム・フィリピン・カンボジア・インドネシア、ネパールの5ヶ国で実施したところである。加えて、国内の介護施設等で働く外国人をアンバサダーに任命し、日本での様子などさまざまな情報発信を行っている。

「Japan Care Worker Guide」において掲載している内容については、例えば、海外現地の学校との連携を強化するなどの取組を行う事業所等が日本の介護に関する説明会等を実施する際にも活用ができ、外国人介護人材の確保に資するものとなっているので、各自治体におかれては、管内の事業所等に対して、当該WEB サイトに関する周知をお願いする。

【参考】Japan Care Worker Guide ホームページ

<https://japancwg.com/>

【参考】Japan Care Worker Guide Youtube チャンネル

https://www.youtube.com/channel/UcKYaJ01EX05Ni9Yu96Wr_ew

6 介護分野で働く外国人の方のための学習用コンテンツ・テキストについて（参考資料 35 参照）

弊省の予算事業「介護の日本語学習支援等事業」において、公益社団法人日本介護福祉士会が開設・運営している WEB コンテンツ（通称は「にほんごをまなぼう」）。日本語を学び、日本の介護現場で働く外国人の方々が自律的に学習に取り組むための WEB コンテンツであり、日本語能力試験の N3 程度合格や特定技能評価試験対策などを目的とした学習支援ツール) について、昨年度は日本語 N3 レベルの学習に加え、新規で N2 レベルの学習コンテンツを実装したところである。今年度は、

- ・ 日本語能力評価試験 N2・N3 レベルの学習コンテンツに問題の解説の搭載
- ・ 当該事業において作成した、外国人介護人材が介護福祉士国家試験の合格を目指して学習する際に活用できる「外国人のための介護福祉士国家試験一問一答」のテキストのドリルの実装

などをしており、今後も介護学習コンテンツの更なる充実を目指していく予定である。

また、当該事業において作成した、外国人が介護現場で働く際に使用する介護福祉分野の専門用語を学ぶための「外国人のための介護福祉士専門用語集」のテキストのドリルについても、今年度中に実装予定である。

なお、「外国人のための介護福祉士国家試験一問一答」及び「外国人のための介護福祉士専門用語集」については、英語・クメール語・インドネシア語・ネパール語・モンゴル語・ビルマ語・ベトナム語・中国語・タイ語・ウズベク語・ベンガル語の 11 か国語で作成している。

これらの学習コンテンツについては、厚生労働省ホームページに掲載しているので、当該学習コンテンツを積極的にご活用いただけるよう、各自治体におかれては、管内の事業所等に対して、当該学習コンテンツに関する周知をお願いします。

【参考】 介護分野で働く外国人の方のための学習用コンテンツ・テキストについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html

7 特定技能評価試験（介護日本語評価試験）の学習用テキストの改定について（参考資料 35 参照）

介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、一定の技能水準、日本語能力水準が定められており、原則として介護技能評価試験・介護日本語評価試験などに合格する必要がある。介護技能評価試験・介護日本語評価試験については、合格を目指して知識を習得するための学習用テキスト（介護の特定技能評価試験学習用テキスト）を厚生労働省ホームページに掲載しているところである。

介護の特定技能評価試験学習用テキストについては、令和元年に初めて作成して以降、介護現場での実践状況などを踏まえ、特定技能外国人として介護現場において必要な介護の日本語などについて検討を継続してきた。この検討を踏まえ、令和6年4月頃に、改訂版「介護の特定技能評価試験学習用テキスト」（介護日本語評価試験の内容のみ改訂）を厚生労働省ホームページに掲載予定である。

なお、令和7年度の介護日本語評価試験から、改訂版テキストに準拠した試験内容になるため、各自治体におかれては、管内の事業所等に対して、当該学習テキストに関する周知をお願いします。

【参考】介護分野で働く外国人の方のための学習用コンテンツ・テキストについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html

8 介護分野における特定技能協議会手続きの見直しについて（参考資料 36 参照）

介護分野において、特定技能外国人を受け入れる機関（以下、「受入機関」という）は、地方出入国在留管理局（以下「地方入管局」という）による在留諸申請に係る審査を受ける必要がある。その審査において、当該受入機関は厚生労働省が設置する「介護分野にお

ける特定技能協議会（以下「協議会」という）」の構成員であることという要件が課されており、初めて特定技能外国人を受け入れる場合においては、受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員になることとされている。

今般、特定技能制度において、全分野一律で特定技能協議会の入会手続きの見直しが行われることとなったため、介護分野における特定技能外国人の更なる円滑な受入れに向け、受入機関が地方入管局への在留諸申請を行う前に協議会の構成員となるよう、手続きを見直すこととし、関連告示等の改正を行ったところ（本改正に併せて、介護分野における特定技能外国人の受入れの適正化と状況把握に向けた手続きの変更を行うとともに、手続きの簡素化を図る）。

見直し後の協議会入会手続きについては、参考資料36のとおりであるので、各自治体におかれては、管内の特定技能外国人受入事業所等に対して、当該手続きの見直しに関する周知をお願いする。

参考：関連告示等の改正について

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05_00019.html

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00201.html

参 考 资 料

第1 福祉・介護人材確保対策等について

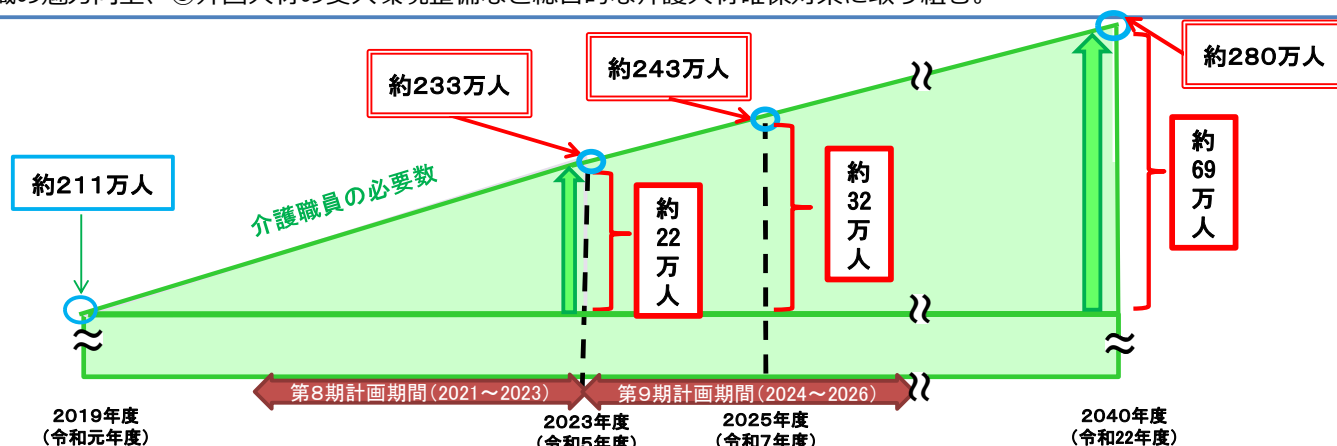
参考資料1

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））
- となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比

※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度(令和元年度)の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。
 注2) 介護職員の必要数(約233万人・243万人・280万人)については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。
 注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。
 注4) 2018年度(平成30年度)分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の処遇改善

- 介護人材の確保のため、これまでに累次の処遇改善を実施。介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の創設・拡充に加え、介護職員の収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、2024年2月から5月まで実施。
- 令和6年度報酬改定では、以下の改正を実施。
 - ・ 介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、3種類の加算を一本化。
 - ・ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、加算率を引き上げ。

多様な人材の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分野での就労活動の推進
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや、介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用を推進
- 令和6年度介護報酬改定による生産性向上に係る取組の推進（介護報酬上の評価の新設等）
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- 生産性向上ガイドラインの普及、生産性向上の取組に関する相談を総合的・横断的に取り扱うワンストップ相談窓口の設置
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウイズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施

介護職の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 民間事業者によるイベント、テレビ、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

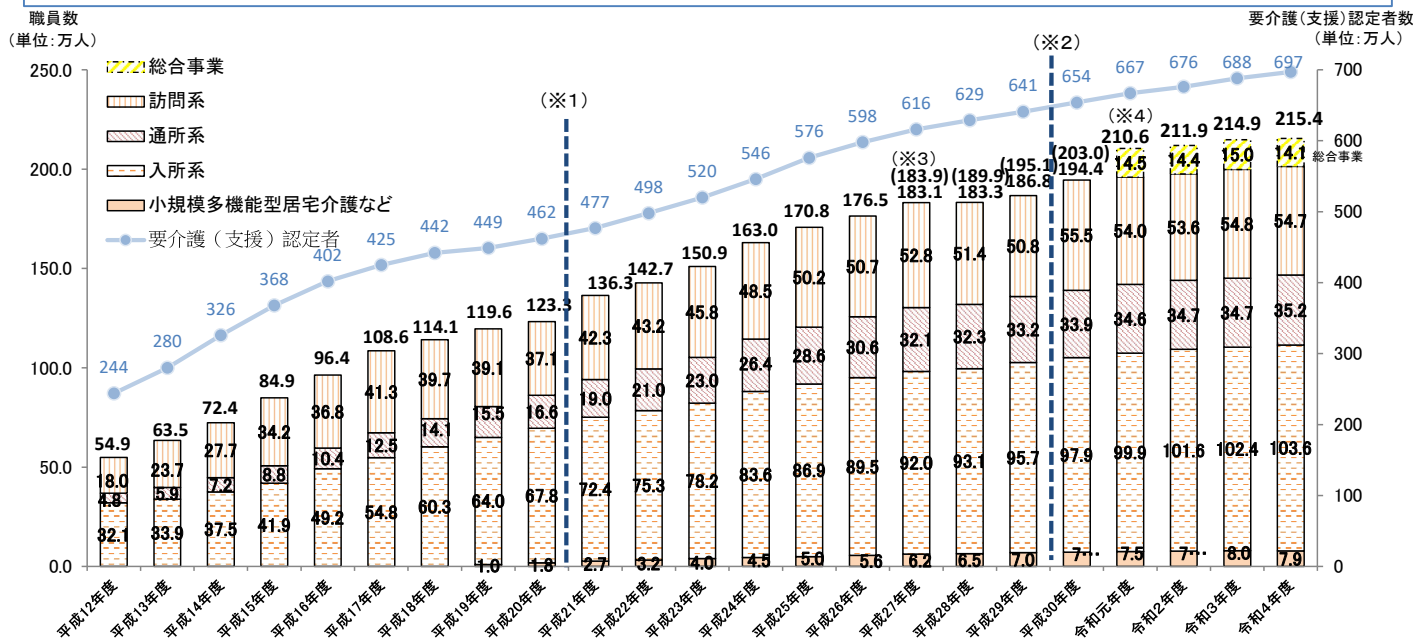
外国人材の受入れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）
- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備（現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等）
- 特定技能の受入見込数を踏まえ、試験の合格者見込数を拡充するとともに、試験の開催国を拡充

参考資料3

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)

注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

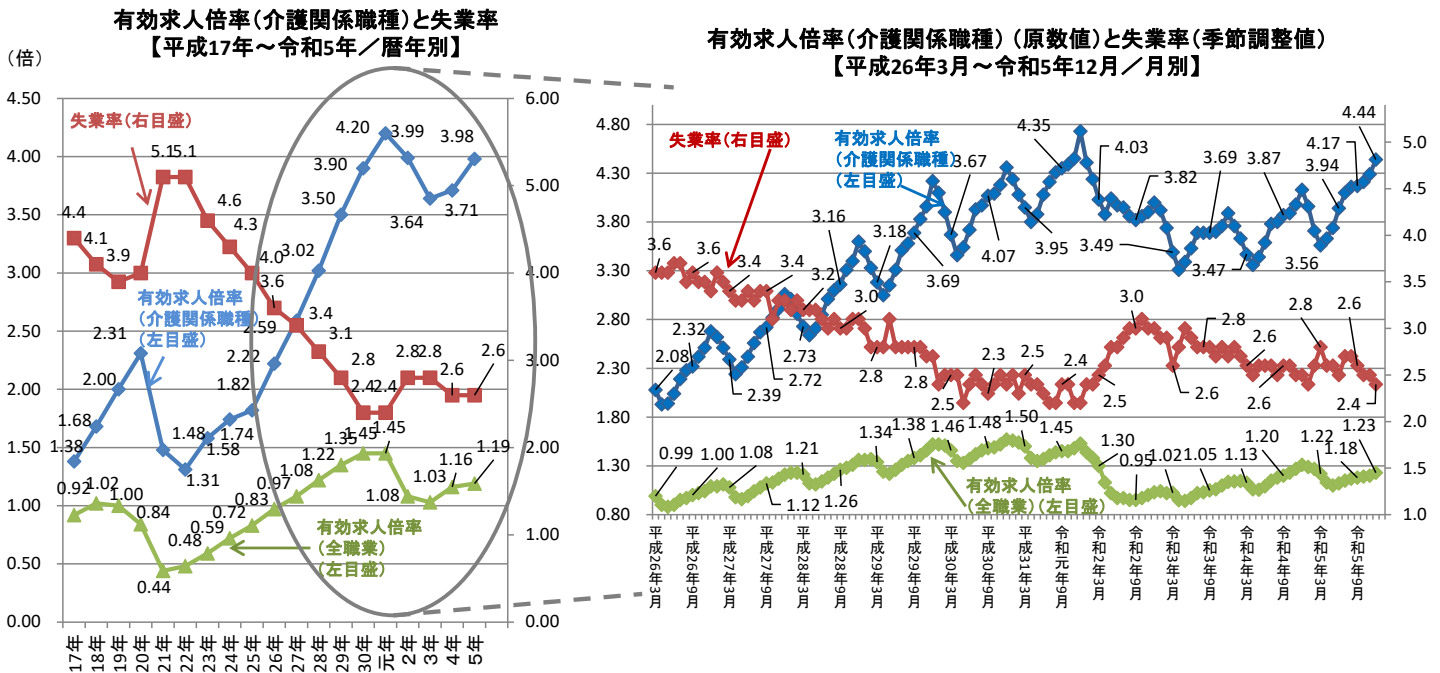
平成12～20年度	「介護サービス施設・事業所調査」(介護調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。
平成21～29年度	介護調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)
平成30年度～	介護調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。(※2)

注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱いは

平成27～30年度	総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介護調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の()内に示している。(※3)
令和元年度～	総合事業も介護調査の調査対象となったため、総合事業に従事する介護職員(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)が含まれている。(※4)

介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。



注)平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

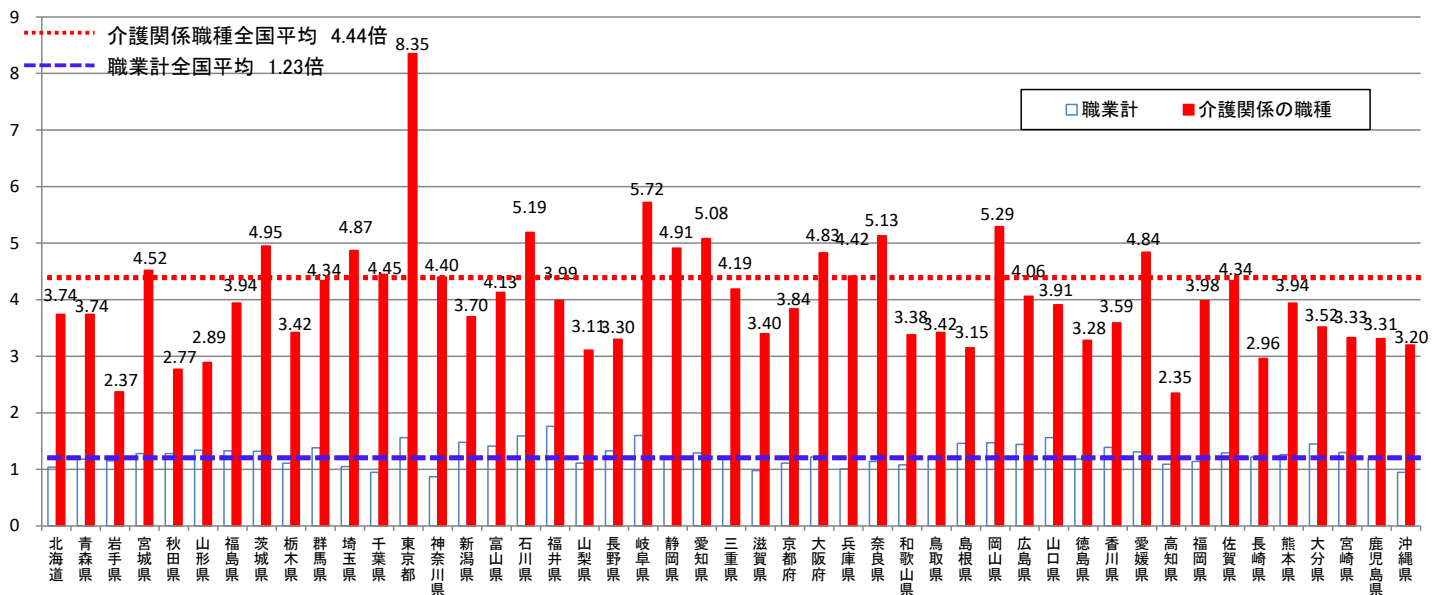
(※1)全職業及び介護関係職種の有効求人倍率はパートタイムを含む常用の原数値。

月別の失業率は季節調整値。

(※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

都道府県別有効求人倍率(令和5年12月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」(注)介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年	77.3万人	70.7万人	99.3万人	80.8万人	105.0万人		146.9万人		26.5万人	18.9万人	19.0万人	1632.2万人
<>は割合	<10.6%>	<11.4%>	<10.9%>	<10.8%>	<11.9%>		<10.9%>		<16.1%>	<18.4%>	<16.9%>	<12.8%>
2025年	120.9万人	107.2万人	146.7万人	116.9万人	150.7万人		194.6万人		29.5万人	20.9万人	21.0万人	2180.0万人
<>は割合	<16.8%>	<17.5%>	<16.2%>	<15.7%>	<17.7%>		<14.1%>		<19.5%>	<23.6%>	<20.6%>	<17.8%>
()は倍率	(1.56倍)	(1.52倍)	(1.48倍)	(1.45倍)	(1.44倍)		(1.33倍)		(1.11倍)	(1.11倍)	(1.10倍)	(1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

施策名:介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保

令和5年度補正予算 52億円

① 施策の目的

介護人材の着実な養成、確保並びに定着を支援するため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施する。

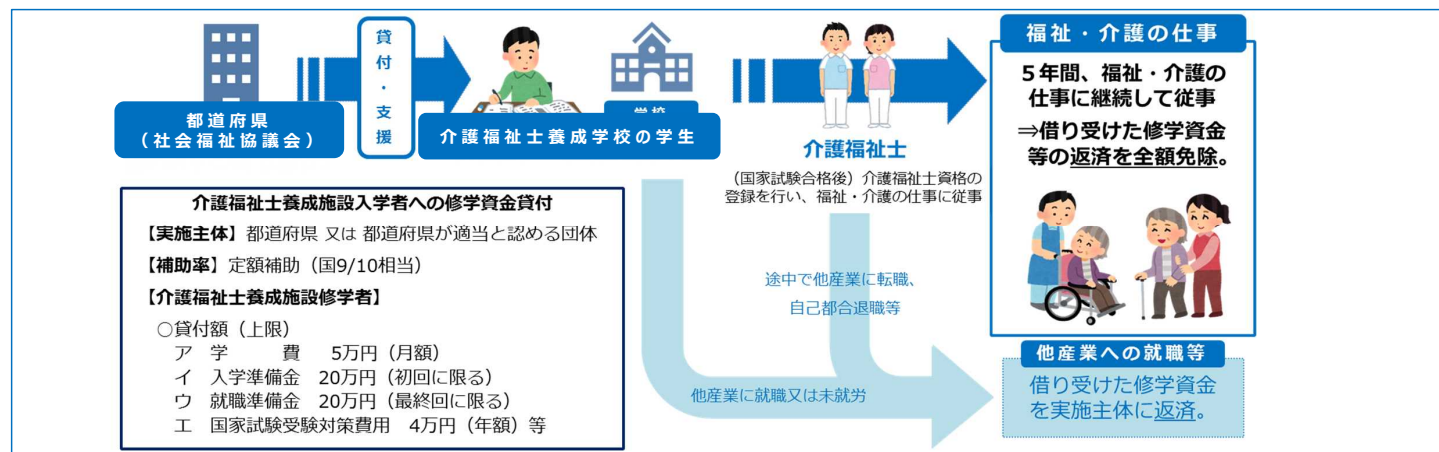
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付希望件数の増加等に伴い貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して、必要な貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業継続を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

参考資料7

介護福祉士修学資金等貸付事業の概要

事業の種類 「介護福祉士修学資金等貸付事業」の介護福祉士の資格取得に係るもののうち、外国人が利用することが想定されるもの。

	貸付事業の種類	概要	貸付額	返済免除要件
留	介護福祉士修学資金	介護福祉士養成施設の学生に授業料等の費用を貸付け	学 費 5万円 (月額) 入学準備金 20万円 (初回に限る) 就職準備金 20万円 (最終回に限る) 国家試験受験対策費用4万円 (年額) 等	介護福祉士の資格取得後、5年間介護業務に従事
技 特	実務者研修受講資金	実務者研修施設の学生に授業料等の費用を貸付け	20万円以内	介護福祉士の資格取得後、2年間介護業務に従事

実施主体 47都道府県の社会福祉協議会 (一部、社会福祉事業団)

貸付原資 国から都道府県経由で各都道府県社会福祉協議会に対し、貸付原資と事務費を補助金により間接補助。

介護職を目指す学生たちの声

これから介護職を目指す2つの学校の学生にインタビュー。
介護職を目指したきっかけや、実習先での様々な体験など学生たちの本音とこれからについて聞きました。



北海道音更町：帯広大谷短期大学

詳細はこちら >



広島県広島市：トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校

詳細はこちら >

実際に介護職に転職した人の声

営業職から介護職へ転職した男性に、転職のきっかけや、新しい仕事へ就く際の不安や迷いを伺いました。

北海道江別市：社会福祉法人 北海道友愛福祉会静苑ホーム

詳細はこちら >

子育て後、介護業界で働く人たちの声

子育てを終え、介護業界で働く3人の女性にインタビュー。
それぞれの想いを座談会形式で伺いました。

北海道江別市：社会福祉法人 北海道友愛福祉会静苑ホーム

詳細はこちら >

子どもが介護職に就いている家族の声

子どもが介護業界で働く2組の家族にインタビュー。
介護職を選んだ我が子への気持ちを聞きました。

富山県永見市

詳細はこちら >

介護の仕事魅力発信ポータルサイト

「生き方に寄り添うしごと」

<https://kaigonoshigoto.jp/>



拡充 「介護のしごとと魅力発信等事業」の取組強化

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
(内線2849)

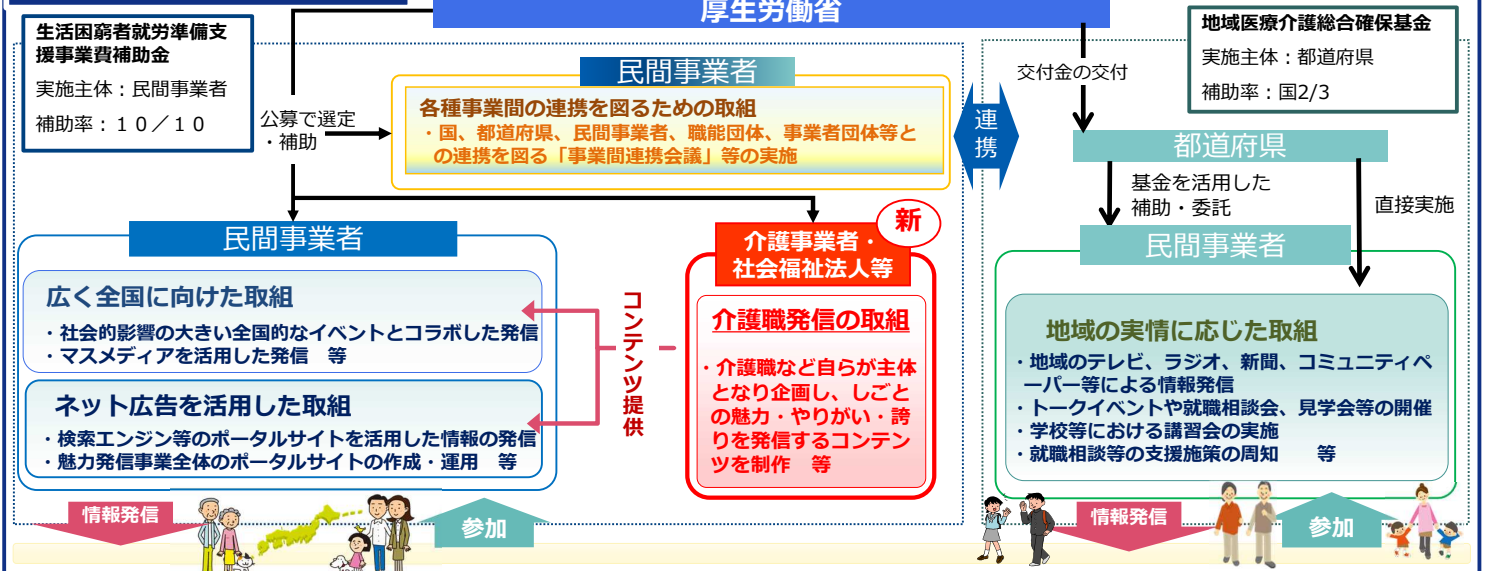
令和6年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 4.4億円 (3.3億円)
地域医療介護総合確保基金97億円の内数 (137億円の内数)

※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保にあたっては、人材の裾野の拡大を進めて多様な人材の参入促進を図ることが必要であることから、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るため、介護の仕事の魅力発信に関する取組を実施してきた。
- これまで国では、全国的なイベントやマスメディア、ネット広告など、発信力がある事業者による企画・発信を行ってきたが、最前線である現場の視点から、より具体的な魅力を発信するため、従来の取組に加え、**介護職など自らが主体となり、自らの声で介護の仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行う事業を拡充**し、発信力のある事業者と連携して広く発信することで、事業効果の最大化を図る。
- また、都道府県においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や、求職者に対する支援施策等の周知を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

2 事業スキーム・実施主体等



広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会の魅力発信の取組「カイゴのガッコウ」

1 概要

- 行政や職能団体、事業者団体で構成される「広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会」を設置。
- 人材のマッチング、職場改善・資質向上、イメージ改善・理解促進を3本柱としてさまざまな取組を実施。
- 平成24年度から令和元年度まで、介護の日イベントとして、**介護の日フェスタ**を8年連続開催（令和2・3年度はコロナで中止）。
- 令和4年度は、介護の日フェスタをリニューアルし、若者の福祉・介護分野への参入促進を目的に、若者が未来に向けて福祉・介護の魅力発信していくイベント「**カイゴのガッコウ**」を実施。
- イベントワーキングを設置し、大学生を含めた若いメンバーで検討し、県内の高校を回って校長先生に話をしながら、高校生の参加者を集めた。
- 当日は、福祉系高校の生徒による**介護実習体験発表会**、現役の職員が介護という仕事について語る「**現役職員のカタリバ**」、介護職員・住職・棺屋が共に看取りについて語る「**異色のクロストーク**」、来場者がお棺に入れる、**納棺体験**など工夫した内容に。

2 カイゴのガッコウが生まれるまで



地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業分）

※メニュー事業の全体

令和6年度当初予算案 97億円（137億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和4年度交付実績：47都道府県）※赤字下線(令和6年度拡充分) *付き下線(事業の類型化)

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> 地域における介護のしごとの魅力発信 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 介護未経験者に対する研修支援(*) 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援(*) 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化(*) 人材確保のためのボランティアポイント活用支援 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施等 	<ul style="list-style-type: none"> 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段階におけるアセッサー講習受講 介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> 知識や技術を再確認するための研修の実施 離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握(*) チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターの養成のための研修 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 介護施設等防災リーダーの養成 外国人介護人材の研修支援 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援等 	<ul style="list-style-type: none"> 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修 管理者等に対する雇用改善方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備(*) 介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援 総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援(*) 介護職員に対する悩み相談窓口の設置 ハラスメント対策の推進 若手介護職員の交流の推進 外国人介護人材受入施設等環境整備等

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
 ○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援(*) ○ 離島、中山間地域等への人材確保支援

① 施策の目的

介護分野への参入促進のため、未経験者を対象として行っている介護に関する入門的研修に加え、職場体験、マッチング等を一体的に行うモデル事業を実施することにより、実際の入職にまでつなげ、介護人材のすそ野を広げる。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

【事業内容】

地方自治体が、以下の事業を地域の実情に応じてモデル的に実施し、その経過・成果を横展開する。

1. 一体的支援のスキーム検討・実施

＜一体的支援イメージ（一例）＞

- ・ 入職まで見据えた入門的研修のターゲット選定・広報戦略や関係事業者の開拓等
- ・ 入門的研修の実施
- ・ 職場体験（業界団体、関係事業者と連携し、研修受講から職場体験までのスムーズなつながり）
- ・ 職場体験後のフォロー（マッチングまでのスムーズなつながり）
- ・ マッチング（職場体験を踏まえた求人事業者との丁寧なマッチング）
- ・ 入職
- ・ 入職後のフォロー体制の構築

2. 検討・実施体制の構築

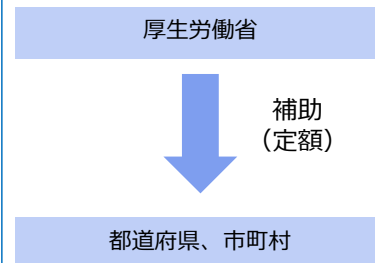
都道府県、市町村、業界団体、研修事業者などが連携して、モデル事業の実施・評価等を検討する体制を構築。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【事業実施主体】

都道府県、市町村

【資金の流れ】



【補助率】

定額

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

本事業によるモデル構築、横展開によって、介護未経験者の入職につながりやすい手法が普及され、介護人材のすそ野の拡大、介護人材確保の推進が図られる。

介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援研究事業

介護に関する入門的研修およびマッチングの実施

取組

プログラム検討チームの設置

- ・ 研修プログラムの検討
- ・ 介護助手業務の切り出し

介護に関する入門的研修

（基礎講座3時間＋入門講座18時間）
 地元の介護施設の職員を講師とした

体験実習

（1日3時間程度 3日間）
 受講者が希望する地元の介護施設等で実施

取組の成果

3年間の修了生 35名（内、7名は基礎講座のみ）

	R3	R4	R5	計
入門講座修了	9	12	7	28
就労希望	3	2	3	8
検討中	6	7	4	17
希望しない・未回答	0	3	0	3

※施設体験を終えた時点での調査のためR3の1名はR4で集計

介護助手1人、
 初任者研修修了し介護職1人

健康福祉・人材センターに
 登録した者は2名。

現在は介護助手3人
 訪問介護員1人

施設間の横のつながりができた

職員自身が日頃の実践を振り返る機会となった

業務の切り出しを検討することで、改めて専門性を考える機会となった

受講生・修了生同士のつながりができた

地元の介護施設や介護職を身近に感じ、親しみをもつ機会となった

入門的研修の実施

共通基礎
知識に

21時間(約3日間)

- ・介護に関する基礎知識
- ・介護の基本
- ・基本的な介護の方法
- ・認知症の理解
- ・障害の理解
- ・介護における安全確保

老化に関すること
をはじめ基本的な知識
を学ぶ



研修修了者と
事業所との
マッチング



入門者の相談支援



交流会等を通して
介護職場への導入定着

地元の介護保険事業者等

自宅から
通いやすい施設



業務体験支援

介護助手として
週1回、1日2~3時間など、
さまざまな勤務形態と内容



人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度について

(平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

概要

- 「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度」は、職員の人材育成や就労環境等の改善につながる介護事業者の取組について、都道府県が基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした事業者に対して認証を付与する制度。(※介護事業者による参加表明、宣言による仕組みを導入する例もある。)
- 本制度は、地域医療介護総合確保基金における介護従事者の確保に関する事業に位置づけられており、認証評価制度の運営に要する経費を支援。

期待される効果

- 介護事業者の人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、
 - ① 働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進
 - ② 介護職を志す方の参入や、介護職員の離職防止、定着を促進
- これにより、介護業界のイメージアップに繋がることを期待。

評価項目、認証基準の例

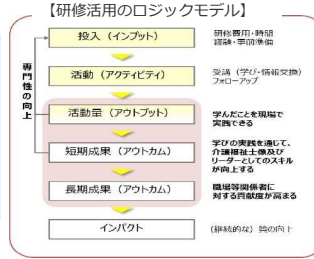
	評価項目例 (一部抜粋)	認証基準例 (一部抜粋)
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な給与体系の導入 ・休暇取得、育児介護との両立支援 ・業務省力化への取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与支給基準、昇級基準等の策定、周知 ・有給計画的付与、産休育休中の代替職員確保、ハラスメント対策 ・ICT活用、介護ロボットやリフト等による腰痛対策
新規採用者の育成体制	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用者育成計画の策定、研修の実施 ・OJT指導者、エルダー等へ研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用者への育成手法、内容、目標が明確な計画策定 ・OJT指導者等の設置、職員への公表、研修の実施
キャリアパスと人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパス制度の導入 ・資格取得に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパスの策定、非正規から正規職員への登用ルール ・職員の能力評価、小規模事業者の共同採用・共同研修の実施 ・介護福祉士等資格取得のため、シフト調整、休暇付与、費用援助

実施自治体数 **34都道府県 (令和5年4月1日現在)**

「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ (令和4年12月23日厚生労働省)」において、職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者を都道府県が認証する取組について、**全都道府県での実施を目指すこととされている。**

＜事業概要＞

令和3年度調査研究に引き続き、介護福祉士が研修(※)を受けることにより、現場においてどのような効果をもたらしているかを把握するとともに、介護福祉士のキャリアアップを推進するために、リーダーとしての役割に応じたキャリアモデルの検討とそのための効果的な研修活用の在り方について検討。
(※) 認知症介護実践研修(実践者研修)、認知症介護実践研修(リーダー研修)、ユニットリーダー研修、介護福祉士ファーストステップ研修



出典:令和4年度老人保健健康増進等事業「介護福祉士のキャリアモデルとリーダーとしての役割に応じた研修活用の在り方に関する調査研究事業」報告書(令和5年3月・株式会社日本能率協会)より引用・一部編集

＜研修受講後の実践の状況＞

①自己評価×アウトカム(職場等に対する貢献度)

1つ受講 (n=728)	2つ受講 (n=309)	3つ受講 (n=135)	4つ受講 (n=34)
3.6	3.8	3.9	3.6

＜結果＞ ⇒右記参照

○先行研究により得られたロジックモデルを踏まえ、研修受講者が受講後にリーダーとしての役割を実践できているかどうかについて確認・検討した結果、

- ・研修内容の実践
- ・求められる介護福祉士像又はリーダーとして求められる能力の実践が認められた。

また、受講数が多いほど、より実践されていることも確認でき、**研修によって介護福祉士の成長を促すことができていることが定量的に把握**できた。

○これまでの調査研究事業から、介護福祉士には現場の実践(介護実践者、特定スキル向上)だけでなく、マネジメント(新人・実習生の指導、介護職・施設全体のまとめ役)まで、多彩な役割が求められることが明らかとなり、介護福祉士のキャリアモデルとして「山脈型」を示した。

＜今後の課題＞

このキャリアモデルは、全ての介護福祉士が単にマネジメントを到達点としてキャリアアップしていくのではなく、各自がその意欲や能力等に応じてマネジメント業務や職場内外の介護力向上、認知症ケア・看取りケア等の特定のスキル向上など、自らの選択で目指していくというものである。

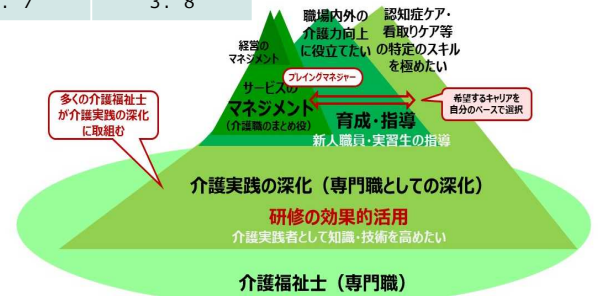
なお、このキャリアモデルの検討の際、委員からは、この山脈をどう登っていくことが適切かその具体的な方法を示すことが重要であるとの意見が出された。この点について、来年度以降、引き続き、調査・検討を進めていくことが重要である。

②他者評価×アウトプット(求められる能力の実践度)

	受講なし (n=490)	1つ受講 (n=135)	2つ以上受講 (n=34)
介護職の中で中核的な役割を担う	2.8	3.4	3.6
サービスのマネジメント/計画に沿ったサービスの提供とその質	3.0	3.4	3.6

③他者評価×アウトカム(職場等に対する貢献度の変化)

1つ受講 (n=660)	2つ以上受講 (n=184)
3.7	3.8



■介護福祉士のキャリアモデル(山脈型)イメージ

参考資料17

【○医療・介護・障害福祉分野における人材の養成・確保、定着を図る取組支援】
施策名:地域における介護人材確保促進のための伴走支援事業

令和5年度補正予算 48百万円

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
(内線2849)

① 施策の目的

地域での介護人材確保に課題を有する自治体に対し、有識者等による伴走支援を地域の実情に応じて行い、人材確保を進めるとともに、その検討・実施過程をとりまとめ、研修等を通じて横展開を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

1. 伴走支援プログラムの実施

有識者等による伴走支援体制を構築し、地域の実情に応じ、必要な支援を行う。

＜伴走支援イメージ(一例)＞

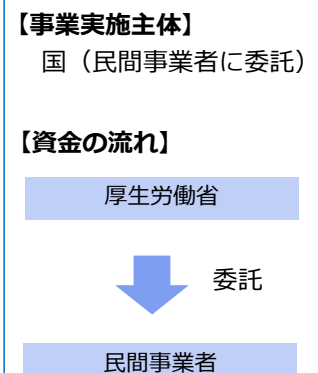
- ① 地域課題把握の支援
- ② 市町村(圏域)毎の詳細な介護人材推計・分析の支援
- ③ 現行施策整理・今後の検討にあたっての助言
- ④ 検討した施策への助言
- ⑤ 施策実行後のフォロー、次期計画を見据えた助言

等

2. 研修の実施等を通じた好事例の横展開

各地方自治体における検討・実施過程をとりまとめ、研修等を通じて周知し、全国への横展開を目指す。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地域の実情に応じた支援によって、効果的な介護人材確保策の検討・実施されることで、介護人材確保の推進が図られる。

令和6年度予算案 1.5億円（1.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体：福島県が適当と認める団体 補助率：10/10

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1) 学費（研修受講費） 15万円を上限（実費の範囲内）
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 ・30万円＋①＋②（1年間従事した場合全額返済免除）
・50万円＋①＋②（2年間従事した場合全額返済免除）
 - ① 世帯赴任加算
 - ・ 家族と赴任する場合… 12.5万円＋（世帯員数－1）×5万円
 - ・ 単身赴任の場合 … 20万円
 - ② 自動車輸送費用等加算（新規購入の場合は登録手続代行費用）
・ 20万円を上限（実費の範囲内）
- (3) 教材費・住居費（通学費） 12万円を上限（実費の範囲内）・3.6万円（月額上限）
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
- (4) 支援金 20万円を上限

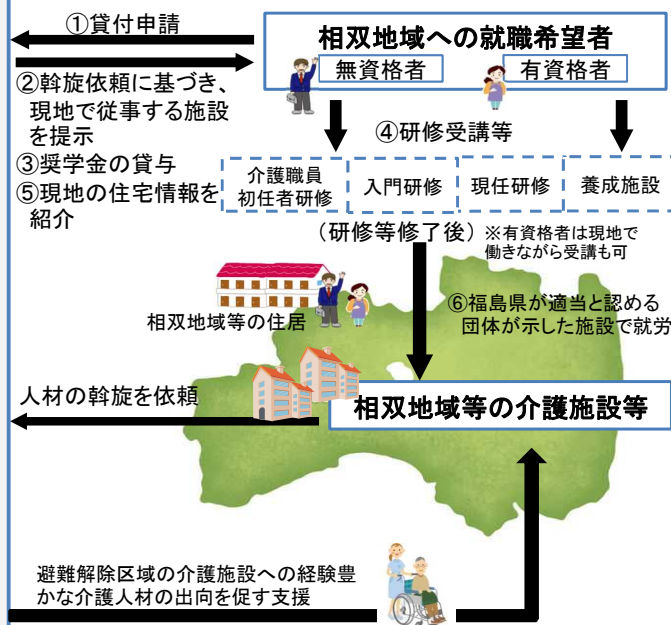
住まいの確保支援

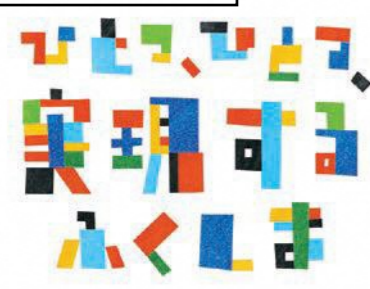
現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援





国としても、被災地の介護人材確保を支援しています。

※この事業は国（厚生労働省・復興庁）の「被災地における福祉・介護人材確保事業」を、福島県社会福祉協議会が実施主体となって行うものです。



福島県相双地域等（浜通り）で

介護職員として働きませんか

福島県外在住者向け **就職準備金等の貸付制度**

返還免除付き

研修受講料
(実費分)

15万円以内

就職準備金

50万円以内



詳しくはホームページをご覧ください

ふくしまで、咲こう。

検索

<https://www.f-kaigoshogaku.jp>

【お問い合わせ】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111番地

「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業」担当まで

TEL

024-526-0045

福祉人材センターの事業運営に関する通知について【現時点の案】

趣旨等

○福祉人材センターは、平成4年の創設以来、社会福祉法第94条に基づき、福祉の仕事に関する啓発活動、職員の確保に関する事業所への相談支援等、研修の実施、無料職業紹介等、福祉人材確保に関する取組を幅広く行っており、民間職業紹介事業者等が担うことの出来ないそれら事業の実績・事業手法を有している。

○他方で、各センターが効果的な事業を実施するためには、地域における福祉人材確保対策の中で、各センターが果たすべき役割を明確にしつつ、ハローワーク及び地域の各施策・関係諸機関と、連携して取組を進めていくことが不可欠である。

- 国から都道府県に対して、
 - ・各センターとの連携や取組の状況の確認とともに、
 - ・地域の実情に応じた福祉人材確保対策の中で、各センターがその経験や強みを如何なく発揮できるよう、連携や取組の改善、関係団体との円滑な連携のための調整や新たな取組の検討等をお願いする。

現時点で検討している内容

1. 福祉人材センターの事業と都道府県の人材確保対策との連携・調整

(1)福祉人材センターの事業運営は、福祉人材センターが果たすべき役割と機能について、中央福祉人材センターが策定した「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」(令和2年3月)により、大きな3つの方向性と、5つの主要課題が示されている

(参考資料21)。

(2)今後、地域の福祉人材確保対策の中で、どの課題に重点的にアプローチし、その中で各センターがどういった役割を担うのかについては、都道府県において、これまで地域の実情に応じて各センターと連携しその事業実績や、現在実施している事業、他機関の取組状況等も踏まえて、位置づけを明確にさせていただく必要がある。

1

福祉人材センターの事業運営に関する通知について【現時点の案】

2. 福祉人材センターの取組事例

(1)「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」(令和2年3月)5つの主要課題に沿って、取組事例を示し、各都道府県の参考とする。

- | | |
|---|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① すその拡大に向けた多様なアプローチ ② 福祉施設・事業所に対する支援 ③ きめ細かなマッチングの強化と定着促進 ④ 魅力発信と将来的な福祉人材の確保 ⑤ 関係者の連携促進と取組の推進 | } 別添取組事例参照 |
|---|------------|

3. 国による事業補助とハローワークとの連携の促進

(1)厚生労働省は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金により福祉人材センターの実施する啓発事業や無料職業紹介等を支援するとともに、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性の向上、福祉・介護職の魅力向上など効果的な事業の展開ができるよう、地域医療介護総合確保基金において多様なメニューを用意しており、都道府県は福祉人材確保対策において、各センターの強みが活かされるよう地域の実情に応じた対応が求められる。

(2)福祉人材センターとハローワークとの連携については、(平成30年3月30日社援基発0330第3号「福祉人材センター・ハローワーク連携事業について」通知及び職 発 0726第4号 医政発 0726 第 10 号 社援発 0726 第 16 号 老 発 0726 第2号 こ 成 保 1 0 9 令 和5年7月26日「公的職業紹介の機能強化と有料職業紹介事業の適正化について」)通知に基づき、公的機関として地域における連携が求められている。

福祉人材センターの事業運営に関する通知について【現時点の案】

4. 福祉人材センターの取組状況の確認等

- (1) 福祉人材センターが社会福祉法第94条に基づき、様々な福祉人材確保の取組を幅広く行っていることや、地域の実情に応じて重点的に対応している事業が異なることも踏まえて、その取組実態を正確に把握できるような客観的指標や取組の説明が求められる。
- (2) 無料職業紹介事業については、多様な求職者、求人者に向き合い、福祉現場とのネットワークや専門知識を有するスタッフが丁寧に就職支援を行うこともセンターの意義の一つであることから、就職(採用)件数だけに着目するのではなく、各センターの求人求職の状況等を丁寧に確認し、そのノウハウや体制を活かした取組が展開できるよう、都道府県は連携して取り組むことを求める。
- (3) 事業毎のアウトプット、アウトカムを明確にした上で、定期的に事業状況を確認し、評価を行うことが有効

下記を参考に、地域の実情に応じた対応をお願いする。

(想定される項目例)

各センターの運営委員会等を活用した事業状況の確認・評価、事業状況の確認・評価結果等のウェブサイト等での公表、求職相談件数、就職イベントの実施回数、求人開拓のための事業所訪問回数、求人相談件数、職場体験ツアー等の実施回数・参加者数、各センターの事業実施体制の確認 等

※上記については今後変更があり得る。

※今後、各都道府県人材センターと協議を行いながら検討を進める予定。

3

参考資料21 「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」の概要

- 目的** ○ 福祉人材センターは、創設以来四半世紀の間、福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な取り組みを進めてきたが、福祉人材の恒常的な不足というこの難局において、**新たな決意をもって福祉人材確保に取り組んでいく必要がある。**
- 「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」を策定し、福祉人材確保に関わる課題と方向性を**全国の福祉人材センターが共有し、機能の充実・強化に向けて取り組む**こととする。
- 具体的な取り組みにあたっては、**地域の実情を踏まえて課題と目標を設定**する。この取り組みを通じて、**多様な関係者との連携・協働**による福祉人材確保対策の推進し、**福祉人材センターの認知度や実績の更なる向上をめざす。**
- 期間** ○ 令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間(中間年等に見直しを行う。)

3つの方向性 ～社協らしさと強みの発揮～

社協らしさとセンターの強みの発揮	関係者の連携・協働による取組の強化	市町村域等での取組の強化
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会のネットワークを基盤に、さらなる関係者の参画を要請し、活動実践をめざす 社会福祉協議会全体で総合的に福祉人材確保に取り組む視点を持つ 地域福祉の観点から、地域共生社会を支える多様な人材の確保・養成に取り組む 課題を抱えた一人ひとりに寄り添う 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材確保を目的としたプラットフォームを設置し、情報共有・協議、具体的協働事業に取り組む ハローワークとの相互協力関係を一層強化し、求人・求職者情報の共有やイベントの共催などによりセンターの認知度向上に取り組む 教育関係者との連携による学童・生徒、保護者への啓発や魅力発信に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業(支援)計画において「人材の確保・資質の向上」が記載され、計画的な推進が図られている中、市町村域等の圏域を意識した事業に取り組む 市町村域等での事業展開においては、市町村や市町村社協との連携を強化し、社協のネットワークを活かした事業展開に取り組む

福祉人材センターにおける5つの主要課題

すそ野拡大	すそ野拡大に向けた多様なアプローチ	事業者支援	福祉施設・事業所に対する支援	マッチング	きめ細かなマッチングの強化と定着促進	魅力発信	魅力発信と将来的な福祉人材の確保	連携促進	関係者の連携促進と取組の推進										
◆多様な人材の参入促進	◆多様な人材に届く新たなアプローチや働きかけの工夫 ・「介護に関する入門的研修」等の開催と情報提供の強化	◆魅力発信や求人活動への支援 ・種別協議会等と連携し、事業者を支援することが必要	◆魅力的な事業所訪問 ・事業者との信頼関係を構築するため、積極的な事業所訪問が重要	◆丁寧なニーズ把握と調整 ・「顔の見える関係」をつくり、求職・求人票で見えてこないニーズ等を丁寧に引き出すことが重要	◆定着促進の強化 ・事業者とともに、入職後の支援に積極的に取り組むことが必要	◆子ども、保護者等への啓発 ・教育委員会、自治体、学校、福祉教育所管部門と連携した、福祉教育や福祉体験の積極的な取り組み	◆当事者からの魅力発信 ・当事者から福祉の仕事の魅力を引きききと伝えられるよう、効果的な発信を工夫	◆プラットフォームづくり ・福祉関係者のみならず、教育関係、経済団体、自治会やPTA等、分野を超えた幅広い関係者が集い、多様な企画や手法について創意工夫することが必要	◆就職水戸期世代への働きかけ ・雇用拡大とマッチングに向けた支援の充実	◆種別協議会等との連携強化 ・種別協議会等との連携強化	◆相談支援機能の強化 ・基金等の活用によるキャリア支援 専門員の安定的・継続的な配置の促進	◆当事者からの魅力発信 ・SNSやVRなど多様な媒体を活用し、幅広い世代に向けた発信方法を工夫	◆協働事業の展開 ・業界として対応が求められるテーマを設定し、それぞれの組織の強みを活かした協働事業を推進	◆潜在的な資格者の呼び戻し ・専門職団体等の関係団体や研修機関等との連携による届出登録の促進	◆専門的な支援を要する求職者への支援 ・地域若者サポートステーションとの連携による専門的な相談支援の実施 ・生活困窮者自立支援制度、日常生活自立支援事業等の活用や専門機関との連携による支援の実施	◆SNSやVRなど多様な媒体を活用し、幅広い世代に向けた発信方法を工夫	◆教育関係者との連携 ・教育委員会等との連携強化による教育現場での理解促進 ・公民館等を活用した身近な地域での福祉・介護に関わる周知・啓発	◆プラットフォームは実効性のある協議の場とし、具体的な協働事業に取り組む	◆協働事業の展開 ・業界として対応が求められるテーマを設定し、それぞれの組織の強みを活かした協働事業を推進 ・県域を超える広域での取組、市町村域・日常生活圏域での取組など、様々な圏域における事業展開



協定内容

- 目的
福祉及び教育の分野において相互に連携・協力することで、北海道の福祉活動の推進及び福祉人材の育成に資することを目的として、協定を締結。
- 協定締結日 令和4年4月22日
- 連携・協力事項
 - 1.地域福祉の課題解決に向けた共同研究及び事業の立案に関すること
 - 2.福祉活動の啓発、推進に関すること
 - 3.福祉に関わる人材の確保と育成に関すること
 - 4.学生の就職支援に関すること



- ・1887年に創立、私立大学。
- ・70年以上にわたり福祉系学部・学科を中心に介護福祉人材を輩出。
- ・社会福祉学科
2023年：定員120名/入学128名
- ・ホームページURL
<https://www.hokusei.ac.jp/>

取組内容

- ① 就職希望者への個別支援
- ② 福祉職場説明会の開催
- ③ 職場体験事業の実施
- ④ 学内の就職セミナーなどへの参画・協力

- 出前講座「福祉のリアルなお話」 ※R4年度から実施
- ・開催方法 集合・オンライン併用（アーカイブ配信あり）
 - ・回数 1回（7/12）
 - ・参加者数 27名（3年生対象、参加任意）
 - ・内容 現場で働くOB.OGからの講話、**人材センターの事業案内**

<その他>

- ・北星学園大学就職支援課がキャリア形成を目的に実施していた「福祉ガイダンス」の一環として出前講座を開催。
- ・開催時期は、当センター主催の職場説明会開催前に行い、職場説明会への参加を促進している。

【役割分担】

- ◆就職支援課
- ・会場確保
 - ・学生への周知、参加取りまとめ
 - ・当日進行、配信等

- ◆人材センター
- ・OB・OG調整、依頼（謝金あり）
 - ・チラシ作成

「北星学園大学・北星学園大学短期大学部」・「北海道社会福祉協議会」連携協定事業
北星学園大学就職支援課「福祉ガイダンス」 × 北海道福祉人材センター「出前講座」

福祉のリアルなお話

さてね！

7/12（水）
13時～14時30分

会場：C403教室

対象：社会福祉学部3年生
（他の学年・学部の学生さんも大歓迎です）

◆ゲストスピーカー

社会福祉法人さびら啓蒙会 札幌市中央区第3地域包括支援センター 中野 里美さん 職種：社会福祉士	社会福祉法人北ひろしま福祉会 札幌市中央区第3地域包括支援センター 相談室ここに 加藤 貴裕さん 職種：相談支援専門員
---	--

地域包括支援センターは地域の高齢者の総合相談窓口・支援機関として、高齢者の生活やQOLを高めるお手伝いをしています。
各種相談に対応し、学びの多い職場です。
皆さんも福祉の魅力を体感し、笑顔で働く職場選びができますように！

大学の時に障害者福祉に興味を持ち、社会福祉士の資格を取得。相談支援専門員として、保護者の意向をくみ取りながら、ご本人の意思にも十分に耳を傾けて、二人の福祉サービスを利用される方の対応をしています。

社会福祉法人北海道社会福祉協議会
北海道福祉人材センター
札幌市中央区北5条西7丁目から2.7-3F
福祉職就労支援している方々から人材を求めている施設・事業所を通じて無料職業紹介事業を行っています

趣旨・目的

- 目的
マザーズハローワーク札幌との連携による子育て世代・主婦層に向けた福祉分野への就業促進を図る。
※R5年度から実施

取組内容

- 開催方法 集合形式
- 回数 2回（①12/12、②2/20）
- 参加者数 12/12…19名（申込み22名）

【役割分担】

人材センター

- 事前準備
 - ・会場手配
 - ・チラシ作成
 - ・申込み受付（電話申込み、全体管理）
 - ・HP等掲載
 - ・チラシ配布（関係機関、区民センター等）
- 当日
 - ・会場準備、進行
 - ・説明
 - ・個別相談

マザーズハローワーク

- 事前準備
 - ・申込みフォーム提供
 - ・申込み受付（ネット申込み分）
 - ・HP等掲載
 - ・チラシ配布（ハロワークへの郵送）
- 当日
 - ・説明
 - ・活動実績配布

連携



- ・仕事と家庭を両立させながら働きたい方を専門的に支援する窓口。
- ・就職相談の他、就職に役立つセミナーの開催、子育て支援に関する情報提供、キッズコーナーの設置。
- ・札幌以外に、道内11カ所のハロワーク内にマザーズコーナーを設置。

女性のための福祉の仕事キャリアセミナー

2023
12.12 Tue 10:30-11:30
(受付開始10:15)

①福祉のお仕事について
福祉の仕事の実際、資格、働き方についてお話しします

②マザーズハローワーク札幌からのご案内
就職活動の進め方と職業選択についてお話しします

【希望者のみ】個別相談（一人30分）
「未経験で不安」「どのように職种を選べばいいの?」など、就職活動で不安なことなんでもご相談ください

※本セミナーの受講は雇用保険受給等にかかると「求職活動実績」に該当します

お申し込み・お問い合わせ
社会福祉法人北海道社会福祉協議会
北海道福祉人材センター
011-272-6662
お電話でのお申し込みも可能です

会場
かてる2.7
3階「310会議室」
札幌市中央区北5条西7丁目1番地

対象
就職活動中の方

マザーズハローワーク札幌からホームページからもお申し込みができます

趣旨・目的

- 静岡県福祉人材センターは、静岡労働局、ハローワーク、介護労働安定センター静岡支部と日常的に連携。
(ハローワーク連携調整会議：年2回 (参加者) 労働局、拠点ハローワーク、人材バンク、人材センターの職員)
- 人材センター主催の相談会の周知協力のほか、ハローワークへの出張相談を年間で定期開催。(共催事業)
- 介護労働安定センターの実務者研修と人材センター主催の就職ガイダンス&ミニ就職相談会を同時開催。

取組内容

○人材センター主催「ミニ就職相談会」にハローワーク職員も参加。
☆R4：21回実施 参加者337人、相談494件、求職登録52人、採用59人
 介護労働安定センターの実務者研修受講者(41人)が、授業の一環として参加
 (受講者には就職ガイダンスを事前に実施し、求職登録を案内)



○ハローワーク出張相談 (県内各地で定期開催)
 ハローワークに出向き、マッチング担当者を講師とする就職ガイダンスと個別相談(福祉のお仕事相談)を実施する。
 ・12回/年×7か所(富士、三島、沼津、清水、静岡、焼津、島田)
 ・6回/年×6か所(伊東、御殿場、富士宮、掛川、磐田、榛原)
 ・3回/年×1か所(下田)
☆R4：123回実施 相談451件、相談求職登録155人、採用41人



趣旨・目的

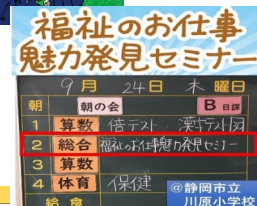
- 県内小中高校生に対し福祉のしごとの魅力を発信するとともにしごとに対する理解を深める。

取組内容

○福祉のお仕事漫画
 ・令和4年度からは静岡県在住の美術大学卒業の介護福祉士(現役)で、漫画家に依頼し作成。
 ・R4:介護の資格編 R5:夜勤編



○福祉のお仕事魅力発信セミナー **[R4:97校 191回]**
 ・県、市町教育委員会へ事業実施について承知依頼を发出
 ・年度初め、人材センター職員が「校長会」等を巡回し、周知して新規実施校を開拓
 ・県内小学4年生～高校生を対象に主に県内福祉施設の職員が講師となり実施



○保護者向け啓発資料の作成&配布。
 ・上記「魅力発見セミナー」時に児童に家庭に持って帰ってもらい、中高生の保護者にアンケートをとり、学校経由で回収。
 ・福祉の仕事の魅力、リアルな給与やキャリアアップについて情報発信。



○職業体験事業、生徒保護者向け福祉施設見学・体験会の実施
 ・職場体験事業 R4:中高生448人、
 ⇒ **福祉系進学24人、就職9人(高校生)**
 ・生徒・保護者向け福祉施設見学・体験会 R4:63人



趣旨・目的

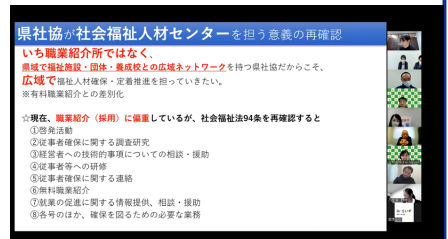
- 令和元年度、県内福祉施設採用担当者の有志のネットワークをから立ち上げ
- Zoomや対面での意見交換会をベースとし「大学への出前講座」など実働面においても、連絡一本で多数の協力申し出があるなど、県域の人材確保のために動けるネットワーク組織を構築

取組内容

- 登録法人は45法人、各回10~20法人が参加。
- 各法人の「人材確保・定着」についての情報交換と併せ、県域で取り組めるアイデアなど、「静岡県全体の福祉人材確保・定着」のために何ができるのかを協議。
- 福祉人材センターが事業実施の検討の場を設定し、現場目線で一緒に考える場としている。

〈令和5年度に実施した会議〉

- 夜勤（啓発マンガの企画会議）
- 福祉系養成校（大学教員）と施設の意見交換会
- ①ダイレトリクルーティング／②学生へのWEBアプローチ（※ゲスト FACE to FUKUSHI）
- 求職者の動向・紹介会社の戦略編（※ゲスト 県内の人材紹介・派遣会社）



趣旨・目的

- 各市町村が主催する就職フェアに協力し、福祉事業所における福祉人材を確保。

取組内容

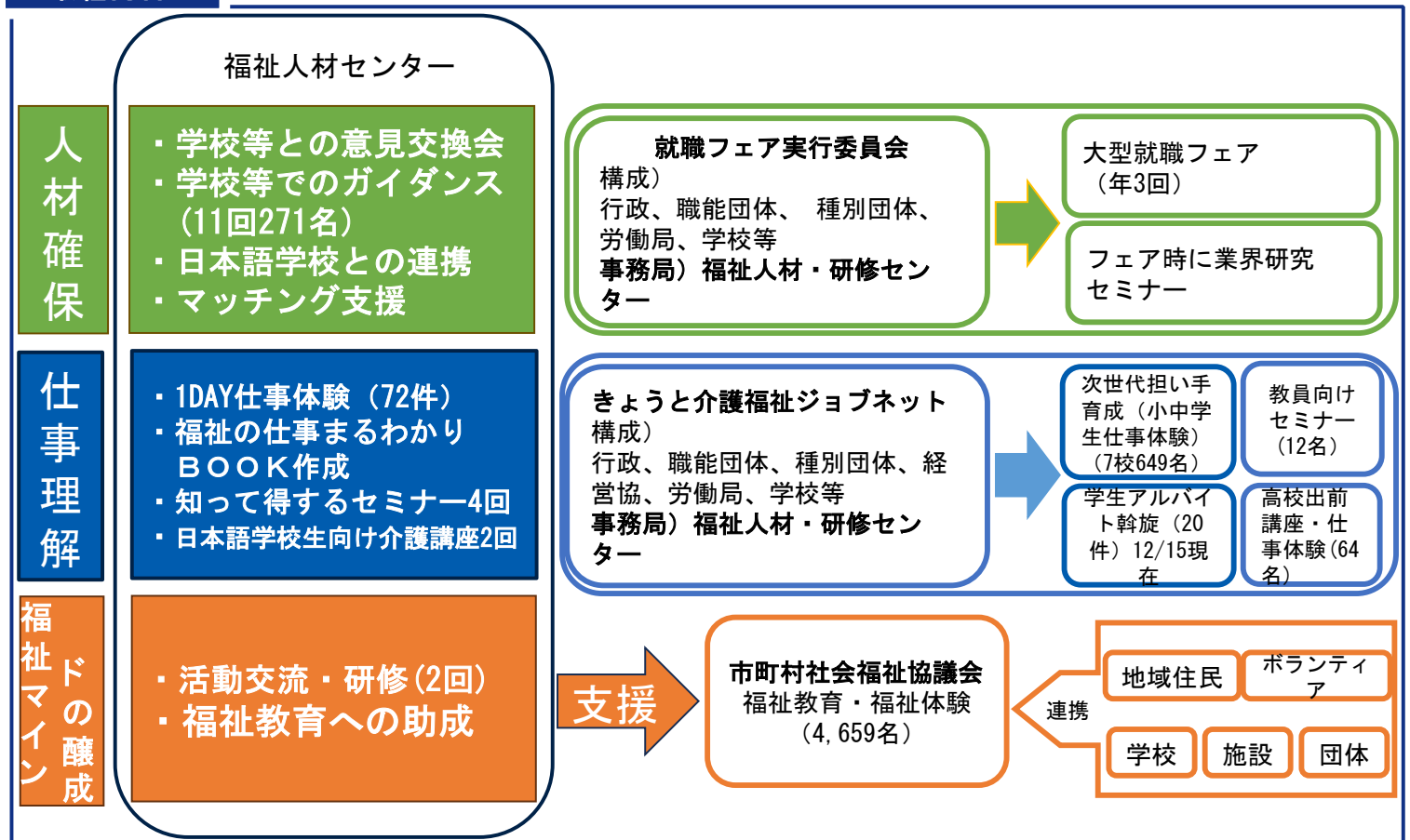
- 一般求職者の多くは自宅近くで職を探すため、身近な市町村が就職フェアを実施するのが効果的。
- しかし、市町村行政には就職フェアのノウハウが必ずしも多くはないため、（京都府事業として協力を申し出れば、実施いただける市町村はある。）
- 福祉人材センターが①、②、③、④のノウハウを提供
- ①当日の相談員派遣
- ②広報協力
- ③求人情報適法チェック
- ④就職フェア後の求職者のアフターフォロー

〈令和4年度実績〉

- ・10市町と連携
- ・来場求職者数219名、内定者数28名



取組内容

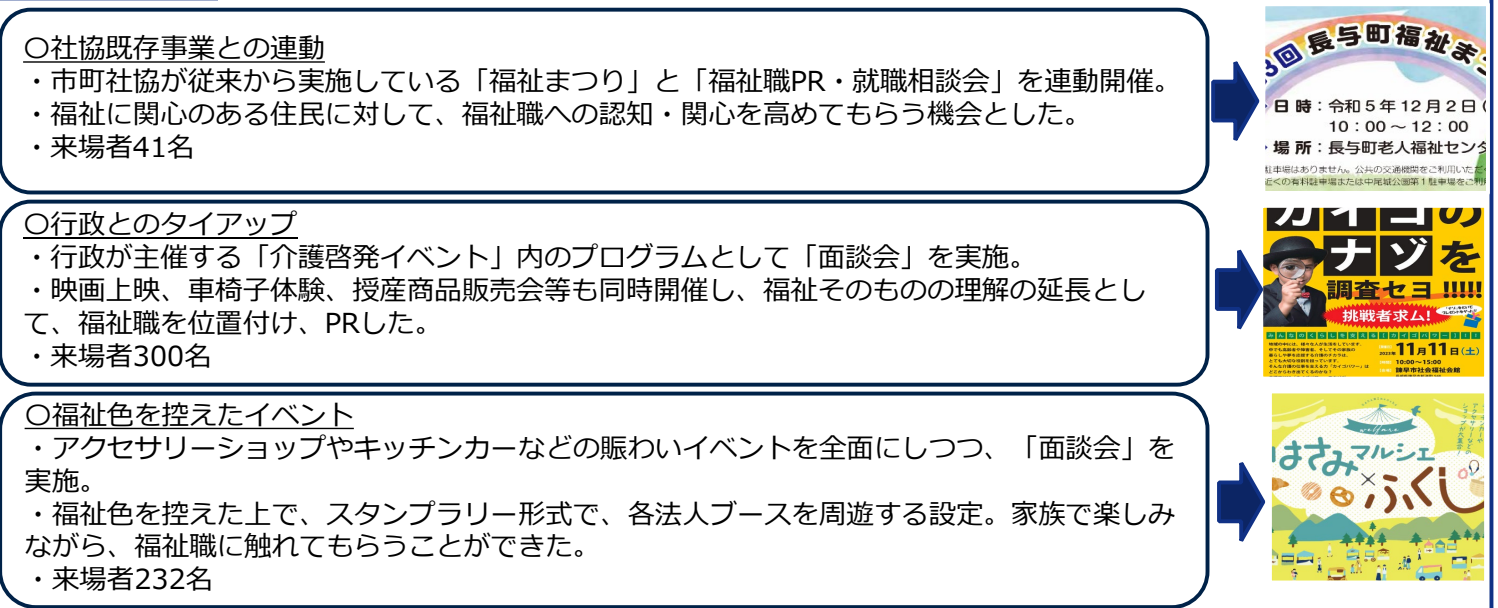


地域単位の福祉人材発掘・確保事業と市町社協連携

趣旨・目的

- 継続して市町社協が人材確保事業に関わり、各地域性に沿った人材確保策を実施しできるための取り組みを進める。
- 県域全体を対象とした大規模面談会とは別に、各地域内でのマッチングを目的とした面談会等を実施。
- ※1 単純な面談会開催では集客が困難であること、市町社協が関わるメリットが弱いこと等の課題を克服すべく、各地域の“特徴(強み)”を活かし、事業としての相乗効果を狙える企画を試行的に実施。
- ※2 各市町社協の関わりは一律とせず、各々協議の上調整を実施。

取組内容



都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況

※福祉人材情報システム上の数値を掲載。

2022年4～12月分

県名	新規求人数 (a)	新規求人件数 (f)	有効求人数 (b)	有効求人件数	新規求職者数 (c)	有効求職者数 (d)			紹介・応募数			採用人数 (e)	
						内大学生			内紹介数	内応募数		紹介による採用人数	
01. 北海道	6,783	3,597	19,284	10,036	1,205	3,717	389	10.5%	179	162	17	125	123
02. 青森県	1,794	948	5,038	2,701	600	1,710	124	7.3%	107	106	1	94	94
03. 岩手県	3,166	1,801	9,430	5,318	669	2,036	167	8.2%	121	111	10	76	76
04. 宮城県	2,530	1,261	7,309	3,643	414	1,261	92	7.3%	31	26	5	9	9
05. 秋田県	1,374	844	4,256	2,576	157	447	41	9.2%	37	35	2	23	22
06. 山形県	2,403	1,458	7,208	4,301	418	1,235	81	6.6%	51	50	1	38	38
07. 福島県	3,229	1,526	9,530	4,463	552	1,922	660	34.3%	26	21	5	12	12
08. 茨城県	3,584	1,814	10,182	5,103	466	1,398	278	19.9%	102	92	10	62	60
09. 栃木県	5,150	2,582	14,294	7,017	932	2,814	571	20.3%	175	169	6	111	110
10. 群馬県	4,525	2,462	13,470	7,213	1,101	3,103	108	3.5%	188	184	4	112	111
11. 埼玉県	12,794	5,750	36,729	16,457	2,111	6,611	1,496	22.6%	246	164	82	85	78
12. 千葉県	5,278	2,172	15,301	6,380	1,259	4,068	659	16.2%	109	64	45	50	46
13. 東京都	10,949	5,466	30,971	15,270	3,449	10,842	1,198	11.0%	603	186	417	85	40
14. 神奈川県	16,877	7,360	48,373	20,584	1,785	5,750	750	13.0%	486	323	163	195	183
15. 新潟県	3,660	1,798	11,703	5,220	530	1,905	659	34.6%	116	113	3	106	105
16. 富山県	3,210	1,675	9,376	4,767	652	2,944	1,995	67.8%	146	145	1	130	129
17. 石川県	3,084	1,922	9,014	5,526	919	2,977	483	16.2%	81	74	7	59	57
18. 福井県	2,433	1,430	6,943	3,987	665	2,432	830	34.1%	89	87	2	75	75
19. 山梨県	2,018	1,053	5,994	3,073	241	696	52	7.5%	52	46	6	27	27
20. 長野県	4,461	2,133	12,269	5,963	841	2,787	604	21.7%	86	81	5	33	33
21. 岐阜県	4,849	2,264	13,313	6,162	519	1,543	213	13.8%	100	98	2	48	48
22. 静岡県	12,269	6,938	36,000	19,761	3,614	11,153	1,464	13.1%	560	530	30	437	429
23. 愛知県	5,650	2,740	16,638	8,042	1,305	4,306	747	17.3%	69	48	21	53	52
24. 三重県	3,698	1,677	11,298	4,979	372	1,031	71	6.9%	39	33	6	29	26
25. 滋賀県	3,405	1,762	10,304	5,182	1099	3,707	854	23.0%	74	68	6	50	48
26. 京都府	6,414	3,296	19,628	9,706	1,797	7,116	3,163	44.4%	235	202	33	169	167
27. 大阪府	4,900	2,314	14,027	6,657	921	2,968	353	11.9%	138	33	105	32	8
28. 兵庫県	3,510	1,594	10,798	4,634	395	1,197	240	20.1%	67	54	13	48	46
29. 奈良県	4,010	1,970	10,873	5,365	673	1,976	395	20.0%	211	203	8	156	156
30. 和歌山県	2,495	1,408	7,024	3,946	555	1,696	148	8.7%	65	62	3	52	52
31. 鳥取県	1,018	479	3,940	1,541	290	1,139	588	51.6%	62	62	0	49	49
32. 島根県	3,347	2,032	10,004	6,073	763	2,781	1003	36.1%	65	64	1	46	46
33. 岡山県	3,193	1,628	9,819	4,845	919	3,281	1240	37.8%	26	16	10	7	7
34. 広島県	3,313	1,520	10,573	4,748	589	1,786	435	24.4%	34	26	8	17	17
35. 山口県	1,892	870	5,987	2,612	916	3,114	564	18.1%	30	29	1	31	31
36. 徳島県	2,848	1,540	8,215	4,406	1,914	5,700	268	4.7%	41	36	5	27	26
37. 香川県	3,377	1,565	10,176	4,620	1,681	5,330	764	14.3%	82	81	1	57	56
38. 愛媛県	2,304	1,168	6,705	3,402	450	1,320	77	5.8%	20	19	1	18	18
39. 高知県	3,050	1,818	9,125	5,302	1,085	3,358	362	10.8%	79	78	1	46	46
40. 福岡県	5,632	2,653	15,723	7,407	349	1,171	248	21.2%	97	83	14	36	34
41. 佐賀県	988	459	2,883	1,303	445	1,362	66	4.8%	23	19	4	11	10
42. 長崎県	3,347	1,912	10,018	5,539	716	2,491	731	29.3%	129	128	1	96	95
43. 熊本県	2,485	1,417	7,544	4,258	258	729	69	9.5%	49	44	5	25	24
44. 大分県	2,249	1,277	6,603	3,723	252	911	237	26.0%	23	15	8	10	10
45. 宮崎県	2,496	1,698	7,099	4,784	386	1,093	156	14.3%	78	75	3	54	52
46. 鹿児島県	1,974	965	5,510	2,684	170	555	61	11.0%	16	16	0	12	12
47. 沖縄県	1,749	885	4,551	2,300	271	840	111	13.2%	57	31	26	21	18
合計	195,764	98,901	571,052	283,579	41,670	134,309	25,865		5,500	4,392	1,108	3,144	3,011
全国平均値	4,165	2,104	12,150	6,034	887	2,858	550		117	93	24	67	64

注) 表の合計について、小数点以下四捨五入のため内訳を集計した数値とあわないものがある。

- * 有効求人数・有効求人件数・有効求職者数は、2022年4～12月の累計。
- * 新規求人数・新規求人件数・新規求職者数・紹介／応募人数・採用人数は、2022年4月～12月の累計。
- * 紹介人数は、福祉人材センター・バンクが求人に対し紹介を行った求職者数。
- * 応募人数は、福祉人材情報システムにより求職者が求人に対し、自ら申し込んだ件数。
- * 採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介や応募を利用して、採用が決まった人数の中で、福祉人材情報システム上の採用人数を掲載。
- * 紹介による採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介により採用が決まった人数。

参考) 前年度比
(2022年4～12月の累計/2021年4～12月の累計)

人数(a)	有効求人 倍率 (b/d)	充足率 (e/a)	就職率 (e/c)	新規求人 数 (a)	新規求人 件数 (f)	新規求職 者数 (c)	採用人数 (e)
01. 北海道	5.19	1.8%	10.4%	93.2%	94.2%	95.5%	85.6%
02. 青森県	2.95	5.2%	15.7%	95.8%	93.7%	113.4%	100.0%
03. 岩手県	4.63	2.4%	11.4%	93.7%	93.8%	83.2%	54.3%
04. 宮城県	5.80	0.4%	2.2%	95.3%	103.7%	89.6%	47.4%
05. 秋田県	9.52	1.7%	14.6%	94.6%	98.3%	107.5%	100.0%
06. 山形県	5.84	1.6%	9.1%	89.0%	91.7%	86.4%	76.0%
07. 福島県	4.96	0.4%	2.2%	99.6%	96.1%	144.9%	46.2%
08. 茨城県	7.28	1.7%	13.3%	112.0%	99.5%	152.8%	229.6%
09. 栃木県	5.08	2.2%	11.9%	91.2%	93.0%	101.1%	82.8%
10. 群馬県	4.34	2.5%	10.2%	84.4%	84.0%	93.8%	77.2%
11. 埼玉県	5.56	0.7%	4.0%	111.6%	108.3%	107.3%	113.3%
12. 千葉県	3.76	0.9%	4.0%	108.3%	108.6%	113.8%	142.9%
13. 東京都	2.86	0.8%	2.5%	78.6%	81.8%	86.0%	95.5%
14. 神奈川県	8.41	1.2%	10.9%	103.7%	101.6%	91.3%	99.0%
15. 新潟県	6.14	2.9%	20.0%	108.8%	107.2%	119.1%	130.9%
16. 富山県	3.18	4.0%	19.9%	81.2%	83.5%	93.1%	94.2%
17. 石川県	3.03	1.9%	6.4%	91.9%	92.4%	93.9%	50.9%
18. 福井県	2.85	3.1%	11.3%	104.6%	110.0%	91.7%	64.7%
19. 山梨県	8.61	1.3%	11.2%	105.5%	100.2%	73.3%	65.9%
20. 長野県	4.40	0.7%	3.9%	119.5%	114.5%	94.4%	39.3%
21. 岐阜県	8.63	1.0%	9.2%	124.7%	120.8%	102.4%	58.5%
22. 静岡県	3.23	3.6%	12.1%	100.0%	103.4%	88.8%	92.2%
23. 愛知県	3.86	0.9%	4.1%	103.0%	108.0%	91.6%	110.4%
24. 三重県	10.96	0.8%	7.8%	103.6%	107.8%	91.4%	80.6%
25. 滋賀県	2.78	1.5%	4.5%	98.8%	99.5%	103.1%	76.9%
26. 京都府	2.76	2.6%	9.4%	101.8%	103.9%	92.9%	115.8%
27. 大阪府	4.73	0.7%	3.5%	96.1%	94.1%	68.9%	103.2%
28. 兵庫県	9.02	1.4%	12.2%	96.1%	97.5%	75.5%	92.3%
29. 奈良県	5.50	3.9%	23.2%	97.1%	93.1%	104.8%	107.6%
30. 和歌山県	4.14	2.1%	9.4%	100.4%	101.9%	88.0%	106.1%
31. 鳥取県	3.46	4.8%	16.9%	90.5%	92.6%	85.5%	114.0%
32. 島根県	3.60	1.4%	6.0%	103.2%	100.4%	90.5%	219.0%
33. 岡山県	2.99	0.2%	0.8%	87.9%	92.8%	159.3%	87.5%
34. 広島県	5.92	0.5%	2.9%	97.4%	91.7%	109.9%	63.0%
35. 山口県	1.92	1.6%	3.4%	93.3%	95.4%	99.9%	81.6%
36. 徳島県	1.44	0.9%	1.4%	98.8%	100.3%	100.6%	62.8%
37. 香川県	1.91	1.7%	3.4%	109.3%	107.6%	109.2%	98.3%
38. 愛媛県	5.08	0.8%	4.0%	115.7%	118.0%	118.7%	78.3%
39. 高知県	2.72	1.5%	4.2%	96.9%	94.2%	96.3%	56.1%
40. 福岡県	13.43	0.6%	10.3%	102.3%	98.0%	109.7%	128.6%
41. 佐賀県	2.12	1.1%	2.5%	104.0%	93.1%	91.2%	122.2%
42. 長崎県	4.02	2.9%	13.4%	115.7%	112.7%	109.5%	102.1%
43. 熊本県	10.35	1.0%	9.7%	96.1%	103.4%	106.2%	69.4%
44. 大分県	7.25	0.4%	4.0%	103.2%	99.0%	84.0%	62.5%
45. 宮崎県	6.49	2.2%	14.0%	139.7%	141.7%	105.8%	117.4%
46. 鹿児島県	9.93	0.6%	7.1%	94.6%	87.6%	89.9%	0.0%
47. 沖縄県	5.42	1.2%	7.7%	111.0%	112.7%	61.9%	350.0%
合計				99.7%	99.5%	96.3%	90.3%
平均値	4.25	1.6%	7.5%	99.7%	99.5%	96.3%	90.3%

都道府県福祉人材センター・バンク一覧

都道府県	福祉人材センター名称	〒	住所1	住所2	TEL
北海道	北海道福祉人材センター	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目1番地	かでのる2.7 3階	011-272-6662
	函館市福祉人材バンク	040-0063	函館市若松町33-6	函館市総合福祉センター3階	0138-23-8546
	旭川市福祉人材バンク	070-0035	旭川市5条通4丁目893番地の1	旭川市ときわ市民ホール1階	0166-23-0138
	釧路市福祉人材バンク	085-0011	釧路市旭町12番3号	釧路市総合福祉センター内	0154-24-1686
	帯広市福祉人材バンク	080-0847	帯広市公園東町3丁目9番地1	帯広市グリーンプラザ内	0155-27-2525
	北見市福祉人材バンク	090-0065	北見市寿町3丁目4番1号	北見市総合福祉会館内	0157-22-8046
	苫小牧市福祉人材バンク	053-0021	苫小牧市若草町3丁目3-8	苫小牧市民活動センター1階	0144-32-7111
青森県	青森県福祉人材センター	030-0822	青森市中央3丁目20-30	県民福祉プラザ2階	017-777-0012
	弘前福祉人材バンク	036-8063	弘前市宮園2丁目8-1	弘前市社会福祉センター	0172-36-1830
	八戸福祉人材バンク	039-1166	八戸市根城2丁目8-155	八戸市総合福祉会館1階	0178-47-2940
岩手県	岩手県福祉人材センター	020-0831	盛岡市三本柳8地割1番3	ふれあいランド岩手2階	019-637-4522
宮城県	宮城県福祉人材センター	980-0014	仙台市青葉区本町3丁目7-4	宮城県社会福祉会館1階	022-262-9777
秋田県	秋田県福祉保健人材・研修センター	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館5階	018-864-2880
山形県	山形県福祉人材センター	990-0021	山形市小白川町2-3-30	山形県小白川庁舎内1階	023-633-7739
福島県	福島県福祉人材センター	960-8141	福島市渡利字七社宮111	福島県総合社会福祉センター3階	024-521-5662
茨城県	茨城県福祉人材センター	310-8586	水戸市千波町1918番地	茨城県総合福祉会館2階	029-244-4544
栃木県	栃木県福祉人材・研修センター	320-8508	宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ3階	028-643-5622
群馬県	群馬県福祉マンパワーセンター	371-8525	前橋市新前橋町13-12	群馬県社会福祉総合センター6階	027-255-6600
	群馬県福祉マンパワーセンター高崎支所	370-0045	高崎市東町80-1	高崎市労使会館1階	027-324-2761
	東毛地区福祉人材バンク	373-0817	太田市飯塚町1549番地	太田市福祉会館1階	0276-48-9599
埼玉県	埼玉県福祉人材センター	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65	彩の国すこやかプラザ1階	048-833-8033
千葉県	千葉県福祉人材センター	260-0015	千葉市中央区富士見2-3-1	塚本大千葉ビル5階	043-222-1294
東京都	東京都福祉人材センター	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3	東京しごとセンター7階	03-5211-2860
	東京都福祉人材センター多摩支所	190-0012	立川市曙町2-34-13	オリンピック第3ビル7階	042-595-8422
神奈川県	かながわ福祉人材センター	221-0835	横浜市新奈川区鶴屋町2-24-2	かながわ県民センター13階	045-312-4816
	川崎市福祉人材バンク	211-0053	川崎市中原区上小田中6-22-5	総合福祉センター5階	044-739-8726
新潟県	新潟県福祉人材センター	950-8575	新潟市中央区上所2丁目2番2号	新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5523
富山県	富山県健康・福祉人材センター	930-0094	富山市安住町5番21号	富山県総合福祉会館	076-432-6156
石川県	石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター	920-0935	金沢市石引4丁目17番1号	石川県本多の森庁舎1階	076-234-1151
福井県	福井県福祉人材センター	910-8516	福井市光陽2丁目3番22号	福井県社会福祉センター1階	0776-21-2294
	嶺南福祉人材バンク	917-0069	小浜市小浜白旗112	白旗再開発ビル内福井県社会福祉協議会 嶺南支所	0770-52-7833
山梨県	山梨県福祉人材センター	400-0005	甲府市北新1-2-12	山梨県福祉プラザ4階	055-254-8654
長野県	長野県福祉人材センター	380-0936	長野市中御所岡田98-1	長野保健福祉事務所庁舎内	026-226-7330
岐阜県	岐阜県福祉人材総合支援センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1	岐阜県福祉・農業会館内	058-276-2510
静岡県	静岡県社会福祉人材センター	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70	県総合社会福祉会館シズエル3階	054-271-2110
	静岡県社会福祉人材センター東部支所	410-0801	沼津市大手町1-1-3	沼津商連会館ビル2階	055-952-2942
	浜松市福祉人材バンク	432-8035	浜松市中区成子町140-8	浜松市福祉交流センター1階	053-458-9205
愛知県	愛知県福祉人材センター	461-0011	名古屋市中区白壁1丁目50番地	愛知県社会福祉会館5階	052-212-5519
	豊橋市福祉人材バンク	440-0055	豊橋市前畑町115	豊橋市総合福祉センター内	0532-52-1111
三重県	三重県福祉人材センター	514-8552	津市桜橋2丁目131	三重県社会福祉会館内	059-224-1082
滋賀県	滋賀県介護・福祉人材センター くさつセンター	525-0032	草津市大路1-1-1	エルティ932 3階	077-567-3925
	滋賀県介護・福祉人材センター ひこねセンター	522-0074	彦根市大東町2-28	アル・プラザ彦根4階 コージータウン内	0749-21-6300
京都府	京都府福祉人材・研修センター	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375	ハートピア京都地下1階	075-252-6297
大阪府	大阪福祉人材支援センター	542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54	大阪社会福祉指導センター3階	06-6762-9020
兵庫県	兵庫県福祉人材センター	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1	兵庫県福祉センター1階	078-271-3881
奈良県	奈良県福祉人材センター	634-0061	橿原市大久保町320-11	県社会福祉総合センター3階	0744-29-0160
和歌山県	和歌山県福祉人材センター	640-8545	和歌山市手平2丁目1-2	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階	073-435-5211
	紀南福祉人材バンク	646-0028	田辺市高雄一丁目23番1号	田辺市民総合センター内	0739-26-4918
鳥取県	鳥取県福祉人材センター	689-0201	鳥取市伏野1729-5	県立福祉人材研修センター	0857-59-6336
島根県	島根県福祉人材センター	690-0011	松江市東津田町1741-3	いきいきプラザ島根2階	0852-32-5957
	島根県福祉人材センター石見分室	697-0016	浜田市野原町1826-1	いわみーる2階	0855-24-9340
岡山県	岡山県福祉人材センター	700-0807	岡山市北区南方2丁目13-1	きらめきプラザ1階	086-226-3507
広島県	広島県社会福祉人材育成センター	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館1階	082-256-4848
	くれ福祉人材バンク	737-8517	呉市中央5丁目12番21号	呉市福祉会館内	0823-21-5013
山口県	山口県福祉人材センター	754-0041	山口市小郡令和1-1-1	KDDI維新ホール 3階	083-902-2355
徳島県	徳島県福祉人材センターアイネット	770-0943	徳島市中昭和町1丁目2	徳島県立総合福祉センター3階	088-625-2040
香川県	香川県福祉人材センター	760-0017	高松市番町1-10-35	香川県社会福祉総合センター4階	087-833-0250
愛媛県	愛媛県福祉人材センター	790-8553	松山市持田町三丁目8番15号	愛媛県総合社会福祉会館2階	089-921-5344
高知県	高知県福祉人材センター	780-8567	高知市朝倉戊375-1	高知県立ふくし交流プラザ1階	088-844-3511
	安芸福祉人材バンク	784-0007	安芸市寿町2-8		0887-34-3540
	幡多福祉人材バンク	787-0012	四万十市石山五月町8-3	四万十市社会福祉センター	0880-35-5514
福岡県	福岡県福祉人材センター	816-0804	春日市原町3-1-7	クローバープラザ2階	092-584-3310
	筑後地区福祉人材バンク	830-0027	久留米市長門石1-1-34		0942-34-3035
	筑豊地区福祉人材バンク	820-0011	飯塚市柏の森956-4	飯塚市社会福祉協議会内	0948-23-2210
	京築地区福祉人材バンク	824-0063	行橋市津熊501	総合福祉センターウィズゆくほし	0930-23-8495
佐賀県	佐賀県福祉人材・研修センター	840-0021	佐賀市鬼丸町7番18号	佐賀県社会福祉会館2階	0952-28-3406
長崎県	長崎県福祉人材センター	852-8555	長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター2階	095-846-8656
	佐世保福祉人材バンク	857-0028	佐世保市八幡町6-1		0956-24-1184
熊本県	熊本県福祉人材・研修センター	086-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7	熊本県総合福祉センター4階	096-322-8077
大分県	大分県福祉人材センター	870-0161	大分市明野東3丁目4番1号	大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000
	日田市福祉人材バンク	877-0003	日田市上城内町1番8号	日田市総合保健福祉センター3階	0973-24-7026
宮崎県	宮崎県福祉人材センター	880-8515	宮崎市原町2番22号	宮崎県福祉総合センター内	0985-32-9740
鹿児島県	鹿児島県福祉人材・研修センター	890-8517	鹿児島市鴨池新町1番7号	県社会福祉センター内	099-258-7888
沖縄県	沖縄県福祉人材研修センター	903-8603	那覇市首里石嶺4丁目373-1	沖縄県総合福祉センター西棟3階	098-882-5703
	名護市福祉人材バンク	905-0014	名護市港2-1-1	名護市民会館内福祉センター	0980-53-4142

1. 職員体制 (令和4年4月1日時点)

都道府県名	合計										所長								一般職員												
	うち正規		うち専任		正規		非正規		合計		正規		非正規		合計		正規		非正規												
					専任	兼任	専任	兼任			専任	兼任	増減	専任			兼任	増減	専任	兼任	増減	専任	兼任	増減							
	常勤	常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	うち正規	うち専任	常勤	常勤	比較	人数	常勤	非常勤	常勤	非常勤	比較	人数	常勤	非常勤	常勤	非常勤	比較	人数							
合計	590	200	501	165	79	307	47	36	-	47	44	20	19	25		1	-	2	-	203	121	169	97	24		65	7	10	-		
平均	13	4	11	4	3	7	5	3	-	1	1	1	1	1		1	-	1	-	5	3	4	3	2		4	2	2	-		
記入C数	47	47	47	42	31	42	9	12	-	47	44	20	19	25		1	-	2	-	45	43	40	38	13		18	4	5	-		
北海道	7	2	7	3		5				1	1	1				1				2	2	2	2								
青森県	10	2	9	1	2	5	3			1	1			1						1	1	1	1								
岩手県	14	2	9		3	9		3		1	1			1																	
宮城県	8	5	7	5	1	3				1	1	1	1							4	3	3	2	1		1					
秋田県	10	3	8	1	2	7				1	1			1						7	2	6	1	1		5				↑	1
山形県	9	4	5		5	5				1	1			1						2	2		2								
福島県	13	7	11	6	2	5		1		1	1			1						3	3	3	3								
茨城県	14	5	13	4	2	9				1	1			1						4	4	4	4								
栃木県	20	6	20	7		14				1	1	1	1							4	4	4	4		↑	1					
群馬県	7	3	7	4			4			1	1	1	1							2	2	2	2								
埼玉県	23	8	23	9		5	10			1	1	1	1							12	7	12	7		↑	1	3	2		↑	2
千葉県	20	5	19	4	2	10	5			1	1			1						13	4	13	4		↑	1	8	1		↓	1
東京都	30	9	29	8	2	8	13			1	1			1						9	8	9	8		↓	1	1				
神奈川県	20	5	19	5	1	14		1		1						1				11	5	11	5			6					
新潟県	7	3	5	1	3	4				1	1			1						2	2	1	1	1							
富山県	12	4	11	3	2	8				1	1			1						5	3	5	3		↑	1	2			↓	1
石川県	10	5	9	4	2	5				1	1			1						4	4	4	4								
福井県	8	8	7	7	2					1	1			1						3	3	3	3								
山梨県	6	3	4	1	3	3				1	1			1						3	2	2	1	1		1					
長野県	15	4	14	3	2	11				1	1			1						4	2	4	2			2					
岐阜県	9	2	9	3		7				1	1	1	1							1		1				1					
静岡県	20	6	14	2	5	12		2		1	1			1						4	4	1	1	3							
愛知県	21	5	20	4	2	16				1	1			1						13	4	13	4		↑	2	9			↑	
三重県	32	4	19	4	1	16		12		1	1	1	1							18	2	18	2			16					
滋賀県	7	7	7	7						1	1	1	1							1	1	1	1								
京都府	10	3	10	4		7				1	1	1	1							2	2	2	2								
大阪府	32	6	31	5	2	22	4			1	1			1						2	2	2	2								
兵庫県	10	3	8	1	3	7				1	1			1						3	2	2	1	1		1					
奈良県	11	2	11	3		9				1	1	1	1							5	1	5	1			4					
和歌山県	8	3	7	2	2	5				1	1			1						3	2	3	2			1					
鳥取県	10	4	4		5	4		2		1	1			1						4	3		3				1				
島根県	12	4	12	5		8				1	1	1	1							2	2	2	2								
岡山県	8	8	6	6	3					1	1			1						5	5	4	4	1							
広島県	9	8	5	5	4			1		1	1			1						6	5	3	3	2	↑	1		1			
山口県	13	3	13	4		10				1	1	1	1							2	2	2	2		↑	1					
徳島県	10	3	8	2	2	6		1		1	1			1						2	2	2	1		↑	1					
香川県	7	2	7	3		5				1	1	1	1							3	1	3	1			2					
愛媛県	7	4	3	1	3	2		1		1	1	1	1							4	3		3		↑	2		1		↓	1
高知県	8	5	7	4	2	3				1	1			1						4	3	4	3			1					
福岡県	14	5	4		6	4		5		1	1			1						9	4		4				5		↑	2	
佐賀県	10	3	6	4		3		4		1	1	1	1							2	2	2	2		↓	4					
長崎県	6	2	6	3		4				1	1	1	1							1		1				1					
熊本県	12	4	12	5		8				1	1	1	1							3	2	3	2			1					
大分県	12	1	8		2	5	3	3		1						1				3	1			1				2			
宮崎県	14	3	14	4		9	2			1	1	1	1							1	1	1	1								
鹿児島県	10	4	9	4	1	3	3			1	1	1	1							5	2	5	2			3					
沖縄県	5	3	5	4		2				1	1	1	1							2	2	2	2								

1. 職員体制 (令和4年4月1日時点)

求人・求職相談担当								福祉人材確保相談担当													
合計			正規			非正規			合計			正規			非正規						
うち 正規	うち 専任	増減	専任	兼任	増減	専任	兼任	増減	うち 正規	うち 専任	増減	専任	兼任	増減	専任	兼任	増減				
																		常勤	非常勤	常勤	非常勤
71	5	67	4	1		48	15	3	-		10	2	7	2	-		5	-	3	-	
3	1	3	1	1		2	3	2	-		2	2	2	2	-		1	-	3	-	
27	4	24	3	1		20	5	2	-		5	1	4	1	-		4	-	1	-	
1	1		1								1	1					1				
											3								3		
2		2				2															
1		1				1															
											4	2	4	2			2				
2		2				2															
5		5				5															
2		2					2														
7		7				2	5														
3		3				2	1														
5		5				5			↓	1											
2		2				2															
3		3				3			↓	1											
4	1	4	1			3															
1	1	1	1																		
7		7				7															
2		2				2															
2		2					2														
2	2	2	2																		
4		4				4			↓	1	1	1	1				1				
1		1				1															
1		1				1					1	1					1				
1		1				1															
1		1				1															
1							1														
2		2				2															
2		2				2															
6		6				4	2														
1		1				1															

1. 職員体制 (令和4年4月1日時点)

キャリア支援専門員										介護助手等普及推進員												
合計			正規				非正規			合計			正規				非正規					
うち 正規	うち 専任	143	専任	兼任	増減	人数	専任	兼任	増減	人数	うち 正規	うち 専任	6	専任	兼任	増減	人数	専任	兼任	増減	人数	
			常勤	常勤	比較		常勤	非常勤	非常勤	比較					常勤	非常勤	非常勤	比較		常勤	非常勤	非常勤
151	20	143	18	2			117	8	6	-		12	3	6	2	1			4	-	5	-
4	2	4	2	1			4	3	3	-		2	2	2	2	1			1	-	5	-
41	13	39	11	2			32	3	2	-		5	2	4	1	1			3	-	1	-
4		4					4															
4		4					4			↗ 1												
7		7					7															
3	1	3	1				2															
3	1	2		1			2															
3	1	3	1				2															
5		5					5															
3		3					3															
2		2					2															
3		3					3															
2		2					2			↘ 1												
5		5					5															
4		4					4															
2		2					2				1	1						1			↗ 1	
1		1					1															
4	4	4	4																			
2		2					2															
4		4					4															
4		4					4															
5	1	5	1				4															
5		5					5			↘ 1												
5		5							5		6	1			1	↗ 1		5			↗ 5	
3	3	3	3						↗ 1													
											1	1						1				
12	1	12	1				11															
6		6					6															
5		5					5															
3		3					3															
2		2					2															
2		2					2															
2	2	2	2																			
											2	2	2	2								
12	2	12	2				10			↘ 1												
											2	2							2			
2		2					2															
1		1					1			↘ 1												
1	1	1	1							↘ 1												
3		3					3															
1									1													
4	1	4	1				3															
4	1	4	1				3															
3		3							3													
4	1	3		1			3															
1		1					1															

1. 職員体制 (令和4年4月1日時点)

事業者アドバイザー										その他										役職		
合計		正規			非正規					合計		正規			非正規							
うち 正規	うち 専任	専任	兼任	増減	専任	兼任	増減	専任	兼任	増減	うち 正規	うち 専任	専任	兼任	増減	専任	兼任	増減				
		常勤	常勤	比較	人数	常勤	非常勤	非常勤	比較	人数			常勤	非常勤	非常勤	比較	人数	常勤	非常勤		非常勤	比較
4	-	4	-	-		1	3	-	-		92	5	85	5	-		66	14	7	-		
2	-	2	-	-		1	3	-	-		4	1	3	1	-		3	5	1	-		
2	-	2	-	-		1	1	-	-		25	4	25	4	-		24	3	5	-		
3		3					3															
											2	2					2					医療的ケア研修担当、職能団体担当
											2	2					2					保育士再就職支援事業（保育士・保育所支援コーディネータ）
											2	1					1	1				保育士・保育所支援センター
											2	2					2					定着バックアップ事業・社会福祉事業従事者研修事業
											7	1	7	1			6					介護福祉士貸付・出前講座他
											3	3					3				1	保育士保育園支援センター、介護届出
											13	13					6	7				介護人材、保育人材、なんでも相談、修学資金
											3	3					3					保育コーディネーター
											1	1					1					保育士・保育所支援センター再就職コーディネーター
											1	1					1					嘱託
											2	2					2					保育士支援専門員
											2	2					2					届出登録推進事業、相談事業
											3	1					1	2				次世代参入促進事業
											1	1					1					京都府雇用キャリアコンサルタント
											16	2	16	2		1	10	4		1	2	保保センター事業、介護修学・保育修学貸付、パート
											1	1					1					保育士支援コーディネーター
											3	2					2	1		1		保育士・保育所支援センター
											7	1	7	1			6					保育士再就職支援コーディネーター、再就職支援コーディネーター、支所長
1		1															1	1				貸付事業担当
											1	1					1					外国人介護人材支援センター
											2	2					2					保育士等人材確保事業
											5	3					3	2		1		貸付担当、保育士コーディネーター
											2	2					2					保育士再就職支援コーディネーター
											3	3					3			1		職場体験、介護入門研修、介護入門セ、保育士・所支援 c
											6	1	6	1			5					貸付担当

2. 求職者・求人事業所に対する相談支援等（令和3年度実績）

（1）求職者に対する相談支援等 ①個別(出張)相談

都道府県名	ハローワーク				（うち）拠点ハローワーク				（うち）拠点以外のハローワーク			
	か所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	か所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	か所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数
合計	304か所	3,187件	5,716件	1,313件	67か所	645件	1,726件	741件	237か所	2,542件	3,990件	572件
平均	7か所	72回	139件	60件	2か所	18回	52件	44件	6か所	65回	114件	34件
記入C数	44				35				39			
北海道	8か所	31回	47件		1か所	6回	11件		7か所	25回	36件	
青森県	1か所	12回	11件	1件	1か所	12回	11件	1件				
岩手県	15か所	266回			1か所	24回			14か所	242回		
宮城県	10か所	96回	328件	45件	1か所	12回	70件	9件	9か所	84回	258件	36件
秋田県	4か所	24回	5件	2件	3か所	3回	4件	2件	1か所	21回	1件	
山形県	8か所	64回	165件	51件	1か所	10回	49件	18件	7か所	54回	116件	33件
福島県	9か所	105回	192件		3か所	33回	79件		6か所	72回	113件	
茨城県	2か所	8回	13件		2か所	8回	13件					
栃木県	11か所	193回	370件						11か所	193回	370件	
群馬県	5か所	45回	93件	17件	1か所	10回	10件	3件	4か所	35回	83件	14件
埼玉県	13か所	69回	171件		3か所	25回	32件		10か所	44回	139件	
千葉県	11か所	102回	246件		3か所	26回	80件		8か所	76回	166件	
東京都	5か所	72回	157件	16件					5か所	72回	157件	16件
神奈川県	10か所	148回	476件		3か所	62回	220件		7か所	86回	256件	
新潟県	10か所	46回	94件	87件	1か所	1回	3件		9か所	45回	91件	87件
富山県	7か所	103回	112件		2か所	18回	43件		5か所	85回	69件	
石川県	9か所	113回	99件		1か所	11回	18件		8か所	102回	81件	
福井県	4か所	17回	71件		4か所	17回	71件					
山梨県	2か所	23回	20件	20件	1か所	12回	6件	6件	1か所	11回	14件	14件
長野県												
岐阜県	9か所	194回	471件						9か所	194回	471件	
静岡県	14か所	98回	367件	528件	2か所	20回	161件	453件	12か所	78回	206件	75件
愛知県	16か所	191回	383件		3か所	36回	111件		13か所	155回	272件	
三重県	10か所	83回	127件	22件	1か所	10回	25件	4件	9か所	73回	102件	18件
滋賀県												
京都府	5か所	19回	28件	9件	1か所	14回	28件	9件	4か所	5回		
大阪府	7か所	56回	125件		3か所	20回	53件		4か所	36回	72件	
兵庫県	10か所	78回	135件		7か所	61回	117件		3か所	17回	18件	
奈良県	5か所	36回	48件	11件	2か所	13回	19件	2件	3か所	23回	29件	9件
和歌山県	3か所	18回	12件	12件					3か所	18回	12件	12件
鳥取県	3か所	38回	81件	35件	2か所	25回	44件	20件	1か所	13回	37件	15件
島根県	7か所	54回	149件		1か所	10回	21件		6か所	44回	128件	
岡山県	3か所	32回	14件	10件	3か所	32回	14件	10件				
広島県	2か所	2回			1か所	1回			1か所	1回		
山口県	9か所	84回	386件	169件	3か所	28回	185件	76件	6か所	56回	201件	93件
徳島県	4か所	35回	27件		1か所	9回	12件		3か所	26回	15件	
香川県	5か所	79回	215件	159件	1か所	22回	93件	74件	4か所	57回	122件	85件
愛媛県	7か所	84回							7か所	84回		
高知県	1か所	19回	55件	41件	1か所	19回	55件	41件				
福岡県	1か所	8回	23件						1か所	8回	23件	
佐賀県	6か所	66回	81件	22件	1か所	11回	23件	9件	5か所	55回	58件	13件
長崎県	4か所	47回	71件	31件	1か所	12回	19件	4件	3か所	35回	52件	27件
熊本県	9か所	24回	11件	2件					9か所	24回	11件	2件
大分県	6か所	110回	99件	23件					6か所	110回	99件	23件
宮崎県	1か所	1回	1件						1か所	1回	1件	
鹿児島県	13か所	194回	137件		1か所	12回	26件		12か所	182回	111件	
沖縄県												

2. 求職者・求人事業所に対する相談支援等（令和3年度実績）

（1）求職者に対する相談支援等 ①個別(出張)相談

都道府県名	市区町村社協				養成校、大学、高校等				職場説明会、合同面接会等			
	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数
合計	19カ所	403件	184件		164カ所	381件	925件	546件	130カ所	182件	534件	177件
平均	4カ所	81回	61件	-	9カ所	20回	58件	55件	7カ所	10回	38件	35件
記入C数	5				19				18			
北海道												
青森県												
岩手県	6カ所	172回			3カ所	21回						
宮城県					1カ所	1回	32件					
秋田県												
山形県												
福島県	5カ所	41回	52件						9カ所	9回	19件	
茨城県									10カ所	10回	31件	15件
栃木県					3カ所	3回	33件					
群馬県					1カ所	23回		23件	10カ所	12回	125件	57件
埼玉県												
千葉県					1カ所	1回	2件					
東京都	1カ所	14回	23件						4カ所	4回	29件	
神奈川県												
新潟県									3カ所	4回		
富山県												
石川県					8カ所	11回	120件	102件	4カ所	5回	13件	
福井県												
山梨県												
長野県					9カ所	66回			21カ所	62回		
岐阜県												
静岡県					1カ所	2回	2件		4カ所	5回		
愛知県												
三重県					2カ所	2回	36件	36件				
滋賀県												
京都府												
大阪府									16カ所	18回	90件	
兵庫県	5カ所	173回	109件		66カ所	130回	130件		10カ所	11回	76件	
奈良県					3カ所	23回	113件	114件	9カ所	9回	56件	
和歌山県					4カ所	13回	172件	172件	13カ所	13回	28件	28件
鳥取県												
島根県					1カ所	1回	4件		1カ所	2回	1件	
岡山県												
広島県	2カ所	3回										
山口県					1カ所	1回	6件	1件				
徳島県												
香川県					4カ所	4回	67件	42件	1カ所	1回	5件	1件
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県					2カ所	3回	29件	21件	5カ所	5回	19件	
長崎県												
熊本県									5カ所	7回		
大分県					5カ所	5回	70件	16件	2カ所	2回	23件	
宮崎県					2カ所	2回	40件	19件				
鹿児島県					47カ所	69回	69件		3カ所	3回	19件	76件
沖縄県												

2. 求職者・求人事業所に対する相談支援等（令和3年度実績）

（1）求職者に対する相談支援等 ①個別(出張)相談

都道府県名	その他				窓口	
	か所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	相談受付数	求職登録数
合計	83カ所	265件	481件	90件	14,306件	3,469件
平均	4カ所	12回	24件	11件	1,301件	496件
記入C数	22				11	
北海道	2カ所	2回	10件			
青森県	4カ所	4回	16件	15件		
岩手県	17カ所	70回				
宮城県						
秋田県	1カ所	5回	6件		136件	47件
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県					362件	
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県	2カ所	41回	72件			
新潟県					2,662件	
富山県						
石川県	2カ所	4回	4件		497件	200件
福井県	1カ所	1回	8件			
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県					1,522件	
愛知県						
三重県	3カ所	3回	5件		196件	132件
滋賀県	1カ所	6回	8件	5件	3,667件	1,085件
京都府						
大阪府	1カ所	1回	4件			
兵庫県	1カ所	9回	5件			
奈良県	3カ所	15回	24件			
和歌山県	2カ所	16回	18件	18件	1,453件	467件
鳥取県	1カ所	1回	8件			
島根県	2カ所	4回	14件		2,214件	1,033件
岡山県	7カ所	7回	41件	4件		
広島県						
山口県	7カ所	7回	19件	2件		
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県	9カ所	17回	38件	18件	1,562件	505件
福岡県						
佐賀県						
長崎県	1カ所	1回	31件	7件		
熊本県	6カ所	26回	28件			
大分県						
宮崎県	9カ所	14回	122件	21件		
鹿児島県					35件	
沖縄県	1カ所	11回				

2. 求職者・求人事業所に対する相談支援等（令和3年度実績）

（1）求職者に対する相談支援等 ②セミナー・講演会等出張先

都道府県名	ハローワーク				（うち）拠点ハローワーク				（うち）拠点以外のハローワーク			
	か所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	か所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	か所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数
合計	107か所	760件	3,252件	167件	28か所	183件	1,053件	45件	79か所	577件	2,199件	122件
平均	4か所	32回	217件	24件	2か所	10回	81件	8件	4か所	32回	200件	24件
記入C数	24				18				18			
北海道	8か所	44回	194件		1か所	14回	118件		7か所	30回	76件	
青森県	1か所	12回	11件	1件	1か所	12回	11件	1件				
岩手県												
宮城県	8か所	8回	67件						8か所	8回	67件	
秋田県												
山形県												
福島県	9か所	105回	646件		3か所	33回	235件		6か所	72回	411件	
茨城県	3か所	5回	50件	1件	2か所	3回	41件		1か所	2回	9件	1件
栃木県												
群馬県	1か所	6回							1か所	6回		
埼玉県	4か所	25回			2か所	16回			2か所	9回		
千葉県												
東京都	2か所	2回			2か所	2回						
神奈川県	1か所	1回							1か所	1回		
新潟県	6か所	52回	92件	90件	1か所	3回	1件	3件	5か所	49回	91件	87件
富山県	5か所	34回							5か所	34回		
石川県	9か所	110回	542件	16件	1か所	10回	131件	3件	8か所	100回	411件	13件
福井県	2か所	12回	132件		1か所	6回	86件		1か所	6回	46件	
山梨県	1か所	11回	48件		1か所	11回	48件					
長野県	11か所	120回	661件						11か所	120回	661件	
岐阜県												
静岡県	14か所	98回			2か所	20回			12か所	78回		
愛知県												
三重県												
滋賀県	5か所	39回	560件	41件	1か所	11回	192件	25件	4か所	28回	368件	16件
京都府												
大阪府												
兵庫県	4か所	4回	37件		4か所	4回	37件					
奈良県												
和歌山県	1か所	4回							1か所	4回		
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県	3か所	3回			1か所	1回			2か所	2回		
香川県												
愛媛県												
高知県	4か所	38回	64件	15件	1か所	11回	7件	10件	3か所	27回	57件	5件
福岡県												
佐賀県	2か所	3回	6件		1か所	2回	4件		1か所	1回	2件	
長崎県	1か所	11回	142件	3件	1か所	11回	142件	3件				
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県	2か所	13回			2か所	13回						

2. 求職者・求人事業所に対する相談支援等（令和3年度実績）

（1）求職者に対する相談支援等 ②セミナー・講演会等出張先

都道府県名	市区町村社協				養成校、大学、高校等				職場説明会、合同面接会等			
	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数
合計	1カ所	1件	3件		168カ所	241件	2,174件	371件	38カ所	39件	514件	563件
平均	1カ所	1回	3件	-	6カ所	9回	155件	46件	3カ所	4回	103件	282件
記入C数	1				28				11		11	
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県					1カ所	1回	14件		3カ所	3回	22件	
秋田県					1カ所	1回	15件	12件				
山形県					1カ所	1回		23件				
福島県					8カ所	8回	210件					
茨城県												
栃木県					6カ所	11回	217件					
群馬県												
埼玉県					1カ所	8回						
千葉県					10カ所	14回		130件				
東京都					4カ所	5回						
神奈川県					8カ所	8回						
新潟県					9カ所	14回	212件	8件				
富山県					4カ所	10回		48件				
石川県												
福井県					2カ所	2回	22件					
山梨県												
長野県					1カ所	1回	43件					
岐阜県												
静岡県					8カ所	12回			3カ所	3回		
愛知県												
三重県												
滋賀県					2カ所	5回	98件		4カ所	5回	84件	
京都府					11カ所	15回	366件	23件	10カ所	10回	194件	560件
大阪府					6カ所	19回						
兵庫県					7カ所	9回	191件		2カ所	2回	42件	
奈良県					3カ所	4回	215件					
和歌山県					6カ所	7回						
鳥取県					1カ所	1回	42件					
島根県					30カ所	30回	354件					
岡山県									1カ所	1回		
広島県					3カ所	3回			1カ所	1回		
山口県									2カ所	2回		
徳島県					1カ所	1回			1カ所	1回		
香川県												
愛媛県												
高知県					22カ所	34回		65件				
福岡県												
佐賀県												
長崎県	1カ所	1回	3件		7カ所	8回	175件	62件	10カ所	10回	172件	3件
熊本県					2カ所	3回						
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県					3カ所	6回			1カ所	1回		

2. 求職者・求人事業所に対する相談支援等（令和3年度実績）

（1）求職者に対する相談支援等 ②セミナー・講演会等出張先

都道府県名	その他			
	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数
合計	19カ所	27件	49件	44件
平均	3カ所	4回	16件	22件
記入C数	7		7	
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都	1カ所	1回		
神奈川県	11カ所	11回		
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県	1カ所	4回	43件	43件
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県	1カ所	1回	5件	
島根県				
岡山県				
広島県	2カ所	2回		
山口県	1カ所	1回		
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県	2カ所	7回	1件	1件
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

2. 求職者・求人事業所に対する相談支援等（令和3年度実績）

（2）求人事業所に対する相談支援等 ①キャリア支援専門員による相談支援

都道府県名	施設・事業所						施設・事業所以外			計		
				うち 社会福祉法人								
	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数
合計	2,294カ所	3,011件	266件	882カ所	1,254件	151件	606カ所	639件		2,900カ所	3,650件	266件
平均	82カ所	112回	38件	37カ所	52回	30件	303カ所	320回	-	100カ所	130回	38件
記入C数	28			24			2			29		
北海道	8カ所	8回		2カ所	2回					8カ所	8回	
青森県	124カ所	124回	133件	124カ所	124回	133件				124カ所	124回	133件
岩手県	254カ所	447回								254カ所	447回	
宮城県	93カ所	93回		58カ所	58回					93カ所	93回	
秋田県												
山形県												
福島県	17カ所	17回		10カ所	10回					17カ所	17回	
茨城県	10カ所	26回		1カ所	18回					10カ所	26回	
栃木県	140カ所	140回		93カ所	93回					140カ所	140回	
群馬県	63カ所	63回	48件	49カ所	49回					63カ所	63回	48件
埼玉県												
千葉県	11カ所	11回		11カ所	11回					11カ所	11回	
東京都												
神奈川県	103カ所	103回		87カ所	87回					103カ所	103回	
新潟県												
富山県	3カ所	3回		2カ所	2回					3カ所	3回	
石川県	11カ所	11回		5カ所	5回					11カ所	11回	
福井県	128カ所	593回		76カ所	395回					128カ所	593回	
山梨県	55カ所	55回								55カ所	55回	
長野県												
岐阜県	24カ所	24回	24件	8カ所	8回	8件				24カ所	24回	24件
静岡県	229カ所	229回	5件	152カ所	152回					229カ所	229回	5件
愛知県	55カ所	65回		41カ所	47回					55カ所	65回	
三重県	96カ所	96回		55カ所	55回					96カ所	96回	
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県	48カ所	48回		36カ所	36回					48カ所	48回	
奈良県	22カ所	22回	5件	17カ所	19回	5件				22カ所	22回	5件
和歌山県	6カ所	6回		2カ所	2回					6カ所	6回	
鳥取県												
島根県	6カ所	6回	2件	4カ所	4回	2件				6カ所	6回	2件
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県	96カ所	112回	49件	21カ所	49回	3件				96カ所	112回	49件
愛媛県							2カ所	3回		2カ所	3回	
高知県	7カ所	7回		6カ所	6回					7カ所	7回	
福岡県	38カ所									38カ所		
佐賀県	11カ所	11回		5カ所	5回					11カ所	11回	
長崎県	17カ所	17回		17カ所	17回					17カ所	17回	
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県	619カ所	674回					604カ所	636回		1,223カ所	1,310回	
沖縄県												

2. 求職者・求人事業所に対する相談支援等（令和3年度実績）

（2）求人事業所に対する相談支援等 ②キャリア支援専門員以外による相談支援

都道府県名	施設・事業所						施設・事業所以外			計		
				うち 社会福祉法人								
	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数
合計	392カ所	4,183件	268件	126カ所	133件	16件	29カ所	31件	-	421カ所	4,214件	268件
平均	39カ所	349回	67件	16カ所	17回	16件	15カ所	16回	-	42カ所	351回	67件
記入C数	12			8			2			12		
北海道	12カ所	12回		9カ所	9回					12カ所	12回	
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県	33カ所	33回	5件	18カ所	18回		17カ所	17回		50カ所	50回	5件
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県		2,808回									2,808回	
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都		707回									707回	
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県	38カ所	38回		18カ所	18回					38カ所	38回	
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府	173カ所	433回	211件							173カ所	433回	211件
大阪府												
兵庫県												
奈良県	42カ所	43回		28カ所	29回					42カ所	43回	
和歌山県												
鳥取県												
島根県	30カ所	30回	1件	13カ所	13回					30カ所	30回	1件
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県	7カ所	7回								7カ所	7回	
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県	28カ所	41回		14カ所	18回					28カ所	41回	
長崎県			51件			16件						51件
熊本県	17カ所	17回		17カ所	17回					17カ所	17回	
大分県												
宮崎県	12カ所	14回		9カ所	11回		12カ所	14回		24カ所	28回	
鹿児島県												
沖縄県												

3. 説明会・講習会等の実施（職場説明会・合同面接会の開催）

都道府県名	説明会 面接会	名称	開催時期 (月)	回数 (回)	延べ 日数 (日)	参加法人・事業 所数	参加者数 (人)	面接数 (人)	採用数 (人)	労働局/RO-ワークとの共催			保育所 のみを 対象	開催 形式
										労働局	拠点 /RO-ワーク	拠点以 外		
3年度 実績		事業総数 120 (取組C数 46)		338回	634日	8,346	28,650人	9,450人	815人	34	43	25	13	対面:74 オンライン:32 併用:26
		うち面接 70 (実施C数 28)		172回	382日	4,513	10,182人	9,450人	815人	21	23	17	8	
北海道	●	福祉職場説明会	12,1月	3回	3日	59	182人				◆	◆		オンラインのみ
	●	福祉職場説明会	3月	1回	1日	56	93人				◆	◆		対面
青森県	●	福祉の仕事オンライン相談会	7月	1回	1日	45	14人							オンラインのみ
	●	福祉のしごと相談フェア	3月	1回	1日	29	23人					◆		併用
岩手県	●	福祉・保育の仕事一日移動相談	5,6,7, 8,10,11, 12,3月	8回	8日		20人							対面
	●	介護・保育・福祉の就職相談会	5,11月	2回	2日	186	300人				◆			対面
宮城県	●	小規模介護事業所を対象とした合同 面談会	5,7,9, 10,11,12月	8回	8日	47	154人				◆	◆		対面
	●	福祉のしごと面談会	6月	1回	1日	41	37人	3人	3人		◆	◆		対面
山形県	●	福祉の職場説明会	3月	1回	2日	47	31人					◆		併用
	●	福祉の職場ガイダンス児童養護施設 編	10月	1回	1日	5	11人							対面
福島県	●	初任者研修受講者向け面談会	9,10,12, 2,3月	5回	5日	18	32人	5人	5人					対面
	●	福祉の仕事フェアin新庄	10月	1回	1日	16	50人	33人	6人		◆		◆	対面
茨城県	●	福祉の仕事フェア就職面談会（山形 市）	11月	1回	1日	60	202人	394人	30人		◆	◆	◆	対面
	●	福祉のしごと就職フェア米沢	11月	1回	1日	19	40人	84人	11人		◆		◆	対面
栃木県	●	福祉の職場WEB説明会	7,8,1, 2月	2回	90日	119	11,106人				◆			オンラインのみ
	●	保育士就職フェア	11月	1回	1日	21	32人		5人					対面
群馬県	●	福祉のお仕事カフェ	1,2月	3回	3日	39	126人				◆			対面
	●	福祉のお仕事就職フェア	6月	1回	1日	64	107人	265人	9人					
埼玉県	●	保育のお仕事就職フェア	6月	1回	1日	42	69人	222人	13人				◆	
	●	福祉の仕事フェア	6,7,1月	3回	3日	44	86人		7人		◆	◆	◆	対面
千葉県	●	福祉の仕事フェア	10,11月	2回	59日	28	1,818人				◆	◆	◆	オンラインのみ
	●	「介護の日」福祉の仕事フェア	11月	1回	1日	10	44人		5人					対面
東京都	●	福祉の仕事フェア	12月	1回	1日	7	22人		1人					対面
	●	保育士就職相談会	2,3月	1回	28日	8	293人		3人		◆		◆	オンラインのみ
東京都	●	施設見学会	7月	1回	1日	1	3人							対面
	●	地域就職相談会	7,9,11, 12,2,3月	12回	12日	210	389人							対面
東京都	●	就職フェア	11月	1回	1日	79	62人							対面
	●	保育の仕事就職フェア	12月	1回	1日	20	30人						◆	対面
東京都	●	福祉のしごと就職フェア	4,5,6, 10,11月	5回	5日	168	469人				◆	◆		対面
	●	保育のしごと就職フェスタ	9,11月	2回	2日	72	168人				◆	◆	◆	対面
東京都	●	福祉のしごとオンライン説明会	7,8,2, 3月	4回	4日	55	1,624人							オンラインのみ
	●	地域密着面接相談会	6,9,10, 11,12,2月	17回	17日	264	781人		113人		◆	◆		併用
東京都	●	保育士就職支援研修・就職相談会	9,10,11月	4回	4日	145	98人	261人	18人				◆	併用
	●	保育の仕事オンライン就職相談	1,2月	1回	6日	52	4人	7人					◆	オンラインのみ

3. 説明会・講習会等の実施（職場説明会・合同面接会の開催）

都道府県名	説明会	面接会	名称	開催時期(月)	回数(回)	延べ日数(日)	参加法人・事業所数	参加者数(人)	面接数(人)	採用数(人)	労働局/ハローワークとの共催			保育所のみを対象	開催形式
											労働局	拠点/ハローワーク	拠点以外		
3年度実績	事業総数 120 (取組C数 46)			338回	634日	8,346	28,650人	9,450人	815人	34	43	25	13	対面:74 オンライン:32 併用:26	
	うち面接 70 (実施C数 28)			172回	382日	4,513	10,182人	9,450人	815人	21	23	17	8		
神奈川県	●	●	福祉のしごとフェア	7,10,2月	3回	3日	182	540人	975人	45人					対面
	●	●	福祉のしごと地域就職相談会	9,11,12,1月	4回	4日	70	792人	305人	12人					併用
	●	●	児童福祉施設就職相談会	9月	1回	1日	10	62人	100人	6人					対面
	●	●	保・保センターフェア	8,9,10,11,12,2月	6回	6日	129	216人	339人	16人				◆	対面
新潟県	●	●	WEBによる就職フェア	7月	1回	4日	54	39人	1人	1人					
	●	●	就職フェア	2月	1回	1日	15	67人	2人	2人					
富山県	●		第1回福祉職場説明会(福祉・介護)	7月	1回	1日	83	121人							
	●		第2回福祉職場説明会(児童・保育)	7月	1回	1日	53	141人							
	●		介護・看護の仕事説明会	11月	1回	1日	6	26人			◆		◆		
石川県		●	福祉・介護の就職フェア	6,3月	2回	2日	149	200人	419人	9人		◆			対面
		●	福祉のお仕事グッドマッチング面談会	7,8,9,10,11,12,1,2月	18回	22日	215	134人	246人	37人		◆	◆		併用
福井県	●	●	ふくい福祉就職フェア	6,7,3月	2回	4日	143	130人		9人					
山梨県		●	福祉の仕事職場説明会・相談会	9,10,2月	2回	25日	31	3人	3人	1人					オンラインのみ
長野県	●		福祉の職場説明会	8,11,2,3月	8回	8日	307	460人			◆				対面
	●		福祉の仕事地区相談会	9,10,11,12,2月	6回	6日	73	88人				◆	◆		対面
	●		看護職就職相談会	12月	2回	2日	19	40人				◆	◆		対面
	●		学生向け終章区ガイダンス(保育士養成校)	11,12,2月	6回	6日	43	194人						◆	対面
	●		保育士就職相談会「保育士さんいらっしゃい」	11,12月	2回	2日	18	52人						◆	対面
岐阜県		●	福祉のお仕事フェアin岐阜地域(オンライン)	6,7,8月	1回	42日	20	17人	36人	6人					オンラインのみ
		●	福祉のお仕事フェアin中濃地域・東濃地域(オンライン)	7,8月	1回	44日	25	17人	36人	6人					オンラインのみ
静岡県	●		福祉の就職相談会	7,12,1,2,3月	8回	8日	179	292人			◆	◆	◆		併用
	●		ミニ就職相談会	4,5,6,8,10,11,12,2月	15回	15日	87	218人			◆	◆	◆		併用
	●		保育のお仕事フェア	7,1月	4回	4日	107	125人			◆	◆	◆		併用
	●		保育出張相談会	5,6,8,10,11,12,1,2月	13回	13日	52	123人			◆	◆	◆	◆	対面
愛知県		●	福祉・介護の就職総合フェア	6月	1回	1日	136	216人							対面
		●	福祉・介護の就職総合フェア	12月	1回	1日	127	239人							対面
		●	保育所就職支援フェア	7月	1回	1日	28	55人				◆		◆	対面
		●	保育所就職支援フェア	1月	1回	1日	19	32人				◆		◆	対面
三重県	●		第1回福祉・保育・看護の就職フェア	6月	1回	1日	69	178人							併用
	●		第2回ウェブ福祉の就職フェア	10月	1回	1日	31	23人							オンラインのみ
滋賀県	●		カイゴとフクシ就職フェア in しが	6,7,10,11,2月	19回	11日	259	641人							対面
	●		カイゴとフクシ就職フェア in しが	7月	1回	1日	30	3人							オンラインのみ
京都府		●	福祉のお仕事相談＆面接会	4,6,7,11,12,2,3月	7回	7日	118	197人	412人	23人					

3. 説明会・講習会等の実施（職場説明会・合同面接会の開催）

都道府県名	説明会	面接会	名称	開催時期(月)	回数(回)	延べ日数(日)	参加法人・事業所数	参加者数(人)	面接数(人)	採用数(人)	労働局/0-7-7との共催			保育所のみを対象	開催形式
											労働局	拠点/0-7-7	拠点以外		
3年度実績	事業総数 120 (取組C数 46)			338回	634日	8,346	28,650人	9,450人	815人	34	43	25	13	対面:74 オンライン:32 併用:26	
	うち面接 70 (実施C数 28)			172回	382日	4,513	10,182人	9,450人	815人	21	23	17	8		
大阪府	●	●	福祉の就職総合フェア(春フェア)	3月	1回	1日	159	468人	1,810人	69人					対面
	●	●	介護のしごと就職相談会&面接会	7,9,11,2月	4回	4日	39	184人	226人	18人	◆	◆			対面
兵庫県	●		福祉の就職総合フェア	7,3月	2回	2日	677	250人							対面
	●		福祉の就職説明会	9,10月	3回	4日	79	155人							対面
奈良県	●		福祉のおしごとフェア	3月	1回	1日	60	96人				◆			対面
	●		地域別福祉の就職フェア	7,10,12月	3回	3日	35	72人				◆			対面
	●		福祉の就職WEB個別面談会	6,7,9,11月	3回	3日	35	32人				◆			オンラインのみ
	●		子育ての仕事WEB合同説明会	10月	1回	1日	15	17人				◆			オンラインのみ
	●		子育てのしごとオンライン個別就職面談会	3月	1回	1日	15	2人				◆			オンラインのみ
和歌山県	●		福祉・介護・保育の就職フェア	7,8,11,2,3月	5回	5日	156	187人							オンラインのみ
	●		介護助手就職相談会	7,8月	3回	3日	16	27人							オンラインのみ
	●		福祉・介護のしごと面接会	11月	1回	1日	5	2人	2人						オンラインのみ
鳥取県	●	●	WEB版 福祉の就職フェアとっとり2021夏	5月	2回	2日	35	78人	273人	34人					オンラインのみ
	●	●	とっとり福祉のオンライン就職説明会	8月	1回	1日	26	20人	57人	2人					オンラインのみ
島根県	●	●	福祉・保育所の就職フェアしまね	5,6,8月	3回	3日	83	124人			◆				対面
	●	●	福祉保育の仕事 就職・転職フェア	9月	1回	3日	29	25人			◆				対面
岡山県	●	●	福祉の就職総合フェア岡山2021春	5月	1回	1日	15	61人	64人	9人	◆	◆	◆		併用
	●	●	福祉の就職総合フェア岡山2021夏	8月	1回	1日	51	149人	272人	9人	◆	◆	◆		併用
	●	●	福祉の就職総合フェア岡山2021秋	11月	1回	1日	46	161人	175人	9人	◆	◆	◆		併用
	●	●	福祉の就職総合フェア岡山2021冬	2月	1回	1日	58	17人	17人	7人	◆	◆	◆		併用
広島県	●		福祉の総合就職フェア	6月	1回	2日	80	157人							オンラインのみ
山口県	●		福祉のしごと就職フェア	6月	1回	1日	14	17人				◆			オンラインのみ
徳島県	●	●	保育フェア	7月	1回	1日	63	230人		9人					対面
	●		福祉就職転職ガイダンス	8月	1回	3日	20	41人							オンラインのみ
	●		福祉の就活WEB版	4,5,6,7,8,9,10,11,12,1,2,3月			62								オンラインのみ
香川県	●	●	福祉のしごとサポートフェア	7月	1回	1日	18	35人	99人	28人			◆		対面
	●		福祉の職場WEB説明会	10月	1回	1日	24	48人							オンラインのみ
	●	●	福祉の職場説明会	10月	1回	1日	15	28人	59人			◆			対面
	●		福祉のしごとサポートフェア	3月	1回	1日	25	33人							オンラインのみ
愛媛県	●	●	福祉就職セミナー2021	6月	1回	1日	45	218人	310人	11人		◆			併用
高知県	●	●	第1回ふくし就職フェア	7月	1回	2日	110	174人	213人	42人		◆			併用
	●	●	第2回ふくし就職フェア	12月	1回	2日	55	18人	28人						オンラインのみ
	●	●	第3回ふくし就職フェア	3月	1回	2日	57	68人	75人			◆			併用
福岡県	●	●	福祉のしごと就職フェア(WEB)	10,11,12,1,2,3月	6回	6日	132	84人	227人	67人					オンラインのみ
	●	●	地区別面談会(ホリデイガイダンス)	10,11月	3回	3日	66	51人							対面

3. 説明会・講習会等の実施（職場説明会・合同面接会の開催）

都道府県名	説明会	面接会	名称	開催時期 (月)	回数 (回)	延べ 日数 (日)	参加法 人・事業 所数	参加者数 (人)	面接数 (人)	採用数 (人)	労働局/RO-ワークとの共催			保育所 のみを 対象	開催 形式
											労働局	拠点 RO-ワーク	拠点以 外		
3年度 実績			事業総数 120 (取組C数 46)		338回	634日	8,346	28,650人	9,450人	815人	34	43	25	13	対面:74 オンライン:32 併用:26
			うち面接 70 (実施C数 28)		172回	382日	4,513	10,182人	9,450人	815人	21	23	17	8	
佐賀県		●	福祉のお仕事合同就職面談会	7月	1回	1日	50	83人	151人	16人		◆			対面
		●	介護のお仕事フェア	11月	1回	1日	15	6人	16人	1人					対面
		●	保育のJOBフェア	1月	1回	1日	15	23人	72人	3人				◆	対面
長崎県		●	ミニ面談会	10,12月	3回	3日	25	41人	83人	3人					
		●	プチ面談会	7,8,12, 1,2月	7回	7日	47	79人	141人	14人					
熊本県		●	福祉のお仕事総合フェア	6,11月	2回	2日	84	194人	507人	11人	◆	◆			対面
		●	保育のおしごとフェア	11月	1回	1日	32	27人	62人	8人	◆	◆			対面
		●	就職面談会	11月	7回	7日	239	58人	7人	7人			◆		対面
大分県	●		Web福祉のしごと就職フェア	8月	1回	2日	30	76人				◆			オンライン のみ
		●	特別サイトでの個別面談	8,2月	2回	2日	71	6人	6人	2人					対面
		●	地区別福祉のしごと就職フェア	8,9,10, 11月	4回	4日	38	21人	42人	2人			◆		併用
宮崎県	●		福祉のしごと就職フェア	9月	1回	1日	39	82人			◆	◆			オンライン のみ
	●		福祉のしごと就職説明会	3月	1回	1日	31	100人				◆			オンライン のみ
鹿児島県		●	福祉・保健医療職場就職ガイダンス	8月	1回	1日	89	79人	79人	9人		◆			併用
		●	介護の職場就職面談会	9月	1回	1日	20	17人	17人	1人			◆		併用
		●	介護の職場就職面談会	11月	1回	1日	24	14人	14人	2人			◆		併用
		●	福祉の職場就職面談会	2月	1回	1日	58	33人	33人	5人		◆			併用
沖縄県	●	●	福祉のお仕事就職フェア	11月	1回	1日	56	181人	165人	15人	◆	◆			対面

4. 職場体験事業

都道府県名	受入 事業所数	高齢	障害	児童	その他	参考) 受入可能 事業所数	募集 人数	参加 人数	福祉・介護 分野へ就業 した人数	参考) 延体験 日数
合計	2,439	1,750	457	207	25	6,584	2,856人	1,846人	265人	4,072日
平均	66	49	17	11	3	299	220人	53人	11人	120日
取り組みC数	37	36	27	19	10	22	13	35	25	34
北海道	53	24	8	20	1	1,234		78人		200日
青森県	53	45	8					124人	28人	156日
岩手県	63	58	5				68人	63人	38人	162日
宮城県	3	3						9人	1人	6日
秋田県	64	64				290	100人	64人		141日
山形県	19	7	7	5		77		20人	6人	35日
福島県	10	10					185人	112人	26人	112日
茨城県	42	42						1人		1日
栃木県	44	29	15			296		67人	6人	80日
群馬県	2	2				31		2人	1人	
埼玉県										
千葉県	18	13	3	2			50人	18人		18日
東京都										
神奈川県	16	12	2	2			57人	35人	2人	
新潟県										
富山県	7	7				194		4人		7日
石川県	21	16	5			111	47人	23人	5人	29日
福井県										
山梨県	18	14	2	2		155		18人	1人	23日
長野県	126	86	7	32	1	596				604日
岐阜県	5	3	2			104	5人	5人	1人	5日
静岡県	161	124	11	25	1	1,097	1,000人	209人	12人	622日
愛知県	26	10	5	10	1	116	47人	42人	2人	100日
三重県	31	26	2	1	2	164		56人	48人	97日
滋賀県	55	45	7	2	1			47人	8人	91日
京都府	429	284	91	49	5		749人	42人	5人	42日
大阪府	820	617	198		5	607		179人	17人	501日
兵庫県	28	16	6	6		412	118人	44人	6人	73日
奈良県	103	67	24	12		258		101人	13人	178日
和歌山県	29	20	4	5		199		29人	8人	73日
鳥取県										
島根県	5	2		3				7人	4人	7日
岡山県	32	17	15			53	30人	57人		111日
広島県										
山口県	45	16	12	10	7			262人	5人	370日
徳島県	17			17				21人	11人	28日
香川県	4	4				33		4人		7日
愛媛県	1	1						1人		1日
高知県	6	3	1	2		254		5人	1人	9日
福岡県	7	6	1							
佐賀県										
長崎県										
熊本県	21	14	7			164		49人		72日
大分県	36	32	4			139	400人	36人		78日
宮崎県	19	11	5	2	1			12人	10人	33日
鹿児島県										
沖縄県										

5. 地域住民や若年者層に対する啓発事業の実施

都道府県名	説明会・出前講座（職員、講師の派遣）	対象					カ所数	延べ回数	延べ参加者数
		小・中学生	高校生	保護者	教員	地域住民			
	取り組みC数 33	31	48	16	20	16	804カ所	1,885回	33,085人
							14カ所	31回	561人
青森県	高校生対象福祉施設体験講習会		●				1カ所	1回	10人
	福祉の仕事あれこれ出前講座	●	●				24カ所	24回	864人
岩手県	福祉のしごと紹介事業	●	●				8カ所	8回	430人
宮城県	福祉のお仕事魅力探究セミナー	●	●	●	●		10カ所	10回	598人
	映画「ケアニン」上映及び講話		●	●	●	●	1カ所	1回	16人
秋田県	中学生の福祉の仕事セミナー	●					5カ所	5回	241人
福島県	福祉・介護の仕事説明会	●	●				7カ所	8回	210人
	職場見学会（バスツアー等）	●	●	●	●		21カ所	21回	146人
茨城県	出張ふくし職働					●	3カ所	5回	50人
	福祉キャラバン隊	●	●					16回	388人
栃木県	出前講座	●	●				37カ所	40回	1,873人
	入門的研修における就職ガイダンス					●	3カ所	3回	33人
埼玉県	出張介護授業	●	●				9カ所	13回	350人
東京都	フクシを知ろう！なんでもセミナー	●	●				55カ所	75回	2,078人
富山県	介護の出前講座（中学生）	●					9カ所	9回	202人
	介護の出前講座（高校生）		●				11カ所	11回	354人
	職場見学会（バスツアー等）	●	●	●	●		3カ所	3回	42人
山梨県	福祉の仕事セミナー（動画配信のため視聴回数）		●	●		●		384回	
長野県	福祉の職場体験	●	●	●	●	●	126カ所	604回	242人
	訪問講座	●	●	●	●	●	52カ所	73回	4,943人
岐阜県	福祉の仕事大学訪問説明会						1カ所	2回	18人
	福祉の仕事高等学校訪問説明会		●				5カ所	5回	87人
	福祉の仕事理解のための啓発事業						28カ所	28回	2,612人
	職場見学会（バスツアー等）	●					1カ所	1回	69人
静岡県	福祉のお仕事魅力発見セミナー	●	●	●	●		88カ所	192回	6,339人
	職場見学会（バスツアー等）	●	●	●	●		3カ所	3回	49人
愛知県	福祉関係就職支援出張セミナー		●			●	5カ所	5回	71人
	職場見学会（バスツアー等）		●		●	●	7カ所	8回	157人
三重県	福祉の学び・仕事セミナー	●	●	●	●	●	10カ所	17回	462人
滋賀県	ふく・楽 C A F É（高校生向け）		●				4カ所	7回	212人
	職場見学会（バスツアー等）		●			●	2カ所	2回	14人
大阪府	出前講座		●		●		8カ所	8回	252人
	職場見学会（バスツアー等）		●			●	3カ所	3回	18人
兵庫県	進路説明会		●				1カ所	1回	7人
	さんぽう進路フェスタ2021		●				1カ所	2回	88人
	須磨ノ浦高等学校「福祉のお仕事ガイダンス」		●				1カ所	1回	16人
	尼崎高等学校 進路説明会		●				1カ所	1回	73人
	神戸弘陵学園高等学校 職業説明会		●				1カ所	1回	2人
	職場見学会（バスツアー等）		●	●	●		18カ所	9回	45人
奈良県	福祉・介護のしごと 魅力発見セミナー	●	●	●	●		31カ所	31回	1,920人
和歌山県	福祉の仕事出前講座	●	●			●	7カ所	11回	240人
岡山県	職場見学会（バスツアー等）	●		●	●		3カ所	3回	61人
広島県	職場見学会（バスツアー等）	●	●	●	●		4カ所	1回	39人
山口県	出前講座	●	●		●		10カ所	11回	406人
	職場見学会（バスツアー等）	●					3カ所	6回	114人
徳島県	福祉・介護体験学習	●	●				14カ所	14回	757人
	介護ロボット体験学習	●	●				20カ所	20回	461人

5. 地域住民や若年者層に対する啓発事業の実施

都道府県名	説明会・出前講座（職員、講師の派遣）	対象					カ所数	延べ回数	延べ参加者数
		小・中学生	高校生	保護者	教員	地域住民			
	取り組みC数 33	31	48	16	20	16	804カ所	1,885回	33,085人
							14カ所	31回	561人
香川県	「福祉・介護の仕事」職業体験研修	●	●				19カ所	44回	76人
	学生と介護福祉士との意見交換会		●		●		2カ所	2回	33人
	介護助手等希望者説明会					●	4カ所	4回	29人
愛媛県	職場見学会（バスツアー等）	●	●	●	●	●	6カ所	1回	27人
高知県	高校生福祉のしごとセミナー		●		●		18カ所	27回	445人
	職場見学会（バスツアー等）		●		●	●	6カ所	6回	6人
熊本県	出前講座	●	●				11カ所	14回	285人
大分県	子どものための福祉講座	●	●	●			29カ所	29回	1,975人
宮崎県	福祉の仕事出前講座	●	●				20カ所	23回	1,706人
	職場見学会（バスツアー等）		●				1カ所	2回	99人
鹿児島県	未来の福祉・介護スタートアップ事業	●	●				18カ所	18回	485人
沖縄県	福祉のお仕事入門教室		●				3カ所	6回	251人
	職場見学会（バスツアー等）					●	2カ所	2回	9人

6. ハローワークとの連携について（令和3年度実績）

〔i〕福祉人材センター・ハローワークとの連携

（1）福祉人材センター・ハローワークとの連携体制

都道府県名	①本事業を推進するためのハローワークとの連携事業連絡調整会議の設置				②個々のハローワークとの連絡調整の場を設けている	
	設置している	設置していない	設置している実施回数	設置していない理由	拠点ハローワーク	拠点以外のハローワーク
C数	26	21	1.5回		1.3カ所	7.4カ所
%	54.2%	43.8%	(平均)		(平均)	(平均)
北海道	●		1回			
青森県	●		3回		1カ所	
岩手県		●		当センター運営委員会に労働局に参画してもらっているほか、事業実施に当たっては、ハローワークと連携しながら実施している。	1カ所	14カ所
宮城県		●		会議の設置はないが常時連絡調整している	1カ所	9カ所
秋田県		●		会議設置に向けて調整が未実施のため		
山形県	●					
福島県		●				
茨城県	●		1回		2カ所	11カ所
栃木県	●		2回			
群馬県		●		出張相談のみ実施。令和4年度より連絡会議開始。	1カ所	4カ所
埼玉県	●					
千葉県		●				
東京都		●				
神奈川県		●		神奈川労働局等で実施している会議に参加している		
新潟県	●		1回		1カ所	
富山県	●		1回		2カ所	
石川県	●				1カ所	
福井県	●		1回			
山梨県	●		1回		1カ所	7カ所
長野県	●		2回			
岐阜県		●				
静岡県	●		2回		3カ所	
愛知県		●			3カ所	
三重県		●		随時ハローワークへ出向いている	1カ所	
滋賀県	●		12回		1カ所	
京都府	●				1カ所	5カ所
大阪府		●				
兵庫県	●		1回			
奈良県	●		1回		2カ所	
和歌山県	●		1回		1カ所	
鳥取県	●		1回			
島根県		●		人材センター運営委員会等において協議を行っている	1カ所	
岡山県	●		1回			
広島県		●			2カ所	
山口県	●					
徳島県	●		1回		1カ所	
香川県		●		労働局からのアクションがないため	1カ所	
愛媛県		●		福祉人材センター運営委員会や出張相談で情報交換している		
高知県		●			1カ所	3カ所
福岡県		●			1カ所	
佐賀県	●		1回		1カ所	5カ所
長崎県	●		1回		1カ所	
熊本県	●		1回		1カ所	9カ所
大分県		●		大分県福祉人材確保推進会議で対応	1カ所	
宮崎県		●		会議設置に関してハローワークとの間で未調整		
鹿児島県	●				1カ所	
沖縄県		●				

6. ハローワークとの連携について（令和3年度実績）

[i] 福祉人材センター・ハローワークとの連携

(2) 事業の内容 ① 求職者情報の共有

都道府県名	ハローワークから人材センターへの情報提供									人材センターからハローワークへの情報提供								
	拠点ハローワーク		拠点以外のハローワーク		情報提供の方法		情報提供の頻度			拠点ハローワーク		拠点以外のハローワーク		情報提供の方法		情報提供の頻度		
	カ所	件	カ所	件	紙媒体	オンライン提供	不定期	定期	頻度	カ所	件	カ所	件	紙媒体	オンライン提供	不定期	定期	頻度
合計	35カ所	722件	23カ所	14件	19	5	15	8	-	22カ所	190件	41カ所	14件	16	3	13	5	-
					39.6%	10.4%	31.3%	16.7%						33.3%	6.3%	27.1%	10.4%	
平均	2カ所	72件	8カ所	14件					-	1カ所	27件	8カ所	14件					-
記入C数	20	10	3	1						15	7	5	1					
北海道																		
青森県	1カ所	344件			<input checked="" type="checkbox"/>			●	月2回									
岩手県										1カ所		14カ所		<input checked="" type="checkbox"/>		●		
宮城県	1カ所	12件			<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回	1カ所	12件			<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回
秋田県																		
山形県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●		1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●	
福島県								●									●	
茨城県	2カ所		11カ所		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		●		2カ所		11カ所		<input checked="" type="checkbox"/>			●	
栃木県																		
群馬県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		●		1カ所		4カ所		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		●	
埼玉県	4カ所					<input checked="" type="checkbox"/>		●										
千葉県																		
東京都								●						<input checked="" type="checkbox"/>			●	
神奈川県																		
新潟県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●		1カ所	9件			<input checked="" type="checkbox"/>			●	
富山県																		
石川県	1カ所	4件			<input checked="" type="checkbox"/>			●		1カ所	50件			<input checked="" type="checkbox"/>			●	週1回
福井県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回
山梨県	1カ所	6件	1カ所	14件	<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回	1カ所	6件	1カ所	14件	<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回
長野県	1カ所		11カ所		<input checked="" type="checkbox"/>			●		1カ所		11カ所		<input checked="" type="checkbox"/>			●	
岐阜県																		
静岡県	2カ所	159件			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回程度	1カ所	4件			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		●	
愛知県	3カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●										
三重県	1カ所	11件			<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回									
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県	4カ所	61件			<input checked="" type="checkbox"/>			●		2カ所	6件			<input checked="" type="checkbox"/>			●	
奈良県	2カ所	10件			<input checked="" type="checkbox"/>			●		2カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●	
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県					<input checked="" type="checkbox"/>			●						<input checked="" type="checkbox"/>			●	
岡山県	3カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●		3カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●	
広島県																		
山口県	3カ所	103件			<input checked="" type="checkbox"/>			●		3カ所	103件			<input checked="" type="checkbox"/>			●	
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県	1カ所	12件			<input checked="" type="checkbox"/>			●										
福岡県	1カ所					<input checked="" type="checkbox"/>		●										
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		

6. ハローワークとの連携について（令和3年度実績）

[i] 福祉人材センター・ハローワークとの連携

(2) 事業の内容 ② 求人情報の共有

都道府県名	ハローワークから人材センターへの情報提供										人材センターからハローワークへの情報提供									
	拠点ハローワーク		拠点以外のハローワーク		情報提供の方法		情報提供の頻度			拠点ハローワーク		拠点以外のハローワーク		情報提供の方法		情報提供の頻度				
	カ所	件	カ所	件	紙媒体	オンライン提供	不定期	定期	頻度	カ所	件	カ所	件	紙媒体	オンライン提供	不定期	定期	頻度		
																			カ所	件
合計	28カ所	19,322件	67カ所	18,717件	20	9	9	17	-	29カ所	14,478件	118カ所	4,786件	19	3	7	16	-		
					41.7%	18.8%	18.8%	35.4%						39.6%	6.3%	14.6%	33.3%			
平均	1カ所	1,610件	10カ所	6,239件					-	1カ所	1,448件	10カ所	798件					-		
記入C数	24	12	7	3						20	10	12	6							
北海道	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		●	月2回	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●	月2回		
青森県	1カ所	149件			<input checked="" type="checkbox"/>			●	月2回											
岩手県	1カ所	12件			<input checked="" type="checkbox"/>			●		1カ所	52件			<input checked="" type="checkbox"/>			●			
宮城県	1カ所	12件	9カ所	90件	<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回	1カ所	12件	9カ所	90件	<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回		
秋田県																				
山形県	1カ所		7カ所			<input checked="" type="checkbox"/>		●		1カ所		7カ所		<input checked="" type="checkbox"/>			●			
福島県								●									●			
茨城県	2カ所		11カ所		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		●		2カ所		11カ所					●			
栃木県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●		1カ所		11カ所		<input checked="" type="checkbox"/>			●			
群馬県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		●		1カ所		4カ所		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		●			
埼玉県																				
千葉県	1カ所	12件			<input checked="" type="checkbox"/>			●		4カ所	48件	7カ所	84件	<input checked="" type="checkbox"/>			●			
東京都																				
神奈川県										1カ所	9,520件			<input checked="" type="checkbox"/>			●	月2回		
新潟県	1カ所	12件			<input checked="" type="checkbox"/>			●		1カ所	12件	16カ所	192件	<input checked="" type="checkbox"/>			●			
富山県	1カ所	12件			<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回											
石川県																				
福井県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回		
山梨県	1カ所		7カ所			<input checked="" type="checkbox"/>		●												
長野県	1カ所		11カ所		<input checked="" type="checkbox"/>			●		1カ所		11カ所		<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回		
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●	月2回	3カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●	月2回		
三重県	1カ所	12件			<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回	1カ所	12件			<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回		
滋賀県																				
京都府	1カ所	18,555件	16カ所	18,555件	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		●		1カ所	4,336件	16カ所	4,336件	<input checked="" type="checkbox"/>			●			
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県	2カ所	60件			<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回	2カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●			
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県						<input checked="" type="checkbox"/>		●						<input checked="" type="checkbox"/>			●			
岡山県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回	3カ所		10カ所		<input checked="" type="checkbox"/>			●			
広島県																				
山口県	3カ所	462件			<input checked="" type="checkbox"/>			●			462件			<input checked="" type="checkbox"/>			●			
徳島県																				
香川県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回											
愛媛県																				
高知県	1カ所	12件				<input checked="" type="checkbox"/>		●												
福岡県	1カ所					<input checked="" type="checkbox"/>		●												
佐賀県																				
長崎県										1カ所	12件	10カ所	12件	<input checked="" type="checkbox"/>			●			
熊本県										1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回		
大分県	1カ所	12件	6カ所	72件	<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回	1カ所	12件	6カ所	72件	<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回		
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県																				

6. ハローワークとの連携について（令和3年度実績）

〔i〕福祉人材センター・ハローワークとの連携

（2）事業の内容 ③周知広報の相互協力

都道府県名	ハローワークの各種施策の周知広報を人材センターが協力		人材センターの各種事業の周知広報をハローワークが協力	
	拠点ハローワーク	拠点以外のハローワーク	拠点ハローワーク	拠点以外のハローワーク
合計	74カ所	156カ所	87カ所	313カ所
平均	2カ所	6カ所	2カ所	8カ所
記入C数	40	26	42	40
北海道	1カ所		1カ所	
青森県	1カ所		1カ所	
岩手県	1カ所	5カ所	1カ所	14カ所
宮城県	1カ所	9カ所	1カ所	9カ所
秋田県				
山形県	1カ所	7カ所	1カ所	7カ所
福島県	3カ所	6カ所	3カ所	6カ所
茨城県	2カ所	11カ所	2カ所	11カ所
栃木県	1カ所	1カ所	1カ所	11カ所
群馬県	1カ所		1カ所	4カ所
埼玉県			4カ所	11カ所
千葉県	4カ所	7カ所	4カ所	7カ所
東京都	7カ所	5カ所	7カ所	5カ所
神奈川県			5カ所	10カ所
新潟県	1カ所	5カ所	1カ所	16カ所
富山県	2カ所	5カ所	2カ所	5カ所
石川県	1カ所	8カ所	1カ所	8カ所
福井県	1カ所	1カ所	1カ所	7カ所
山梨県	1カ所	1カ所	1カ所	7カ所
長野県	1カ所	11カ所	1カ所	11カ所
岐阜県		9カ所		9カ所
静岡県	3カ所	13カ所	3カ所	13カ所
愛知県			3カ所	13カ所
三重県	1カ所		1カ所	9カ所
滋賀県	1カ所	4カ所	1カ所	4カ所
京都府	1カ所	16カ所	1カ所	16カ所
大阪府	10カ所	6カ所	10カ所	6カ所
兵庫県	7カ所	3カ所	7カ所	3カ所
奈良県	2カ所			3カ所
和歌山県	1カ所	1カ所	1カ所	7カ所
鳥取県			2カ所	1カ所
島根県	1カ所		1カ所	5カ所
岡山県	1カ所		3カ所	10カ所
広島県	2カ所		2カ所	13カ所
山口県	3カ所		3カ所	
徳島県	1カ所	3カ所	1カ所	3カ所
香川県	1カ所		1カ所	7カ所
愛媛県				
高知県	1カ所	3カ所	1カ所	3カ所
福岡県	1カ所			1カ所
佐賀県	1カ所	5カ所	1カ所	5カ所
長崎県	1カ所		1カ所	
熊本県	1カ所	5カ所	1カ所	9カ所
大分県	1カ所	6カ所	1カ所	6カ所
宮崎県	1カ所		1カ所	6カ所
鹿児島県	1カ所		1カ所	12カ所
沖縄県	1カ所		1カ所	

6. ハローワークとの連携について（令和3年度実績）

[i] 福祉人材センター・ハローワークとの連携

（2）事業の内容

④センターと労働局による個人情報保護に関する協定書の締結/センター運営への効果や影響/実施にあたって感じている課題

都道府県名	締結している	締結していない	センター運営への効果や影響	実施にあたって感じている課題
C数	10	33		
%	20.8%	68.8%		
北海道		●	・ハローワークの求職者（福祉希望）に事業のチラシをダイレクトメールにて送付いただき、参加者確保につながっている。 ・ハローワーク主催「介護職未経験者向け就職支援セミナー」の中で福祉人材センターのPR時間を設けていただくことで、より多くの求職者に広報ができています。	・拠点以外のハローワークとの連携。
青森県		●	・求職者登録及び求人票登録について確認及びCOOLシステムへの登録作業に時間を要しているが、本事業から紹介・採用に繋がる件数が年々増加している	・求職登録及び求人票登録についての確認及びCOOLシステムへの登録作業に時間を要している
岩手県				
宮城県		●	ハローワークの求職登録者数が多いため、イベント等の周知に協力をもらうとより幅広く広報できる。	
秋田県		●		
山形県	●			
福島県		●		
茨城県	●			
栃木県		●	HW利用の求職者に対して本センター実施事業の周知が図られた	
群馬県		●	この他、労働局・ハローワークを含む関係機関との集合型の情報交換会を2回開催した。	
埼玉県		●		
千葉県		●		
東京都	●			
神奈川県		●		
新潟県		●	ハローワーク内での登録が可能になりセミナー参加者からの登録につながっている。	ハローワークからの紹介が少ない。
富山県	●			
石川県		●	・採用人数にプラスに働く	・ハローワークからの情報提供が少ないこと
福井県		●		
山梨県	●			
長野県		●	就職相談会はハローワーク(長野労働局)と共同開催している。求職者の参加は、ハローワーク側の呼びかけにより参加している。	労働局がなかり「お堅い」ので、イベントとしての自由度(オンライン、感染対策、参加特典等)が低い。その一方で、事務的なことを全て県社協でやっているため、此方の負担感が大きい。
岐阜県		●		
静岡県		●	相互に連絡をとり、事業等も含め連携をして、求職登録者数も増え、採用に結び付いている。	個々のハローワークの職員の対応によってうまく連携できる時とそうでないときがある。
愛知県			求職者に巡回相談を利用してもらうことで、人材センターから遠方に住んでいる方との直接対面場面が確保できている。	
三重県	●			
滋賀県		●		求人側からのハローワークおよび人材センター機能強化ニーズは高く、今後も連携を強化していく必要あり。令和4年度には、拠点ハローワークでの出張相談や、新卒応援ハローワークでの就職支援を実施予定。
京都府			人材センターの存在や、事業（面接会、セミナー等）の周知を積極的に行ってもらえることから、ハローワークのみに向向していた一般求職者が人材センターの事業（面接会、セミナー等）に参加するようになり、人材センターへも求職登録する傾向がある。	人材センターも含めてハローワークも異動があるため、年度年度において、ハローワーク連携について再度、確認をすることが大きな課題である。
大阪府		●		
兵庫県		●	求職者が多く集まるハローワークと連携することは有効であるとする。	ハローワークの統計が大まかな区分であるため、福祉や介護といった詳細な統計データを提供いただければ、より求職者の動向が把握できるのではないかと考える。
奈良県	●		求人・求職の双方の情報交換の有効性と事業周知協力による利用促進につながっている。	
和歌山県		●		
鳥取県		●	・ハローワークから案内されて相談に来る求職者が一定数いる。	・労働局と協議し、お互い負担にならない形で連携をとっている。
島根県	●			ハローワークとの連携について、効果的な連携方法や連携に向けた具体的な方策がわからない。

6. ハローワークとの連携について（令和3年度実績）

〔i〕福祉人材センター・ハローワークとの連携

（2）事業の内容

④センターと労働局による個人情報保護に関する協定書の締結/センター運営への効果や影響/実施にあたって感じている課題

都道府県名	締結している	締結していない	センター運営への効果や影響	実施にあたって感じている課題
C数	10	33		
%	20.8%	68.8%		
岡山県		●		HWでの巡回相談を実施しているが、HWに専門の相談員がいるので、人材センター職員にまで相談者が回ってこない。
広島県		●		
山口県		●		
徳島県		●	各ハローワークとのやりとりを労働局が調整役を担っていただけのため、いくつかの事業を協働実施することが出来ている	
香川県	●		ハローワークでの出張相談について求職者へ周知いただいており、若干ではあるが相談者が増えている。	コロナ前に、人材不足の業種について、ハローワーク主催でイベントを開催する計画があったので、このようなイベントを連携して開催するなど、お互いに効果的な取り組みができればと思う。
愛媛県		●		
高知県	●			
福岡県		●		
佐賀県		●	福祉・介護関係のマッチングの効果的推進において、ハローワークと課題共有を行うとともに、就職面談会の共催開催や定期的な出張相談の場の提供をはじめ、ハローワーク主催の会社説明会・就職支援研修等での福祉人材センターの紹介や就職フェア広報、相談コーナーの設置等、相互に協力した事業展開を円滑に進めることができ、求人求職者支援の充実につながっている。	拠点以外のハローワークとの連携した求人・求職者支援の強化
長崎県		●		
熊本県		●		
大分県		●	就職フェア（年7回）共催で開催。特に夏・春の広域フェア時、ハローワークが求職者（福祉希望）にダイレクトメールにて周知。	
宮崎県		●	福祉のしごと就職フェア・説明会をハローワークとの共催で開催している。参加事業所の募集に際しては、双方で役割分担し、効率的に進めている。また、チラシやポスターをハローワークに置くことで、より多くの求職者に広報できる。	
鹿児島県		●	就職面談会や各種セミナーの開催案内チラシをハローワークへ送付して周知広報を依頼しており、チラシを見ての参加申し込みがある。	
沖縄県				

6. ハローワークとの連携について（令和3年度実績）

〔ii〕 その他の連携

（1） ハローワークまたは福祉人材センター主催の会議への出席

都道府県名	①ハローワーク主催の福祉人材確保推進協議会へのセンターの出席			
	拠点ハローワーク	拠点以外のハローワーク	拠点ハローワーク	拠点以外のハローワーク
合計	17カ所		28カ所	1カ所
平均	1カ所	-	1カ所	1カ所
記入C数	16		27	1
青森県	1カ所		1カ所	
秋田県			1カ所	
山形県	1カ所			
福島県	1カ所		1カ所	
群馬県			2カ所	1カ所
埼玉県			1カ所	
千葉県			1カ所	
東京都	1カ所			
新潟県	1カ所		1カ所	
石川県			1カ所	
山梨県	1カ所		1カ所	
岐阜県			1カ所	
静岡県			1カ所	
愛知県			1カ所	
三重県			1カ所	
兵庫県			1カ所	
奈良県	2カ所			
和歌山県			1カ所	
島根県	1カ所		1カ所	
岡山県			1カ所	
徳島県	1カ所		1カ所	
香川県			1カ所	
愛媛県			1カ所	
高知県	1カ所		1カ所	
福岡県	1カ所			
佐賀県			1カ所	
長崎県	1カ所		1カ所	
熊本県	1カ所		1カ所	
大分県	1カ所		1カ所	
宮崎県	1カ所		1カ所	
沖縄県	1カ所		1カ所	

6. ハローワークとの連携について（令和3年度実績）

〔ii〕 その他の連携

（2）労働市場情報の相互提供

都道府県名	①ハローワークからセンターへの労働市場情報の提供			
	拠点ハローワーク	拠点以外のハローワーク	拠点ハローワーク	拠点以外のハローワーク
合計	20カ所	34カ所	11カ所	24カ所
平均	1カ所	5カ所	1カ所	6カ所
記入C数	19	7	10	4
青森県	1カ所			
宮城県	1カ所	9カ所	1カ所	9カ所
山形県	1カ所			
福島県	1カ所			
新潟県	1カ所		1カ所	
石川県	1カ所	8カ所	1カ所	8カ所
山梨県	1カ所			
長野県	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
静岡県	1カ所			
三重県	1カ所		1カ所	
滋賀県	1カ所	4カ所		
奈良県	2カ所		2カ所	
和歌山県	1カ所			
岡山県	1カ所			
香川県			1カ所	
愛媛県	1カ所			
高知県	1カ所	1カ所		
佐賀県	1カ所	5カ所	1カ所	
熊本県	1カ所		1カ所	
大分県	1カ所	6カ所	1カ所	6カ所

自宅や職場から受講できる福祉専門職大学院

「地方公共団体推薦入学試験」

我が国において複雑化し多様化する自治体の福祉行政に柔軟に対応できる人材、地域福祉の核を担う人材を養成する専門職大学院です。

厚生労働省の委託を受けた日本社会事業大学専門職大学院では、「高度な福祉専門職人材」が地方公共団体で活躍できるよう「地方公共団体推薦入学試験」を実施しております。

特 徴

- ① 我が国で最も歴史のある福祉の専門職大学院
- ② 修業期間は1年間の木曜日・金曜日の夜間、土曜日を基本とした授業体制。2年間の履修制度もあり。多くの授業で遠隔授業方式も取り入れ、自宅等での受講もできます。
- ③ 厚生労働省の現職行政官による特別講義も用意
- ④ 学費等：1年間合計約112万円（2年間の場合は約132万円）
- ⑤ 取得学位：福祉マネジメント修士（専門職）
- ⑥ 選抜方法：小論文、面接審査、書類審査
- ⑦ 講義は文京キャンパス（東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より徒歩5分）と清瀬キャンパス（西武池袋線「清瀬駅」よりバス約6分）で行います。

教育理念

人権の尊重、社会正義の実現、共生への責任、多様性の尊重といったソーシャルワークの価値に基盤を置き、人々のニーズと社会の変化に対応し、実践の改善と開発を進め、社会の変革と人々のウェルビーイングの実現に貢献できる人材を養成します。

〈厚生労働省委託大学〉

日本社会事業大学大学院 福祉マネジメント研究科（専門職大学院）

<https://www.jcsw.ac.jp/senmonshoku/>

時間割

≪1年履修≫

	月	火	水	木	金	土
1 (9:00~10:30)						講義
2 (10:40~12:10)						
3 (13:00~14:30)						
4 (14:40~16:10)					演習 (10回)	演習 (20回)
5 (16:20~17:50)						
6 (19:00~20:30)※				講義		
7 (20:40~22:10)※						

※授業時間は文京キャンパス(対面授業)およびオンライン授業の時間割です。
清瀬キャンパス(6限 18:00~19:30、7限 19:40~21:10)

≪2年履修≫

	月	火	水	木	金	土
1						講義
2						
3						
4						演習 (15回)
5						
6				講義		
7						

これまでの派遣実績

本大学院ではこれまで、北海道、埼玉県、東京都、神奈川県、熊本県、長崎県、古河市、三郷市、武蔵野市、東久留米市、八王子市、日野市、横浜市等からの受け入れ実績があります。

学費

(令和6年度)(2年履修の場合)

(円)

区分	入学金	授業料	教育充実費	諸会費	合計
1年目	282,000	267,900	300,000	4,500	854,400
2年目	—	267,900	200,000	—	467,900
合計	282,000	535,800	500,000	4,500	1,322,300

地方公共団体推薦入学試験

出願資格	原則として3年以上の関連実務経験を有する者 (※詳細は入学試験要項をご参照ください)					
選抜方法	①小論文 ②面接審査(約30分) ③書類審査(「実践研究計画書」「実践記録」「地方公共団体からの推薦書」)					
試験時間割	小論文(9:00~9:45)、面接審査(10:00~)					
試験日程 (令和6年)		試験日	出願期間	合格発表日	入学手続期間	検定料 10,000円
	第2期	1/21(日)	12/18(月)~1/5(金)	1/31(水)12:00	2/1(木)~2/9(金)	
	第3期	3/2(土)	2/5(月)~2/16(金)	3/6(水)12:00	3/7(木)~3/15(金)	
	第4期	3/10(日)	2/19(月)~3/1(金)	3/10(日)17:00	3/11(月)~3/15(金)	

お問合せ先

≪日本社会事業大学 入試広報課≫

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘 3-1-30 / Tel: 042-496-3080 / Fax: 042-496-3081 / Webサイト: <https://www.jcsw.ac.jp/>

令和6年度 社会福祉研修実施計画 (委託・補助事業)

2024.1.4

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間	申込締切日及び申込書提出先	
国の委託事業	1 社会福祉士資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉士として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉士の任用資格を取得させる。	都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉行政および社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 【集合研修3日/ 講義動画配信1日分】 休止	【集合研修開催日程】 ①R6.7.22(土)～7.24(水) ⑥R6.11.11(月)～11.13(水) ②R6.8.4(日)～8.6(火) ⑦R6.11.20(水)～11.22(金) ③R6.8.20(火)～8.22(木) ⑧R6.12.17(火)～12.19(木) ④R6.9.3(火)～9.5(木) ⑨R7.1.15(金)～1.17(金) ⑤R6.10.21(月)～10.23(木) ※上記、①～⑨のうち指定された1回を受講	R6.4.8(月) 社会福祉研修 主管部まで
	2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	300人	1年 【集合研修5日】	【集合研修開催日程】 ①R6.11.23(土)～11.27(水) ④R6.12.21(土)～12.25(水) ②R6.12.6(金)～12.10(火) ⑤R7.1.10(金)～1.14(火) ③R6.12.12(木)～12.16(月) ⑥R7.1.18(土)～1.22(水) ※民間施設長の集合研修と同時に実施 ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講	R6.4.8(月) 社会福祉研修 主管部まで
	3 社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者 (1) 人事管理コース (2) 経営管理コース	1回 1回	200人 200人	3日 3日	(1) 人事管理コース R6.11.17(日)～11.19(火) (2) 経営管理コース R7.1.24(金)～1.26(日)	中央福祉学院 ホームページを ご確認ください
国の補助事業	4 児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、政令で定める特別区、児童相談所を設置している中核市で児童福祉法に関する業務に携わる職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市区町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者又は2023年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 【集合研修5日】	【集合研修開催日程】 R6.10.25(金)～10.29(火)	R6.4.8(月) 社会福祉研修 主管部まで
	5 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」指導者養成研修会	「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 標準研修プログラム」の趣旨と目的を理解する。 テキスト等および「指導の手引き(指導マニュアル)」の活用方法を学ぶ。 各科目の展開・指導方法を修得する。	各福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の研修実施団体が推薦する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修指導予定者	1回	80人	3日	R6.7.6(土)～7.8(月)	中央福祉学院 ホームページを ご確認ください

※都合により変更する場合があります。

令和6年度 社会福祉研修実施計画 (全社協協働事業)

2024.1.4

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間等
1 社会福祉士資格認定 通信課程 (民間社会福祉事業職員)	社会福祉士として必要な知識及び技術を通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉士の任用資格を取得させる。	社会福祉事業(社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業)の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設・事業所等に従事していること	2回	3,900人	1年 【集合研修3日/ 講義動画配信2日分】	別途「開催要綱」等にて通知する。
2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (民間社会福祉施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人立等の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	700人	1年 (集合研修5日)	【集合研修開催日程】 ①R6.11.23(土)～11.27(水) ②R6.12.6(金)～12.10(火) ③R6.12.12(木)～12.16(月) ④R6.12.21(土)～12.25(水) ⑤R7.1.10(金)～1.14(火) ⑥R7.1.18(土)～1.22(水) ※公立施設長の集合研修と同時に実施 ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講
3 社会福祉士通信課程 (社会福祉士短期養成施設)	社会福祉士として必要な専門的学術的理論及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」第3条第一号イのいずれかに該当する者	1回 (第10期)	560人	1回 (第10期)	【集合研修5日間または 6日研修】 (※実習等は 実習指導員3回日、 第2回2日) R6年 R7R1.4.27(土)～5.1(水) R7R1.2.7.11(木)～7.15(月祝) R7R1.3.14.20(土)～4.22(月) ②R6.28(金)～6.30(日) R7R1.4.14.27(土)～4.29(月祝) ②R7.13(土)～7.15(月祝) R7R1.5.15.29(水)～5.31(金) ②R6.7(水)～8.9(金) 東京T1 ①R6.18(土)～5.20(日) ②R6.15(土)～7.7(日) 東京T2 ①R6.18(土)～5.19(日) ②R6.15(土)～6.16(日) ③R7.6(土)～7.7(日) 東京T3 ①R6.20(月)～5.21(火) ②R6.17(月)～6.18(火) ③R7.8(月)～7.9(火) 神戸 ①R6.11(土)～5.12(日) ②R6.8(土)～6.9(日) ③R6.3(土)～8.4(日) 福岡 ①R6.25(土)～5.26(日) ②R6.22(土)～6.23(日) ③R7.20(土)～7.21(日) 実習(07R) ①R6.17(火)～4.19(木) ②R6.15(月)～11.26(火) ロフトス・中央福祉学院(神奈川県葉山町) 東京・新設がほけ、神戸・三宮研修センター、福岡・TKP博多駅筑波ロジックセンター
4 福祉施設長専門講座 【通信課程】	社会福祉施設長として、施設経営管理に必要な専門的知識及び技術を修得させ、より高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等または施設長相当の業務を担当している者であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、かつ次のいずれかに該当する者。 ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を終了した者 ②社会福祉士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1回 (第49期)	200人	1回 (集合研修2回)	①R6.9.6(金)～9.8(日) ②R7.2.8(土)～2.9(日)
5 社会福祉法人会計実務講座 【通信課程】	社会福祉法人の会計実務担当者等に必要とされる、「社会福祉法人会計基準」に関する知識及び会計実務能力の向上を図る。	社会福祉法人立の社会福祉施設ならびに社会福祉協議会の会計実務担当者等	1回	1,240人	6ヵ月 (集合研修3日)	R6.8.1(木)～8.3(土):入門コース R6.9.19(木)～9.21(土):初級コースA R6.10.17(木)～11.19(土):初級コースB R6.10.31(木)～11.2(土):中級コース(社会会計) R6.11.14(木)～11.16(土):中級コース(施設会計) R6.11.28(木)～11.30(土):上級コース
6 社会福祉協議会管理職員研修会	都道府県・指定都市及び市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県、指定都市、市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1回	90人	3日	R6.12.1(日)～12.3(火)
7 都道府県・指定都市社会福祉協議会 新任職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新任職員に必要とされる業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県、指定都市社会福祉協議会の新任職員等	1回	80人	3日	休止
8 都道府県・指定都市 社会福祉研修実施機関職員研修会 (協議会研修担当者研修会(第2回)と一部同時開催)	福祉研修担当職員として、必要な企画実施能力の修得を図る。	都道府県、指定都市の社会福祉研修実施機関の職員で研修企画・運営に携わる者	1回	10人	3日	R6.11.6(水)～11.8(金)
9 職場研修担当者研修会	福祉の職場研修(人材育成)を進めるために必要な知識及び技術を修得させる。	(1)職場研修担当者研修会(第1回)(第2回) 社会福祉法人・施設・社協で「職場研修」(人材育成)を推進する者 (2)「職場研修担当者研修会」インストラクター養成研修会 【講師の「職場研修」指導者養成コース】インストラクター(講師)として、各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する者	2回 (1) 2回 (2)	(1) 各50人 (2) 10人	(1) 3日 (2) 4日	(1) R6.8.26(月)～8.28(水) R6.11.6(木)～11.8(金) (2) R6.8.26(火)～8.29(金) ※職場研修担当者研修会(第1回)と一部同時開催
10 スーパービジョン研修会	福祉職場の職員等への指導・助言(スーパービジョン)に精通として取り込む意思や方法について、知識の習得を図る。	社会福祉法人等が発行する施設等の管理職員(施設長、部・課長等)、指導的立場の職員(主任、係長等)	1回	120人	3日	R6.8.30(金)～9.1(日)
11 ファミリーソーシャルワーク研修会	ファミリーソーシャルワークに携わる職員等の専門性の向上を図る。	家庭支援専門職員、里親支援専門職員、母子支援員、少年指導員、家族(保護者)支援に携わる児童福祉施設職員や関係職員、里親、ファミリーホーム実務者等	3回	各180人	各2日	①R6.9.10(火)～9.11(水) ②R6.10.6(日)～10.7(月)、③R6.12.4(木)～12.5(木)
12 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」 上級管理者研修会	トップマネジメントとしての基本的役割やキャリアデザインの方法、各法人・事業所におけるキャリアパス構築のための方法論等を目指す。	近い将来、施設長等の運営統括責任者の役割を担うことが想定される職員 または、現に施設長等の運営統括責任者に就いている職員(理事を含む)	1回	30人	2日	R7.2.13(木)～2.14(金)
13 ふくし未来塾	社会福祉の制度のゆとりとどめることのない令和時代の社会福祉を創出し、その発展をけん引するリーダーを育成する。	○ 社会福祉法人の次世代の経営者をめざす社会人 ○ 新たな事業経営と福祉実践の創造を通じて、主体的に地域生活課題に向き合う社会人 ○ リーダーシップを備え、社会福祉の総合性と専門性の学びを常に追求し、福祉の価値(人間の尊厳)を体現する高度な経営者をめざす社会人	1回	30人	ゼミ含め その他、動画視聴	①R6.6.13(木)～6.14(金)(予定) ②R6.8.26(金)～8.25(日)(予定)

※都合により変更する場合があります。

○福利厚生センター関係資料

都道府県事務局（業務受託団体）一覧

(2023年1月現在)

地方事務局名	〒	所在地	TEL
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目1番地 プレスト1・7 4階	011-251-3828
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-723-1391
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 本町ビル2F	022-227-5535
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2703
山形県社会福祉振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-642-2155
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251
茨城県社会福祉協議会	310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-244-3147
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F	027-255-6600
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729
東京都社会福祉協議会	101-0062	千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3F	03-5283-6898
神奈川県福利協会	231-0031	横浜市中区万代町1-2-4 横浜タナベビル601	045-263-6017
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5526
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21 サンシップとやま	076-432-2958
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-224-1212
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610
長野県社会福祉協議会	380-0936	長野市中御所岡田98-1 長野県保健福祉事務所庁舎内	026-228-4244
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館6F	058-201-1592
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5231
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	461-0011	名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館内	052-212-5511
三重県社会福祉事業職員共済会	514-0003	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内	059-226-1130
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市中央3丁目1番8号 第一生命ビルディング10階	077-524-0261
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都2F	075-252-5888
大阪府民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6761-4444
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-242-4633
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0102
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛内	073-435-5222
鳥取県社会福祉協議会	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6331
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5970
岡山県社会福祉協議会	700-0807	岡山市北区南方2-13-1 「きらめきプラザ」内	086-226-2827
広島県社会福祉協議会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423
山口県健康福祉財団	753-0814	山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館内	083-925-2404
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-0545
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戎375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088-844-9007
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2F	092-584-3330
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-322-8077
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-6888
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-3145
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-256-6767
沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703

○都道府県別加入状況（2023年10月1日現在）

都道府県	加入団体数A	会員数	(参考)	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	830	47,037	910	91.2%
青森県	74	4,266	522	14.2%
岩手県	63	3,850	331	19.0%
宮城県	41	3,115	266	15.4%
秋田県	69	4,352	228	30.3%
山形県	108	6,530	250	43.2%
福島県	94	5,511	301	31.2%
茨城県	110	5,687	527	20.9%
栃木県	82	3,945	353	23.2%
群馬県	106	4,327	498	21.3%
埼玉県	142	8,304	891	15.9%
千葉県	85	4,308	691	12.3%
東京都	338	26,064	1,056	32.0%
神奈川県	61	3,500	786	7.8%
新潟県	48	3,930	440	10.9%
富山県	102	6,462	207	49.3%
石川県	62	3,386	308	20.1%
福井県	55	3,069	225	24.4%
山梨県	28	1,104	251	11.2%
長野県	62	3,212	350	17.7%
岐阜県	94	5,892	300	31.3%
静岡県	110	5,213	467	23.6%
愛知県	116	9,079	678	17.1%
三重県	129	7,029	323	39.9%
滋賀県	57	2,594	268	21.3%
京都府	79	4,436	474	16.7%
大阪府	77	5,981	1,196	6.4%
兵庫県	77	3,649	808	9.5%
奈良県	46	2,369	229	20.1%
和歌山県	52	2,003	222	23.4%
鳥取県	25	1,154	109	22.9%
島根県	14	564	266	5.3%
岡山県	63	5,791	370	17.0%
広島県	120	12,822	417	28.8%
山口県	70	4,642	335	20.9%
徳島県	71	2,945	175	40.6%
香川県	77	4,024	194	39.7%
愛媛県	62	5,166	217	28.6%
高知県	42	1,531	195	21.5%
福岡県	149	7,691	1,159	12.9%
佐賀県	35	1,722	256	13.7%
長崎県	80	4,927	541	14.8%
熊本県	92	4,027	671	13.7%
大分県	61	3,416	343	17.8%
宮崎県	62	4,022	384	16.1%
鹿児島県	57	2,844	595	9.6%
沖縄県	100	3,941	491	20.4%
合計	4,577	271,433	21,074	21.7%

資料：社会福祉法人数Bは、厚生労働省調べ（2022年度現在）による法人数。



ソウェルクラブは、

保育所、高齢者施設、障害者施設などで働く
全国約27万人の福利厚生をサポート中!



健康増進

- * 生活習慣病予防健診費用助成 (2024年度～ 最大3,800円)
- * ころもからだの電話健康相談 (無料)
- * 健康生活用品給付 (毎年1回)
- * スポーツクラブ (会員特別価格)



リフレッシュ

- * クラブ・サークル活動助成 (1人1,000円)
- * 指定保養所 (優待割引、会員は1泊2,500円引き)
- * 会員制リゾート施設 (法人会員料金適用)
- * 会員交流事業 (食事会や観劇など)



お祝い

- * 結婚・出産お祝品 (1万円の商品券など)
- * 入学お祝品 (5千円の商品券など)
- * 永年勤続記念品 (勤続満5・10・15・20・25・30年を迎えた会員)
- * 長期勤続者退職慰労記念品 (35年以上勤続)



スキル向上

- * 資格取得記念品 (5千円相当)
- * 講習会参加無料 (メンタルヘルス、接遇、ハラスメント防止、新人フォローなど)
- * eラーニング受講無料 (Word、Excelなど)
- * 海外研修



生活サポート

- * 各種団体保険 (生命保険・損害保険)
- * 提携住宅ローン
- * ソウェルWeb書店 (5~15%割引)
- * 文具・事務用品 (10%割引)
- * ドリンクなどの社用販売 (最大半額以下)



クラブオフ

全国の宿泊施設、レジャー施設、グルメなど
国内外20万件以上の施設やサービスを
会員優待料金で利用可



お見舞い

会員死亡弔慰金	【就業中・通勤途上の事故】180万円	【就業中・通勤途上の事故以外】60万円
配偶者死亡弔慰金	10万円	
高度障害見舞金	60万円	
後遺障害見舞金	【就業中・通勤途上の事故】120万円 (最高)	
入院手術見舞金	【就業中・通勤途上の事故】入院…1日につき1,000円	手術…内容に応じて給付
災害見舞金	法人…20万円	個人…【第1種会員】2万円【第2種会員】1万円

契約対象者

社会福祉事業または
介護保険事業を営業者

加入対象者

社会福祉事業等を営業者
の法人内の
役員全員 (非常勤職員含む)

会員の種類
及び掛金

第1種会員 (常勤、非常勤職員問わず加入可。全てのサービスが利用可能)

掛金…1万円/年

第2種会員 (非常勤職員のみ加入可。一部のサービスのみ利用可能)

掛金…5千円/年



社会福祉法人 福利厚生センター (ソウェルクラブ)

東京都千代田区神田小川町 1-3-1 TEL 0120-292-711 FAX 0120-292-722



令和6年度 短期研修・医療福祉分野

最新の情報は随時国立保健医療科学院ホームページを御確認ください。

研修名	定員	目的	対象者	研修期間	受付期間	実施形態
都道府県・指定都市・中核市 指導監督中堅職員研修 (社会福祉法人・老人福祉施設担当)	70	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設の許可可、運営、経理の指導監督に必要となる知識・技能を習得し、社会福祉制度の趣旨および法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実施するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において、社会福祉法人・福祉施設(介護保険施設、老人福祉施設等)の許可可、運営、経理の指導監督の業務を担当し、かつ、中堅職員として地方公共団体内で当該業務に関する初任者の育成指導にあたる者	令和6年6月3日(月)～6月5日(水) 3日間	令和6年3月21日(水)～4月12日(金)	オンライン
都道府県・指定都市・中核市 指導監督中堅職員研修 (社会福祉法人・障害者福祉施設担当)	70	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設の許可可、運営、経理の指導監督に必要となる知識・技能を習得し、社会福祉制度の趣旨および法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実施するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において、社会福祉法人・障害者福祉施設等の許可可、運営、経理の指導監督の業務を担当し、かつ、中堅職員として地方公共団体内で当該業務に関する初任者の育成指導にあたる者	令和6年6月3日(月)、4日(火)、6日(木) 3日間	令和6年3月21日(水)～4月12日(金)	オンライン
都道府県・指定都市・中核市 指導監督中堅職員研修 (社会福祉法人・児童福祉施設担当)	70	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許可可、運営、経理の指導監督に必要となる知識・技能を習得し、社会福祉制度の趣旨および法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実施するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許可可、運営、経理の指導監督の業務を担当し、かつ、中堅職員として地方公共団体内で当該業務に関する初任者の育成指導にあたる者	令和6年6月3日(月)、4日(火)、7日(木) 3日間	令和6年3月21日(水)～4月12日(金)	オンライン
医療ソーシャルワーカーリーダークラス研修	各40	地域連携およびチーム医療の視点から、地域医療全体に資する医療ソーシャルワーカーのリーダーシップ機能とマネジメント機能を修得します。	病院等の施設において医療ソーシャルワーカーの業務に従事している者	第1回:令和6年9月17日(月)～6月19日(水) 3日間 第2回:令和6年11月18日(月)～11月20日(水) 3日間	第1回:令和6年3月15日(金)～4月19日(金) 第2回:令和6年8月5日(月)～9月5日(水)	オンライン
ユニットケアに関する研修(施設整備・サービスマネジメント)	100	ユニット施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等)の施設整備およびサービスマネジメントを適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営・経営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得します。	1. 都道府県・指定都市および中核市の高齢者福祉担当部に所属するユニット施設の施設整備担当 2. 都道府県・指定都市および中核市の高齢者福祉担当部に所属するユニット施設のサービスマネジメント担当	令和6年7月4日(水)～7月5日(木) 2日間	令和6年4月1日(月)～5月10日(金)	集合
福祉事務所長研修	80	福祉事務所長が、社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、生活保護への自立支援という観点から、福祉事務所の役割を理解し、参加者互いの情報交換や学習を通じて効果的に福祉事務所を運営するための知識・技術を修得します。	地方公共団体において、福祉事務所長として業務に従事する者。	令和6年7月24日(月)～7月26日(水) 3日間	令和6年4月25日(水)～5月24日(金)	オンライン
生活保護における3つの自立支援とその推進に向けた研修	20	都道府県・指定都市・中核市および福祉事務所において生活保護の自立支援に関する事業を担当する職員が、書内における生活保護への自立支援の推進に資するために、自立支援の意義・目的を理解し、効果的な自立支援の事業企画運営手法および自立支援スキル向上にむけた人材育成の手法を習得することを目的とします。	1. 都道府県・指定都市・中核市において、生活保護の自立支援に関する事業を担当する者 2. 福祉事務所において生活保護の自立支援に関する事業を推進する者	令和6年10月9日(水)～10月11日(金) 3日間	令和6年6月21日(金)～7月22日(月)	集合
児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修	40	児童相談所の中堅児童福祉司・児童心理司・保健師が、より効果的な連携援助を遂げるために、多職種・多機関連携の意義を理解し、必要な知識・技能を修得します。	児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師	令和6年11月6日(水)～11月8日(金) 3日間	令和6年7月19日(金)～8月19日(月)	集合
女性相談支援従事者研修	20	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」の施行に伴い、女性相談支援のさらなる強化・充実が求められています。本研修は、女性支援新法の目的・基本理念のもと、女性支援の専任部署(行政機関)の指導的職員が、女性相談支援事業の強化・充実に向けて必要な知識・手法を習得することを目的とします。	困難な問題を抱える女性及びその関係者に対する保護・支援の申請を行う都道府県の職員(女性相談支援事業の実施機関である女性相談支援センター等のセンター長や女性相談支援員等)。	令和6年11月27日(水)～11月29日(金) 3日間	令和6年8月13日(火)～9月13日(金)	集合
介護保険における保険者機能強化支援のための都道府県職員研修	134	都道府県における介護保険事業を担当する職員が市町村と一体となって保険者機能強化支援を行えるよう、高齢者の自立支援・重症化防止等に向けて保険者が実施すべき取り組みを理解すると共に、保険者機能強化支援のための様々な保険者機能強化支援を効果的に推進するための体制づくりの方策を習得することを目的とします。	1. 都道府県において、介護保険事業における保険者機能強化に関する企画立案に関与する者 2. 介護保険事業の担当者	令和7年1月27日(月)～1月29日(水) 3日間	令和6年11月5日(火)～12月6日(金)	オンライン
介護保険における生活支援体制整備推進のための研修	141	都道府県および市町村において介護保険における生活支援体制整備に協力を要する職員が、地域の実情を主体とすると同時に、地域づくりを進めることができれば、介護保険制度のみならず様々な制度における地域づくりの政策と取り組みに加えて、生活支援体制整備事業による生活支援サービスへの協働体制のための役割を理解し、効果的に生活支援体制整備を推進するための方策を習得することを目的とします。	1. 都道府県全体の生活支援体制整備の推進を図るという研修の趣旨を鑑み、市町村と協働で生活支援体制整備の推進に取り組むことで、都道府県全体に波及効果が期待されることから、研修への参加にあたっては、保険者機能強化における市町村支援等、生活支援体制整備にかかわる都道府県職員(各市町村職員等)との協働で行うこと。 2. 市町村等職員の2名の担当業務については、①生活支援体制整備事業の企画運営にかかわる者、②第1層生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)など、市町村区域で生活支援体制整備の役割にある者の各2名を参加することを原則とする。①と②を市町村職員が兼任している場合は、市町村職員1名での申し込みも可とする。	令和7年1月27日(月)、30日(木)、31日(金) 3日間	令和6年11月5日(火)～12月6日(金)	オンライン

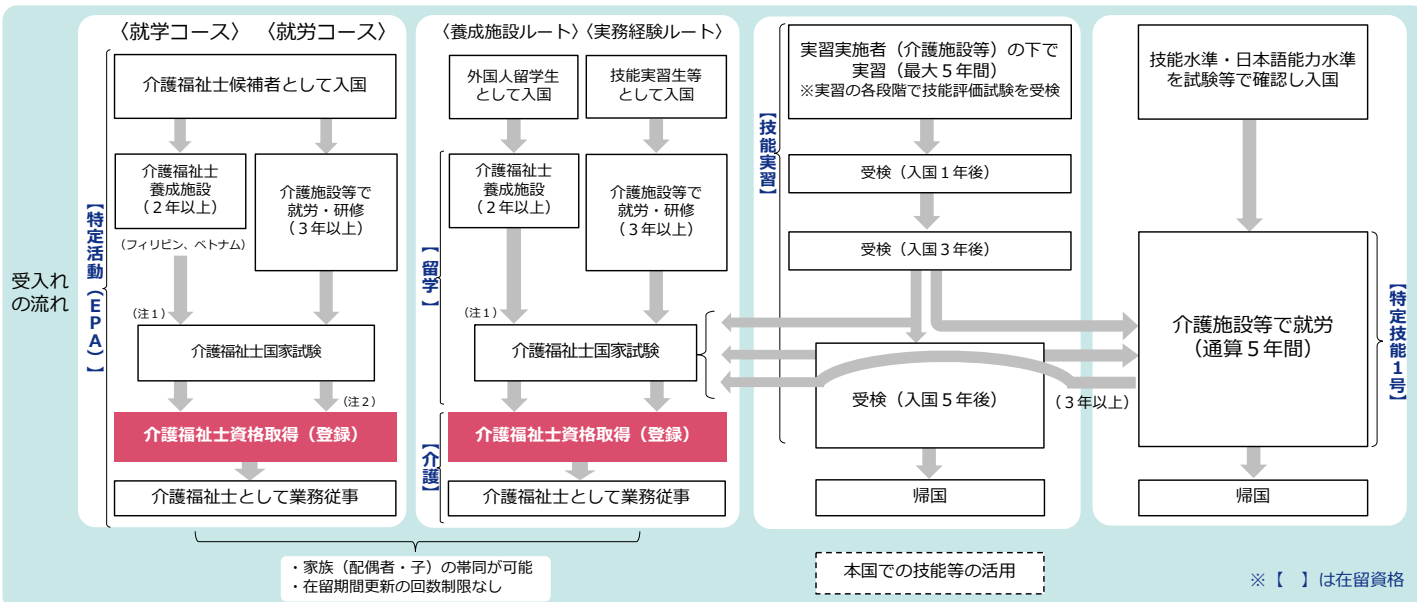
問い合わせ先:
国立保健医療科学院 総務部研修・業務課
TEL:048-458-6190
Email:kensyu.info@nhp.go.jp

第2 外国人介護人材の受入れについて

参考資料28

外国人介護人材受入れの仕組み

	EPA (経済連携協定) (インドネシア・フィリピン・ベトナム)	在留資格「介護」 (H29. 9 / 1 ~)	技能実習 (H29. 11 / 1 ~)	特定技能1号 (H31. 4 / 1 ~)
在留者数	3,215人 (うち資格取得者606人) (令和6年2月1日時点)	8,093人 (令和5年6月末時点)	14,751人 (令和5年6月末時点)	26,831人 (令和5年11月末時点・速報値)
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の 外国人の受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門性・ 技能を有する外国人の受入れ



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

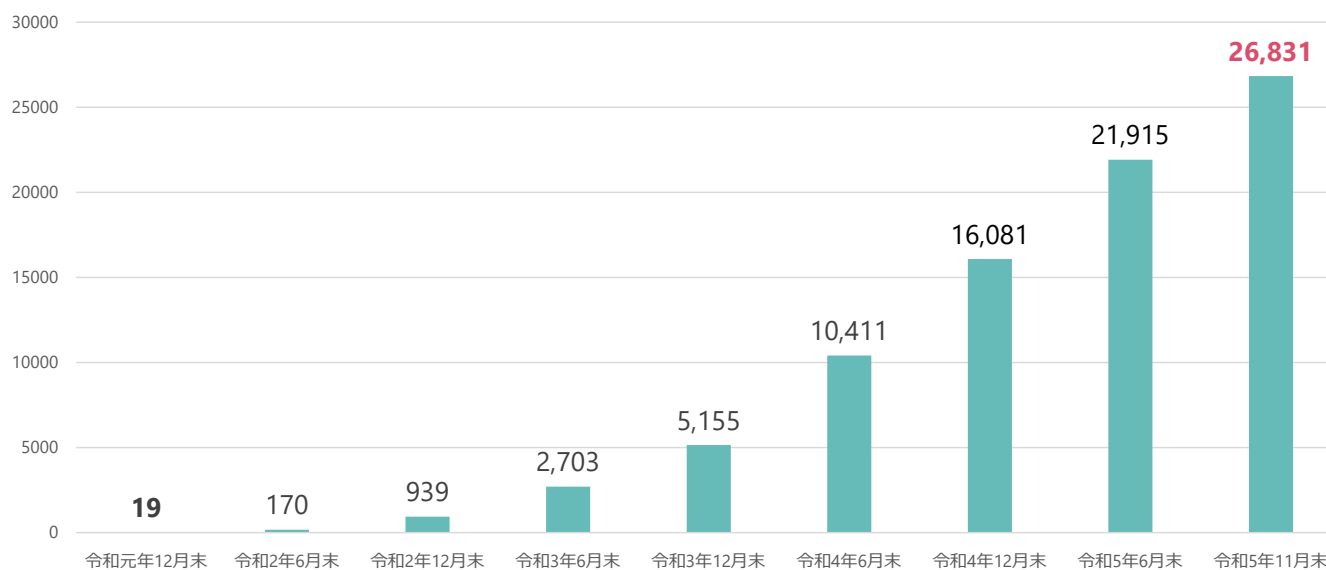
(注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

介護分野の外国人在留者数

在留資格	在留者数
E P A介護福祉士・候補者	在留者数：3,215人（うち資格取得者606人） ※2024年2月1日時点（国際厚生事業団調べ）
在留資格「介護」	在留者数：8,093人 ※2023年6月末時点（入管庁）
技能実習	在留者数：14,751人 ※2023年6月末時点（入管庁）
特定技能	在留者数：26,831人 ※2023年11月末時点（速報値）（入管庁）

介護分野の特定技能外国人在留者数の推移

- 介護分野の特定技能外国人在留者数は、受入を開始した令和元年以降、継続して増加。
- 直近の令和5年11月末の在留者数は約2万7,000人であり、過去最多となっている。



（出典）出入国在留管理庁公表データを元に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成。

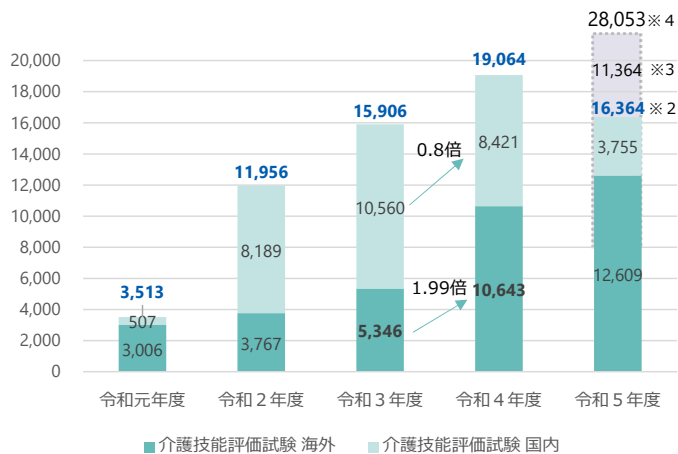
「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の合格者数推移

- 「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の累計合格者数は、両試験とも6万6千人以上となっている。
- 令和3年度と令和4年度を比較すると、国内での合格者は微減である一方で、海外での合格者は約2倍となっている。

介護技能評価試験

累計合格者数：66,803人（平成31年4月～令和5年10月末までの実績・青字の合計）

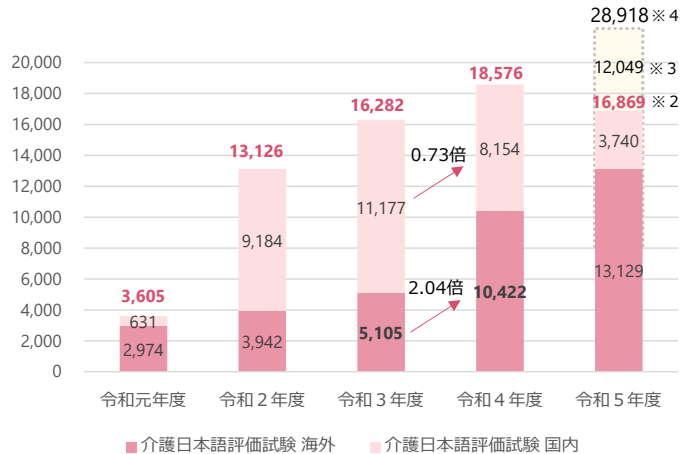
（参考）令和5年度末までの累計合格者数見込：78,492人
（累計合格者数+令和5年11月～令和6年3月末までの見込値（※3））



介護日本語評価試験

累計合格者数：68,458人（平成31年4月～令和5年10月末までの実績・赤字の合計）

（参考）令和5年度末までの累計合格者数見込：80,507人
（累計合格者数+令和5年11月～令和6年3月末までの見込値（※3））



- ※1 「介護技能評価試験等実施事業」実施者であるプロメトリック株式会社より令和5年7月末時点で提供されたデータを元に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成。
- ※2 令和5年度の数値は令和5年4月～10月末までの実績。
- ※3 令和5年4月～10月末までの実績と同ペースで令和6年3月末まで推移すると仮定して算出した令和5年11月～令和6年3月末までの見込値。
- ※4 令和5年10月末までの実績に令和5年11月～令和6年3月末までの見込値を加えた令和5年度の実績見込。

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」について （令和5年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）（外国人介護人材関係抜粋）

(P10)

2. 医療・介護制度等の改革

（生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上）

- ◆ 介護の生産性・質の向上（ロボット・ICT活用、協働化・大規模化の推進等）

介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化を推進するため、社会福祉連携推進法人の一層の活用の促進、法人・事業所間の連携による事務処理部門の集約や、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムの共通化などにより一層取り組むとともに、好事例の横展開を図る。介護分野における手続負担を軽減する観点から、2025年度中に介護事業所の地方公共団体に対する指定申請等の行政手続のデジタル化を進める。また、必要な介護サービスを提供するため、海外向けの情報発信の強化等による海外現地での戦略的な掘り起こしの強化や定着支援の取組など、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進める。

外国人介護人材確保の関連予算事業

凡例
 入 = 入国支援 定 = 定着支援
 学 = 学習支援 受 = 受入環境整備

対象の主な在留資格	事業名	事業内容（令和5年度）
EPA介護福祉士・介護福祉士候補者への支援		
学定	EPA 1. 外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施
学	EPA 2. 外国人介護福祉士候補者学習支援事業	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施
学	EPA 3. 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助 ※障害者施設は「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」で実施
民間団体等による外国人介護人材受入環境整備等（補助事業）		
入定	特定技能 4-1. 介護技能評価試験等実施事業	特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施
学	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等 4-2. 介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施
入定	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等 4-3. 外国人介護人材受入・定着支援等事業	・外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、外国人介護職員の交流会の開催支援、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施 ・海外において日本の介護をPRし、就労を希望する特定技能1号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施
都道府県等による外国人介護人材受入環境整備等（地域医療介護総合確保基金事業等）		
入	留学 5-1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成
入	留学・特定技能等 5-2. 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施
入学定	技能実習・特定技能・留学等 6. 介護福祉士修学資金等貸付事業	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施。5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事した者には借り受けた修学資金等の返済を全額免除する。
学受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等 7. 外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成
学受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等 8. 外国人介護人材研修支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施
入定受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等 9. 外国人介護人材受入促進事業	外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等を導入し、それが有効活用されるように環境を整備すること等を支援する。また、外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う。

【○医療・介護・障害福祉分野における人材の養成・確保、定着を図る取組支援】

社会・援護局福祉基盤課
 福祉人材確保対策室
 (内線2894)

施策名：外国人介護人材受入促進事業（地方自治体への補助事業）

令和5年度補正予算額 2.3億円

① 施策の目的

- 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等を導入し、それが有効活用されるように環境を整備すること等を支援する。
- また、外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

- 外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備
 - 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェアなど）の導入費用やそれが有効活用されるための環境の整備（導入に係る研修、関連規程の整備など）等に係る費用を助成する。
- 海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援
 - 海外現地の学校との連携を強化するなど、外国人介護人材の確保の取組を行う事業所等に対して支援を行う。
 - ・ 海外現地で連携する学校の開拓や留学希望者や外国人介護人材に関する情報収集のために必要な経費
 - ・ 日本の介護施設や介護福祉士養成施設等の情報を提供するために必要な経費（海外の日本語学校等での日本の介護に関する説明会の開催経費、現地での求人募集等）

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【補助率】 (1)の事業：国1/2、県1/4、受入事業所等1/4、(2)の事業：国2/3、県1/3

【補助金の流れ】



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

外国人介護人材受入事業所等におけるツールの導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。また、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

1 事業の目的

本事業は、経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習支援を目的とする。

2 事業の概要

補助率 2/3
実施主体 都道府県

（1）就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費

- ▶ 日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費
- ▶ 日本語学校の授業料や通学等に要する経費
- ▶ 民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費

（2）就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費

- ▶ 喀痰吸引等研修の受講に要する経費
 - ※ EPA介護福祉士候補者以外の実務経験ルートで国家試験を受験する者については、平成28年度から実務者研修の受講が義務付けられており、当該研修の中で医療的ケアを学習することとなっている。

（3）外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

- ▶ 受入施設の研修担当者の活動に要する経費

※障害者施設等は「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」（令和6年度当初予算案：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金384億円の内数）で実施。

拡充

外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

社会・援護局福祉基盤課
（内線）2894

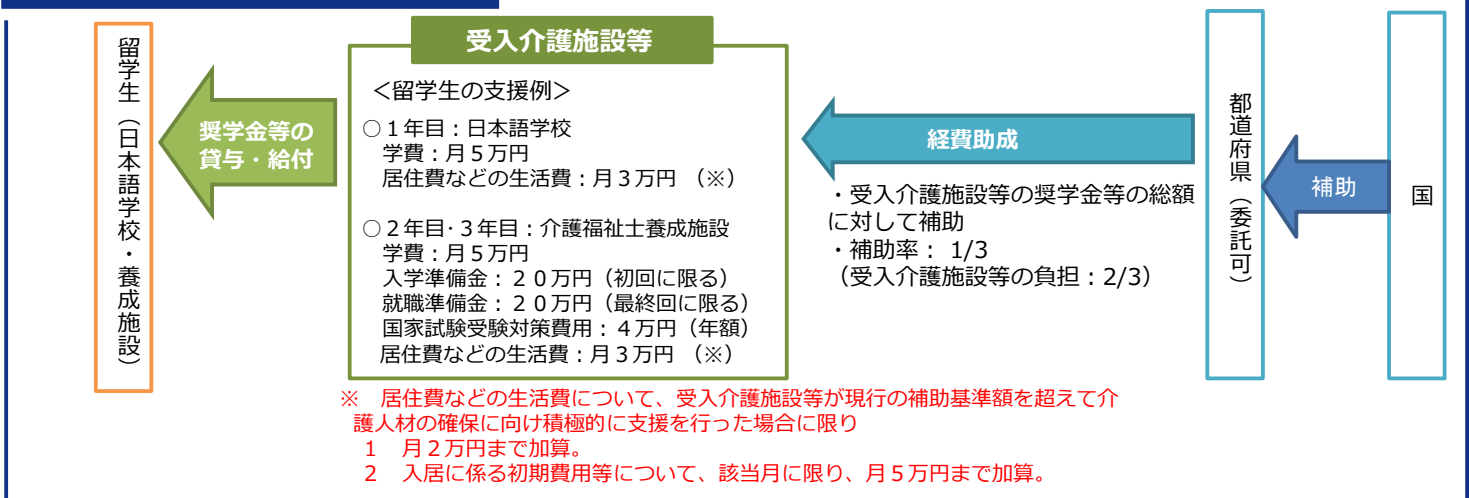
※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー（外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業）

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等（受入介護施設等）が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- 昨今、諸外国と人材確保の競争が激しくなっており、外国人留学生が安心して学習・就労を行うための更なる環境整備を図ることが重要であることから、外国人介護人材確保に資する取組を行っている受入介護施設等の負担軽減を図り、受入環境整備の取組を支援することは必要。
- このため、居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算できるようにする。

2 事業のスキーム・実施主体等



3 事業実績

◆ 実施自治体数：28道県※ 令和3年度実績

外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業について

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー（外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業）

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数（97億円の内数）

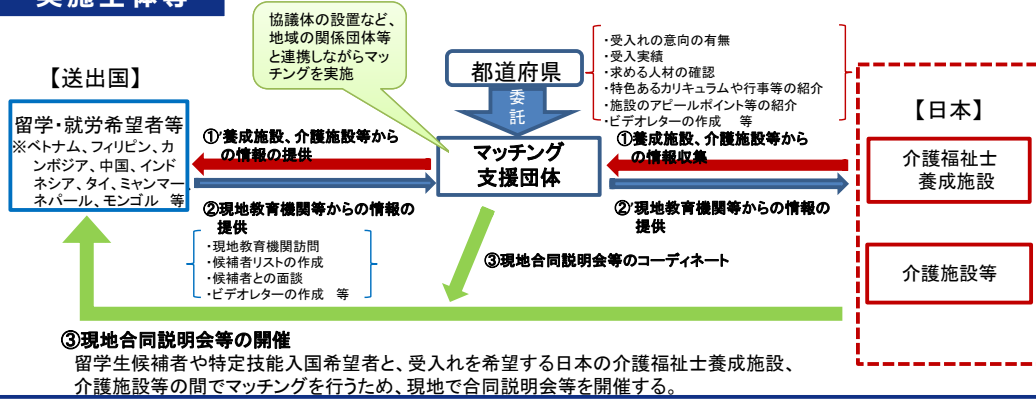
1 事業の目的・概要

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

（事業内容）

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など

2 事業のスキーム・実施主体等



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：2/3

外国人介護人材受入施設等環境整備事業について

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

補助率：2/3
実施主体：都道府県

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



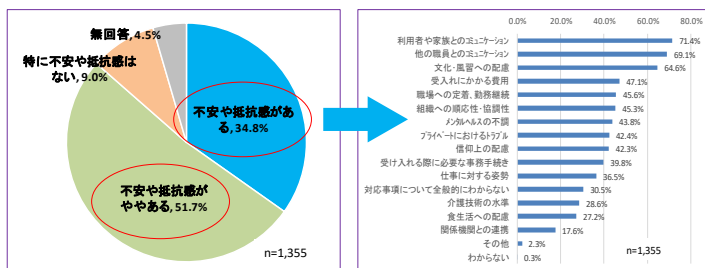
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



（出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」（平成30年10月1日時点調査）（平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



外国人介護人材研修支援事業

※ 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

1 事業の目的

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施

- 技能実習生や1号特定技能外国人を対象に介護技能を向上することを目的とした集合研修の実施。
 - ・ 受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問、オンライン等）の方法で、研修を実施することも可能。
 - ・ 他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することも可能。（その場合は合理的な方法により費用按分を行い、重複が無いように整理することが条件。）
 - ・ 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容であり、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討可能。また、研修は座学のみならず演習を取り入れることとしている。
- 介護や日本語等の専門家の意見を踏まえた、研修教材の作成。
 - ※ 別に国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用することを推奨。

(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

- 外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修の実施。
 - ・ 受入れに係る必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介などの内容について、地域の実情に応じて必要な研修内容を実施。
 - ・ 在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることが可能。

(3) 研修講師等の指導者養成研修の実施

- 上記(1)(2)に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的として、当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するため、研修を適切に実施するための知識・技術の習得など、地域の実情に応じて必要な指導者養成研修を実施。

研修講師等の指導者養成研修の横展開

※ 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）外国人介護人材研修支援事業のメニュー

- 外国人介護人材については、介護保険部会の意見書において「日本語学習や生活相談の支援とともに介護福祉士の資格取得支援等を推進することが必要である」とされており、介護福祉士の資格取得に向けた支援が重要。
- しかしながら、技能実習生や1号特定技能外国人は、介護福祉士資格取得を目指した制度ではないため、就労しながら資格取得するまでの具体的な道筋や、学習支援の手法が明確ではなく、受入施設の方針次第で学習方法等が大きく異なっている状況にある。
- そのため、どの施設で勤務していても、適切な学習支援等が行われるよう、外国人介護人材研修支援事業等を活用し、都道府県内の関係機関が連携して、適切な指導法に関する知識・技能を有する指導者の養成を行う事業を推進する。
- なお、地域の特性に応じ、例えば、養成した指導者を各受入施設に派遣し、施設の教育担当職員や外国人介護人材本人に向けた学習支援体制・指導方法・学習方法などについて助言を行うなど、柔軟な形態による事業実施も可能である。

指導者養成の実施

都道府県内の受入施設の外国人教育担当職員等を対象に、外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修等を実施。

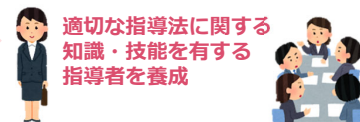
- ・ 研修カリキュラム等の作成
- ・ モデル事業の実施による事例収集
- ・ 研修に係る経費等の助成（厚生労働省）

研修開催支援

指導者養成研修の開催
(都道府県)

参加

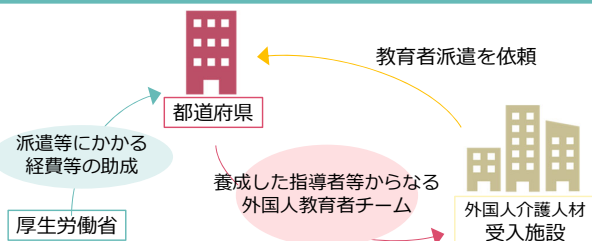
県下の日本語学校講師
県下の養成施設の教員
県下の受入施設の指導的役割にある者



適切な指導法に関する
知識・技能を有する
指導者を養成

(参考：事業実施例) 外国人教育者チームの派遣

- 上記により養成した指導者等からなる「外国人教育者チーム」を構成。
- 外国人受入施設に対して、外国人教育者チームを派遣して、介護福祉士資格取得等に向けた以下の支援を実施。
 - ア 受入施設の教育担当者に向けた学習支援体制・指導方法等に関する助言
 - イ 外国人介護人材について、本人の日本語能力等を総合的に判断し、その状況に応じた学習方法等に関する助言



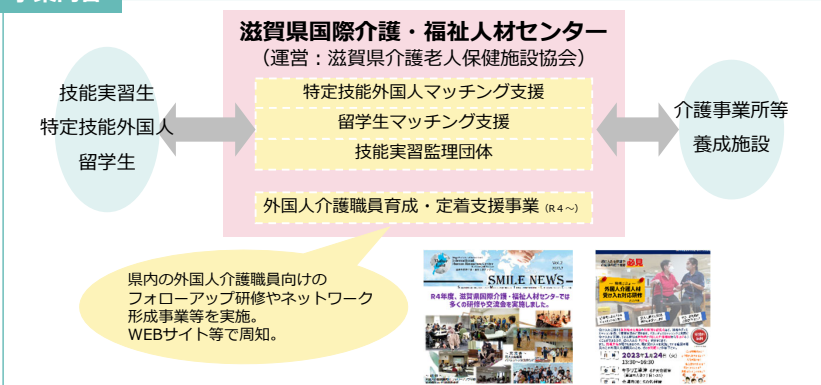
地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（1） （滋賀県～事業者団体と県の共同による外国人介護人材のマッチングから定着等の一貫支援の実施～）

- 地域の特有の課題解決を図るため、自治体によっては地域医療介護総合確保基金を活用した柔軟な取組が行われている。
- 滋賀県では、外国人介護人材の確保～定着支援を行うため、関係機関と連携して「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を設置し、基金を活用してマッチング支援や人材育成・定着支援等に取り組んでいる。

事業概要

- 高齢化と同時に生産年齢人口が減少していくことを踏まえ、人材確保対策の一つとして外国人介護人材の受入施策を検討するため、関係団体等からなる「滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会」の部会として、令和元年度に「外国人介護人材参入促進検討部会」を設置。
- 「どこの監理団体が良いのか分からない」「費用面が課題」等の事業者の声を受け、様々な検討の結果、県内事業者団体・職能団体等の合意のもと、事業者団体と県の共同事業として、令和2年4月に「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を創設。
- 事業者団体が技能実習制度の監理団体を創設し、特定技能・留学を通じたマッチング支援については、県事業として同団体に委託することで、3つの在留資格を通じた外国人介護人材の受入れを総合的に支援するもの。
- 令和4年度からは、介護技術・日本語能力の向上に係る研修や外国人介護職員同士の交流事業など、センターに育成・定着支援機能を付加することで、外国人介護人材の円滑かつ適正な受入れから育成・定着までの一貫した支援体制の構築を目指す。

事業内容



実績・効果

- 令和5年6月時点で、センターを通じて47名（技能実習生含む）の外国人介護人材が県内事業所で就労中。
- 令和4年度の研修事業実績については、
 - ・受入れ施設指導者研修
『受入対応研修』参加者 18名
『指導担当者研修』参加者 26名
 - ・外国人介護職員フォローアップ研修
『日本における介護とは』参加者 69名
『認知症の理解、介護技術』参加者 72名
『介護の日本語』参加者 54名 等

滋賀県国際介護・福祉人材センターホームページ
(<https://shiga-kokusaijinzai.jp/>)

地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（2） （静岡県～外国人介護人材受入事業所への巡回相談や研修交流会の実施等のメンタルヘルスケア～）

- 地域の特有の課題解決を図るため、自治体によっては地域医療介護総合確保基金を活用した柔軟な取組が行われている。
- 静岡県では、外国人介護人材の定着支援のため、外国人介護人材サポートセンター事業として、外国人介護人材を受け入れる事業所への巡回相談や研修交流会を開催し、生活相談等のメンタルヘルスケア等に取り組んでいる。

事業概要

- 県内では介護職員の慢性的な不足の解消が喫緊の課題であり、外国人介護人材の受入れ支援に取り組んできた結果、県内で働く外国人介護職員数は年々増加している。
- 外国人介護職員に対するアンケート等から、職場で働く上で、様々な課題があることを把握した。
(異国で働く不安、孤立感、言語・文化の違い等について問題を感じているがなかなか相談しにくい状況。)
- 本県で安心して長く働き続けられるため、本人が抱える不安・悩みに対するサポート環境整備が必要と判断。
- 地域医療介護総合確保基金を活用して実施。

事業内容

- 巡回相談
 - ①相談員が介護事業所を訪問
 - ②外国人職員本人から仕事及び生活上の不安や悩みの聞き取り
 - ③②を受けて必要なアドバイスをを行う
- 研修交流会
同じ国籍の職員を集め、仲間づくりができる研修交流会を開催
(テーマ例)
 - ・日本の介護に関する現状
 - ・文化及び生活習慣等への理解を深める
 - ・介護の資格をとるには



実績・効果

- 巡回相談：75人（53事業所）実施（令和4年度）
- 研修交流会：16回開催・延べ132人が参加（令和4年度）
※フィリピン・ベトナム・インドネシア
中国・ミャンマーを対象国として実施。
- 研修交流会参加者アンケートの主な内容
 - ・もっと日本語や介護の勉強を頑張りたい。
 - ・介護についていらないなわからなかったことがわかった。
 - ・新しい友達とお話できて楽しかった。
 - ・同じ国の友達と色々話せて楽しかった。
 - ・頑張って介護の資格を取りたい。
 - ・先生の話聞いて、未来のことを考えた。

地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（3） （広島県～受入支援セミナーや受入に役立つガイドブック作成等の事業所等への受入支援～）

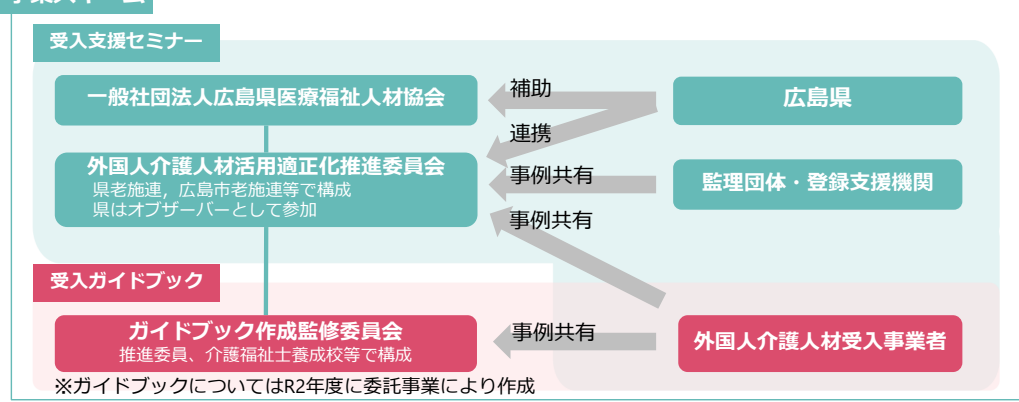
- 地域の特有の課題解決を図るため、自治体によっては地域医療介護総合確保基金を活用した柔軟な取組が行われている。
- 広島県では、外国人介護人材の定着支援のため、関係団体により構成される外国人介護人材活用適正化推進委員会を設置し、外国人介護人材の受入事業者を対象としたセミナーの開催や、事例等をまとめた受入に役立つガイドブックを作成している。

事業概要

- 受入支援セミナー
外国人介護人材の受入を検討している事業者等を対象に、制度理解促進や事例共有等を目的としたセミナーを開催（令和4年度は3回実施）
- 受入ガイドブック
県内の受入れ事例（31事業所）や、仕事面・生活面・言語面での支援など外国人介護人材受入れのためのノウハウをまとめたガイドブックを作成（令和3年3月発行、令和4年3月・令和5年3月改訂；受入事例追加）



事業スキーム

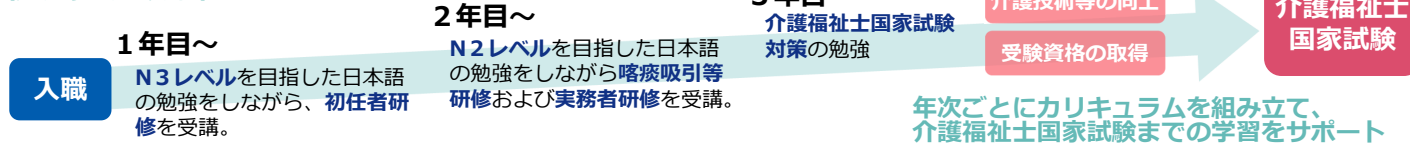


広島県HP「外国人介護人材受入れのためのガイドブック」 (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/gaikokukaigo.html>)

外国人介護人材が初任者研修を受講等によりキャリアアップを目指す事例 ～有限会社ウエハラ：年次ごとにカリキュラムを組み立て、介護福祉士国家試験までの学習をサポート～

- 介護福祉士国家資格の取得を希望する特定技能の外国人介護職員に対し、年単位のカリキュラムを立て支援を実施。
- 事業所のシステムとして日本語や国家試験対策の勉強を支援するとともに、初任者研修・喀痰吸引等研修・実務者研修を法人内で実施し、受講させる仕組みを整備。
- 施設内においては、業務時間内での授業の実施や添削指導によるフォローアップを実施するとともに、登録支援機関による定期的な面談・相談受付を行うことによりメンタルヘルスケアを行っている。

（カリキュラムの例）



（サポートのイメージ）

外国人職員（特定技能）

“日本語があまりできないので、利用者さんと話す時、何をしてほしいかわからないことがあり悔しい”
“（研修は）介護の専門用語が出てきたり、法律の話もあるので少し難しい”

↓

学習支援・生活支援等のサポート

- 介護技術やコミュニケーションスキルの向上
“最初は周りの職員から指示を受けて働いていたが、初任者研修を受けていただくことで自分がやっている介護業務をより深く理解してもらえらるため、普段の会議での発言からも、行動に意味を持って働くことができています”（施設担当者）
- 介護福祉士資格取得に向けた意欲の向上
“国家試験に合格し、子供を日本に連れてきて、日本で長く働きたい”（外国人職員）

受入れ施設

国家資格試験合格に向けた**学習支援**や**研修受講支援**

- 学習機会・時間の確保等による学習支援
 - ・業務時間内で授業（外部講師）を実施（基本週1回）
 - ・宿題を出し、添削は法人内の日本人職員がすることもある
- 法人内での実務者研修等の実施と受講のフォローアップ
 - ・外国人職員の授業の理解度はこまめにチェックしながらサポート
 - ・全ての研修は日本語で実施。

登録支援機関

メンタルヘルスケアなどの**生活面の支援**

- 法人と外国人職員との調整役
 - ・2か月に1回ほど外国人職員と面談
 - ・法人や施設に言いにくいこと等の相談に対応

※ 当事例は、介護分野における特定技能協議会事務局が発行した「介護分野における特定技能協議会メールマガジン第6号（令和5年7月31日発行）」に掲載された内容を元に、厚生労働省社会・援護局福祉基礎課福祉人材確保対策室が作成したものの。

外国人介護人材が初任者研修を受講等によりキャリアアップを目指す事例 ～海外介護士育成協議会（のぞみグループ）：監理団体としての入国前後のシームレスな教育支援の実施～

- 技能実習生の入国前に日本語のコミュニケーション能力を上げるため、160時間の介護研修を実施。
- 入国後、2か月間の集団講習を実施。そのなかでコミュニケーション能力を高める日本語教育と、介護職員初任者研修を実施。
- さらに、就労開始後も個々の能力や希望に応じて、介護技能評価試験や介護福祉士国家試験に向けた対策プログラムを提供している。

海外介護士育成協議会（のぞみグループ）の事例

入国前（海外現地）の介護導入研修



N3を目指した日本語学習と
160時間の介護研修

- 自グループで作成したテキストを用いて介護の日本語を学習支援を実施。
- オリジナルデジタル教材を使用して、介護福祉士国家資格を持つ日本人の介護教師による日本語での介護の導入講習を実施。

入国後（就労前）の集団講習



日本語学習、法定研修に加えて
初任者研修の実施

- 技能実習制度上定められた日本語学習及び法定研修に加えて、自グループが作成したテキストを用いて、「初任者研修」に位置付けられた集団講習を実施。
- また、上記の講習に加え、介護現場での需要が高い「普通救命救急講習」を実施する。

就労開始後（施設へ配属）の教育支援



介護技能評価試験や介護福祉士国家試験
に向けた対策プログラムの提供

- 就労しながら、介護福祉士受験に向けての学習ができるようオンラインを使用しサポートをする「介護福祉士受験対策プログラム」や「短期集中直前講習」を提供。
- 実施に当たっては、目標設定や習熟度の見える化等を行うことにより、実習生本人及び施設が、学習状況等が分かりやすいように工夫している。

介護技能実習生への入国前～入国後のシームレスな教育の実施により一定のレベルを担保

介護職員初任者研修等の受講支援に資する主な地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）

①初任者研修費用の助成

主な事業名	事業内容	主な事業対象	主な実施者	R4年度 実施自治体数
介護未経験者に対する研修支援事業	介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、 介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修 や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に 要する経費に対し助成する 。	介護職員（外国人含む）の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 （39自治体）

※ 受講開始日時点で雇用保険の被保険者期間が1年以上（2回目以降は、被保険者期間が3年以上）の者等が、教育訓練給付制度給付対象講座として厚生労働大臣の指定を受けた介護職員初任者研修を受講し、修了した場合、受講料の40%（上限20万円）（特定一般教育訓練の場合）の支給を受けることが可能。

②その他支援（代替職員確保、研修の実施、事業所内の学習支援等）

主な事業名	事業内容	主な事業対象	主な実施者	R4年度 実施自治体数
各種研修に係る代替要員の確保対策事業	介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、 研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する 。	介護職員（外国人含む）の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 （21自治体）
外国人介護人材研修支援事業	外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、 都道府県が外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修等を実施するための経費を助成する 。	外国人介護職員（在留資格を問わない）	都道府県	各都道府県 （24自治体）
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者が介護福祉士国家試験に合格できるよう、 受入施設における日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援に対する経費を助成する 。	EPA介護福祉士候補者の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 （20自治体）
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、 介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援 、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、 外国人介護人材の受入環境整備を推進するための経費に対して助成する 。また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。	外国人介護職員（在留資格を問わない）の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 （21自治体）

実務者研修受講にあたっての支援

1 受講者に対する受講費用の支援

	介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業	教育訓練給付
貸付／給付	貸付（返還免除要件あり）	給付
金額額	20万円	専門実践：受講費用の最大70%（年間上限56万円） 特定一般：受講費用の40%（上限20万円） 一般：受講費用の20%（上限10万円）
財源	生活困窮者就労準備支援事業費補助金	雇用保険料
対象者	実務者研修実施施設に在学する者	在職者又は離職後1年以内の者であって、受講開始日時点で雇用保険の被保険者期間が1年以上（2回目以降は、被保険者期間が3年以上）の者
窓口	各都道府県社会福祉協議会	ハローワーク
その他	実務者研修実施施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、登録した日から2年間引き続き介護の業務に従事した場合に、返還免除	修了日の翌日から1ヶ月以内にハローワークに申請

2 地域医療介護総合確保基金における支援（国負担2/3）

事業名	各種研修に係る代替要員の確保対策事業	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	介護未経験者に対する研修支援事業
事業内容	現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。	介護人材のキャリアアップに資する各種研修等の実施のための経費に対し助成する。	介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成する。
事業対象者	介護施設、事業所等	介護施設、事業所等	介護施設、事業所

参考資料30

「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」について

趣旨・目的

技能実習制度は、制度創設時の附帯決議（※1）等において、対象職種への介護の追加後3年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

また、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（令和4年11月設置）が令和5年5月にとりまとめた中間報告書では、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指すこととされ、具体的な制度設計について議論を行った上で、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめることとされている（※2）。

このような状況を踏まえ、学識経験者など介護サービス関係者を参集し、技能実習「介護」及び特定技能「介護」における固有要件等について必要な検討を行う。

※1 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」に対する附帯決議（平成28年10月21日衆議院法務委員会）

※2 令和4年12月から16回にわたる議論を踏まえた最終報告書が、令和5年11月30日、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された

主な検討事項

1. 訪問系サービスなどへの従事について

現行、訪問系サービスについては、技能実習「介護」、特定技能「介護」等外国人介護人材の従事が認められていないが、このことについてどう考えるか。

2. 事業所開設後3年要件について

現行、技能実習「介護」の受入れについては、経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象となっているが、この要件についてどう考えるか。

3. 技能実習介護等の人員配置基準について

現行、技能実習「介護」等については、就労開始後6か月を経過しないと介護施設の人員配置基準に算定されないが、このことについてどう考えるか。

検討会構成員

石田 路子（NPO法人高齢社会をよくする女性の会） 中山 辰巳（全国老人福祉施設協議会）
伊藤 優子（龍谷大学短期大学部 教授） 濱田 和則（全国社会福祉法人経営者協議会）
猪熊 律子（読売新聞東京本社編集委員） 平川 博之（全国老人保健施設協会）
今村 文典（日本介護福祉士会） 富家 隆樹（日本慢性期医療協会）
◎ 臼井 正樹（神奈川県立大学名誉教授） 松田 陽作（日本労働組合総連合）
江澤 和彦（日本医師会） 光元 兼二（高齢者住まい事業者団体連合）
近藤 篤（民間介護事推進委員会） 吉井 栄一郎（東京都老人クラブ連合会）
斉藤 正行（全国介護事業者連盟）（敬称略、五十音順）
内藤 佳津雄（日本大学文理学部教授）（◎：座長）

開催実績

令和5年7月24日（第1回）、令和5年10月4日（第2回）
令和5年12月4日（第3回）、令和6年1月22日（第4回）
令和6年2月15日（第5回）

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告 令和5年12月19日
(関係部分を抜粋)

3. 良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

(2) 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生(以下「外国人介護職員」という。)については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。

併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

最終報告書(概要) (技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議)

令和5年11月30日

① 見直しに当たっての基本的な考え方

見直しに当たっての三つの視点(ビジョン)

国際的にも理解が得られ、我が国が外国人材に選ばれる国になるよう、以下の視点に重点を置いて見直しを行う。

外国人の人権保護

外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること

外国人のキャリアアップ

外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること

安全安心・共生社会

全ての人が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとする

見直しの四つの方向性

- 1 技能実習制度を人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること
- 2 外国人材に我が国が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能制度への円滑な移行を図ること
- 3 人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること
- 4 日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと

留意事項

- 1 現行制度の利用者等への配慮
見直しにより、現行の技能実習制度及び特定技能制度の利用者に無用な混乱や問題が生じないよう、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないよう、きめ細かな配慮をすること
- 2 地方や中小零細企業への配慮
とりわけ人手不足が深刻な地方や中小零細企業において人材確保が図られるように配慮すること

② 提言

1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等

- ・ 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- ・ 基本的に3年間の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- ・ 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
※現行の企業単独型技能実習のうち、新たな制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新たな制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2 新たな制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- ・ 受入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。
※国内における就労を通じた人材育成に成り立たない分野は対象外。
- ・ 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価(育成開始から1年経過・育成終了時まで)に試験を義務付け。
- ・ 季節性のある分野(農業・漁業)で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- ・ 特定技能制度の考えと同様、新たな制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。
- ・ 新たな制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

4 新たな制度における転籍の在り方

- ・ 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- ・ これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
➢ 計画的な人材育成等の観点から、一定要件(同一機関での就労が1年超/技能検定試験基礎級等・日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格/転籍先機関の適正性(転籍者数等)を設け、同一業務区分に限る。
- ・ 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。
- ・ 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- ・ 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新たな制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- ・ 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

5 監理・支援・保護の在り方

- ・ 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- ・ 監理団体の許可要件等厳格化。
➢ 受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限/外部監視の強化による独立性・中立性確保。
- 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。
- ・ 受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。
※優良監理団体/受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

6 特定技能制度の適正化の方策

- ・ 新たな制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
②日本語能力A2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格
※当分の間は相当講習受講も可
- ・ 試験不合格となつた者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- ・ 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化/支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- ・ 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

7 国・自治体の役割

- ・ 地方入管、新たな機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用の排除。
- ・ 制度所管省庁は、業所管省庁との連絡調整等、制度運用の中心的役割。
- ・ 業所管省庁は、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- ・ 日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。
- ・ 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人受入れ環境整備等の取組を推進。

8 送出国及び送出しの在り方

- ・ 二国間取決め(MOC)により送出国間の取締りを強化。
- ・ 送出国間・送出国間の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。
- ・ 手戻料等を抑え、外国人受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上の方策

- ・ 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
➢ 就労開始前にA1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当講習受講/特定技能1号移行時にA2相当以上の試験(N4等)合格 ※当分の間は相当講習受講も可
特定技能2号移行時にB1相当以上の試験(N3等)合格
※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする(4,6に同じ)。
- ・ 日本語教育支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- ・ 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

10 その他(新たな制度に向けて)

- ・ 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対応を迅速に行う。
- ・ 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- ・ 現行制度の利用者等に不当な不利益を生じさせず、急激な変化を緩和するため、本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- ・ 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- ・ 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について

両制度の在り方については、有識者会議最終報告書を踏まえ、共生社会の実現を目指し、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立って、地方や中小零細企業における人材確保にも留意しつつ、以下の方針で検討を進める。

1 総論

- 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設。
- 企業単独型技能実習のうち、育成就労制度とは趣旨・目的を異にするもの引き続き実施する意義のあるものは、別の枠組みで受入れを検討。
- 特定技能制度については、適正化を図った上で存続。

2 外国人の人材確保

- (1) 受入れ対象分野
○ 「特定産業分野」に限定して設定。
- 技能実習2号対象職種のうち、特定産業分野があるものは原則受入れ対象分野として認める方向で検討。技能実習が行われている職種のうち、対応する特定産業分野がないものは、現行制度が当該職種に係る分野において果たしてきた人材確保の機能の実態を確認した上で、特定産業分野への追加を検討。
- (2) 受入れ見込数
○ 対象分野ごとに受入れ見込数を設定し、受入れ上限数として運用。
- (3) 設定の在り方
○ 有識者・労使団体等で構成する新たな会議体の意見を踏まえて政府が判断。
- (4) 地域の特性等を踏まえた人材確保
○ 自治体が地域協議会に積極的に参画し、受入れ環境整備等に取り組む。
- 季節性のある分野で、業務の実情に応じた受入れ形態等を検討。

3 外国人の人材育成

- (1) 人材育成の在り方
○ 基本的に3年間の就労を通じた育成期間において特定技能1号の技能水準の人材を育成。業務区分の中で主たる技能を定め、計画的に育成・評価。
- (2) 人材育成の評価方法
○ 以下の試験合格等を要件とする。
①就労開始前 日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関等において受講
※受入れ機関は1年経過時までに同試験(ただし、既に合格している場合を除く。)及び技能検定試験基礎級等を受験させる。
※日本語能力に関しては現行の取扱いを踏まえ各分野でより高い水準を設定可。以下同じ。
②特定技能1号移行時 技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
日本語能力A2相当以上の試験(N4等)合格
※試験等に不合格となつた者について、最長1年の在留継続を認める。
③特定技能2号移行時 特定技能2号評価試験合格/日本語能力B1相当以上の試験(N3等)合格
- (3) 日本語能力の向上の方策
○ 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の仕組みを活用するとともに、受入れ機関が支援に積極的に取り組むためのインセンティブを設ける。
- A1相当からA2相当までの範囲内で設定される水準の試験を含む新たな試験の導入や受験機会の確保の方策を検討するとともに、日本語教材の開発等、母国における受験準備のための日本語学習支援の実施等を進める。

4 外国人の人権保護・労働者としての権利性の向上

- (1) 「やむを得ない事情がある場合」の転籍
○ 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに手続を柔軟化。現行制度下においても速やかに運用改善を図る。
- (2) 本人の意向による転籍
○ (1)の場合以外、3年間一つの受入れ機関での就労が効果的であり望ましいものの、以下を満たす場合に同一業務区分内に限り本人意向による転籍を認める。
ア 同一の機関において就労した期間が一定期間(注1)を超えている
イ 技能検定試験基礎級等・一定水準以上の日本語能力に係る試験に合格(注2)
ウ 転籍先が、適切であると認められる一定の要件を満たす
注1) 当分の間、各分野の業務内容等を踏まえ、分野ごとに1年~2年の範囲内で設定。人材育成の観点から踏まえた上で1年とする。目指しつつも、1年を超える期間を設定する場合、1年経過後は、昇給その他待遇の向上等を図るための仕組みを検討。
注2) 各分野で、日本語能力A1相当の水準から特定技能1号移行時に必要とする日本語能力の水準までの範囲内で設定。
- 転籍前の受入れ機関が支出した初期費用等について、転籍前の受入れ機関が正当な補填を受けられるようにするための仕組みを検討。
- 転籍の仲介状況等に係る情報を把握。不法就労助長罪の法定刑を引き上げ適切な取締りを行う。当分の間、民間の職業紹介事業者の関与は認めない。

5 関係機関の在り方

- (1) 監理支援機関・登録支援機関
○ 監理団体(監理支援機関)について、受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限、外部監査人の設置の義務化等により独立性・中立性を担保。
○ 特定技能外国人の支援業務の委託先を登録支援機関に限定。
- (2) 受入れ機関
○ 受入れ機関の要件を適正化。適正な受入れに必要な方策を講ずる。
- (3) 送出国
○ 二国間取決め(MOC)を新たに作成し、悪質な送出国間排除に向けた取組を強化するとともに、原則として、MOC作成国からのみ受入れ。
○ 手数料等の情報の透明性を高めるとともに、手数料等を受入れ機関と外国人が適切に分担するための仕組みを導入し、外国人の負担軽減を図る。
- (4) 外国人育成就労機構
○ 外国人技能実習機構を外国人育成就労機構に改組、特定技能外国人への相談援助業務も行うとともに、監督指導機能や支援・保護機能を強化。

6 その他

- 制度所管省庁は、制度全体の適正な運用の上で中心的な役割を果たす。
- 業所管省庁は、必要な受入れ環境整備等に資する取組を行う。
- 人権侵害行為に対しては現行制度下でも迅速に対処。
- 移行期間を確保し丁寧な事前広報を行い、必要な経過措置を設ける。
- 新制度の施行後も制度の運用状況について不断の検証と必要な見直しを行う。
- 永住許可制度を適正化。

外国人介護人材に関する相談窓口について

①EPA相談窓口

- EPAに基づくインドネシア・フィリピン・ベトナム3ヶ国の候補者及び受入施設を対象とした相談窓口を（公社）国際厚生事業団において、開設。
- EPA介護福祉士候補者及び受入施設からの施設内研修・雇用管理・在宅管理などに関する相談などを電話等で受け付け、助言を行う等の支援を行っている。
※ 顧問社会保険労務士による雇用管理相談や顧問精神科医によるメンタルヘルス相談の希望も受け付けている。

電話番号：0120-115-311（フリーダイヤル）※ インドネシア語、英語、ベトナム語対応
メールアドレス：sodan@jicwels.jp
受付日時：9時30分～13時、14時～17時30分（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）
対応言語：日本語・インドネシア語・英語・ベトナム語（月曜日・木曜日）
日本語（火曜日・水曜日・金曜日）※ 必要に応じ、各国母国語での対応も可能。

②外国人介護人材無料サポート

- EPA介護福祉士候補者以外の在留資格の外国人及びその受入施設を対象とした相談窓口を（公社）国際厚生事業団において、開設。
- 外国人及び受入施設からの外国人ご本人の生活・日本語学習・労務管理・在留資格などに関する相談などを電話等で受け付け、助言を行う等の支援を行っている。
※ 顧問社会保険労務士による雇用管理相談や顧問精神科医によるメンタルヘルス相談の希望も受け付けている。

電話番号：0120-118-370（フリーダイヤル）
※ 英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語対応
※ その他、右記のWEB、LINE、Facebookから相談可能（常時受信後、窓口開設時に対応を行っている）。
受付日時：9時15分～17時30分（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）



外国人介護人材向け交流会開催支援について

- 「外国人介護人材受入・定着支援等事業」において、令和3年度まで、公益財団法人国際厚生事業団が介護現場で働く外国人の介護職員や介護分野に関心のある留学生等の交流会を開催し、参加者同士の情報交換や、日本語の勉強方法、介護現場や日常生活での悩みなどの相談等に対応していたところ。
- 令和4年度からは、各地方自治体や団体が開催する交流会や研修等において、開催に向けた支援を行っている。

参考：令和5年度開催支援実績

【福島県：令和5年度福島県外国人介護職員交流研修会】

福島県内で活躍している外国人介護職員が、同じ立場の外国人同士の学びを通じた交流を図り仲間意識を高め、孤立をせず安心して生活ができるようになること、また外国人職員を担当している日本人職員同士が、直面している悩みや課題を話し合い、担当者間の交流を深め、外国人受け入れ施設間のつながりを作ることを目的として、令和5年度外国人介護職員交流研修会を下記の通り開催。

- 日時：令和5年8月9日（水）
- 会場：福島県農業総合センター
- 参加対象：福島県内の介護事業所で就労している外国人介護職員、外国人介護職員を担当している職員
- 主催：一般社団法人 福島県老人福祉施設協議会（プログラム）
- 外国人職員向け：利用者さんの状況・状態を日本語で伝える練習、介護現場で使うコミュニケーションワーク
- 施設担当職員向け：相談事例をもとにした外国人職員の支援の仕方に関するセミナー、福島県内の施設様同士の意見交換



【東京都三鷹市：三鷹市外国人職員等交流会】

三鷹市で活躍している外国人介護職員が、中長期的に市内に定着することを目的とし、同じ立場の外国人同士の交流を図り仲間意識を高めることで、孤立をせず安心して生活ができるようにし、また、日ごろ外国人職員を担当している日本人職員同士が、直面している悩みや課題を話し合うことで、担当者間の交流を深め、外国人受け入れ施設間のつながりを作ることを目的として開催。

- 日時：令和5年10月6日（金）
- 会場：三鷹市市民協働センター2階 第1会議室
- 参加対象：三鷹市内の介護事業所で働いている外国人、外国人と一緒に働く介護職員
- 主催：三鷹市（プログラム）
- 外国人職員向け：利用者さんの状態や状況を伝える練習、介護現場で使えるコミュニケーションワーク
- 施設担当職員向け：相談事例をもとにしたセミナー、意見交換会



【京都府：外国人の方のセミナー＆交流会】

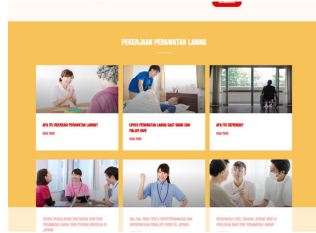
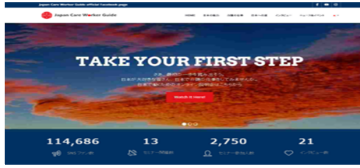
京都府では、外国人介護職員や介護職を目指す外国人を対象に、介護の魅力について学んでいただくことで介護職員の確保・定着につなげることを目的にセミナーを実施し、併せて、参加者同士が交流を図り、共通のテーマで話し合う中で親睦を深めることにより、メンタル面の不調を防ぎ、日本で安心して生活できるよう支援することを目的に、交流会を開催。

- 日時：令和5年10月25日（水）
- 会場及び実施方法：ハートピア京都3階 大会議室 および オンライン（Zoom）
- 参加対象：京都府で就労している外国人介護職員、介護の仕事に関心がある京都府在住の外国人
- 主催：京都府社会福祉協議会 京都府外国人介護人材支援センター（プログラム）
- 『日本の介護の魅力と介護をする上で大切なこと』（外部講師による）
- コミュニケーションワーク、グループワークを通じた交流会



海外に向けた日本の介護についてのPR

「Japan Care Worker Guide」の運営



- 9言語に対応
英語 インドネシア語 クメール語 ネパール語 ミャンマー語
モンゴル語 タイ語 ベトナム語 日本語
- 各国出身の外国人や一緒に働く施設の日本人スタッフにインタビューした記事等を掲載するなど、外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載
- Facebookファンは約11万人

アンバサダーを活用した情報発信



- 日本で活躍する外国人介護人材がアンバサダーとして活動。WEB・SNSを活用した情報発信の強化を実施。

海外向けのオンラインセミナーの開催



- 施設と中継で繋ぎ、実際に日本の介護施設で働く外国人の方から参加者の質問に答えていただくなどのプログラムを提供。
- 令和2年から10か国で計21回開催

実施国	実施日			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年(予定)
インドネシア	令和2年11月26日	令和3年10月27日	令和4年11月10日	令和6年1月10日
モンゴル	令和2年12月16日	令和3年10月30日	—	—
カンボジア	令和2年12月20日	令和4年1月21日	—	令和5年12月4日
ミャンマー	令和3年1月19日	—	—	—
フィリピン	令和3年1月20日	令和3年11月27日	令和5年11月25日	令和5年11月22日
ネパール	令和3年2月5日	—	—	令和6年2月8日
タイ	—	令和3年12月20日	令和5年2月15日	—
ベトナム	—	令和3年11月10日	令和4年10月5日	令和5年9月27日
スリランカ	—	令和4年1月11日	—	—
バングラディッシュ	—	—	令和5年3月2日	—

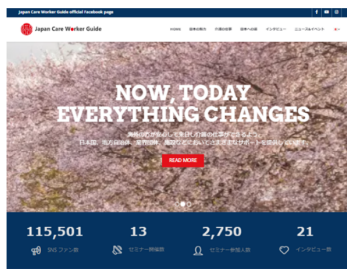
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

○ 「Japan Care Worker Guide」 ホームページ : <https://japancwg.com/>
○ Youtubeチャンネル : https://www.youtube.com/channel/UCKYaJOIEOX5Ni9Yu96Wr_ev



Japan Care Worker Guideについて

Japan Care Worker Guide とは



日本の介護の仕事や日本語学習等の役に立つ情報を外国人に分かりやすく発信。

外国人介護人材受入促進事業の一環として、Japan Care Worker Guide運営事務局が開設・運営。

海外の日本語学校・福祉等を学ぶ学生等を対象とした外国人向けオンラインセミナーなどのイベント情報や映像等を掲載



合計9言語対応 (英語 インドネシア語 クメール語 ネパール語 ミャンマー語 モンゴル語 タイ語 ベトナム語 日本語)



外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載



各国出身の外国人や一緒に働く施設の日本人スタッフにインタビューした記事等を掲載

アンバサダーを活用した情報発信

概要

日本で活躍する外国人介護人材がアンバサダーとして活動。WEB・SNSを活用した情報発信の強化を実施。

活動内容

SNS投稿コンテンツの作成（日本での生活・仕事内容等を紹介）

インタビュー対応（働いている施設の紹介・Q & Aの作成）

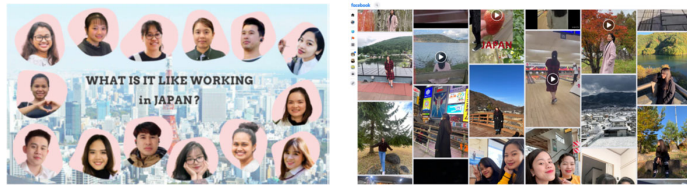
広報活動（母国へ向けたオンラインセミナーやイベントへの出演）

アンバサダー：計20名

国別：フィリピン 3人 ベトナム 8人 ミャンマー 1人
タイ 1人 カンボジア 2人 スリランカ 2人
インドネシア 2人 バングラディッシュ 1名

※令和4年度実績

アンバサダー提供の画像をもとに動画の作成・PR



オンラインセミナー等への出演



アンバサダーの投稿



外国人向けオンラインセミナー



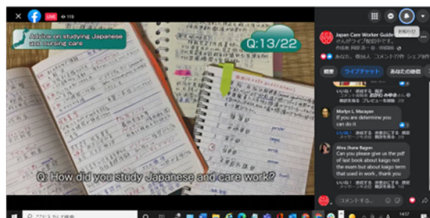
Japan Care Worker Guide Online Seminar

主催：Japan Care Worker Guide運営事務局

対象：各国在住の、日本での生活や就労に興味を持つ学生層など

新型コロナウイルス感染防止のため各国完全個人視聴でのオンライン開催

(実際の映像)



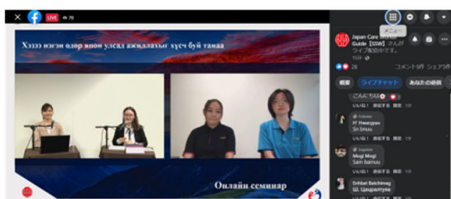
インドネシア



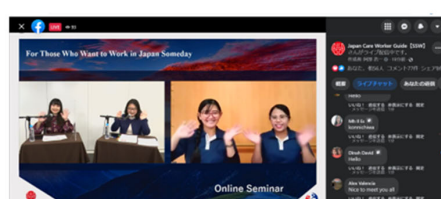
ベトナム



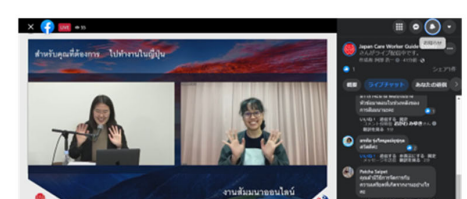
モンゴル



フィリピン



タイ



令和6年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.6億円の内数

1 事業の目的

- 本事業は、
 - ・国内や海外において日本の介護をPRすること等により、
 - ・介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材の受入を促進するとともに、
 - ・外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援や、
 - ・介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することで、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

1. 情報発信（WEBやSNSを含む）

- 介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。
- 広報媒体やWEBサイト、SNS等を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)



2. 相談支援の実施

- 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。



3. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

- 介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など

4. その他の相談支援等

- 協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。
- 介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援等を行う。



参考資料35

介護の日本語WEBコンテンツ（にほんごをまなぼう）について

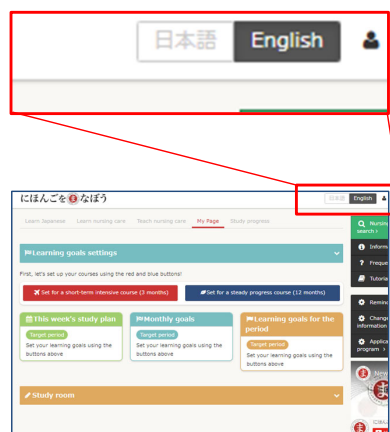
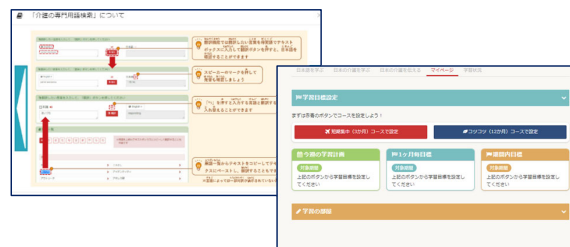
にほんごをまなぼう とは



日本語を学び、日本の介護現場で働く外国人の方々が自律的に学習に取り組むためのWEBコンテンツであり、日本語能力試験のN3程度合格や特定技能評価試験対策などを目的とした学習支援ツール。

介護の日本語学習支援等事業の一環として、日本介護福祉士会が開設・運営。

「学習目標の設定」「介護の専門用語検索」「小テスト」模擬試験といった学習コンテンツを搭載



オペレーション言語は2言語で対応（日本語・英語）



オンラインでレベル（N2・N3）にあわせてたドリル（問題）を提供



11か国語に翻訳した「介護福祉士国家試験一問一答」等や日本人（技能実習生指導者等）向けのコンテンツを掲載

介護の日本語WEBコンテンツ（にほんごをまなぼう）について



近年の機能追加

- 【事前テスト】日本語学習コンテンツ利用開始に必要な習得レベルを確認する機能追加
- 【ホーム画面導線簡略化】カテゴリー毎にタブ分けし、「日本の介護を伝える」カテゴリーに難易度・タグによるコンテンツ検索機能追加
- 【カテゴリー追加】「日本の介護を伝える」カテゴリーを追加し、介護及び日本語指導者向けコンテンツ（オンライン講習プログラム等）搭載
- 【簡易学習目標設定】短期集中コース/コツコツコースの自動設定追加
- 【専門用語翻訳機能】介護福祉専門用語、翻訳（日本語発声）機能追加
- 【デジタルインセンティブ機能】継続学習促進、ドロップアウト対策として、学習目標、ログイン履歴と連動した「季節の花育成ゲーム」搭載
- 【オペレーション言語追加】ホーム画面で操作言語を選択（日本語/英語）可能
- 【上位日本語学習コンテンツ追加】「日本語を学ぶ」N2レベル学習に対応
- 【テキストのドリル化】「外国人のための介護福祉士国家試験一問一答」のテキストのドリル化
- ※「外国人のための介護福祉士専門用語集」のテキストのドリル化についても、令和5年度中に実装予定



学習教材（外国人向け各種テキスト）の作成

英語 クメール語 インドネシア語 ネパール語 モンゴル語 ベンガル語 日本語
ウズベク語 ビルマ語 ベトナム語 中国語 タイ語

介護の特定技能評価試験 学習テキスト

「特定技能」の「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の合格を目指して知識を習得するための学習用テキスト

対応言語数：12か国



外国人のための 介護福祉専門用語集

外国人の方が介護現場で働くときに使う、介護福祉分野の専門用語を学ぶための教材

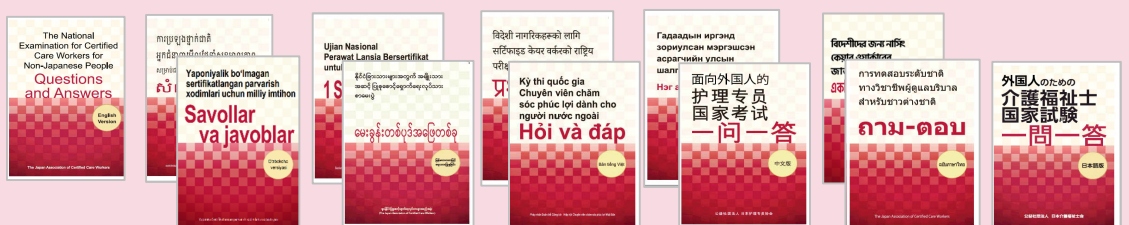
対応言語数：11か国



外国人のための 介護福祉士国家試験 一問一答

介護福祉士試験の合格を目指す外国人の方向けの教材

対応言語数：12か国



※ 上記のテキストはすべて無料で利用可能であり、厚生労働省ホームページ等で公開している。
(掲載先) 厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html

介護分野における特定技能協議会手続きの見直しについて

介護分野における特定技能協議会 手続きの見直しについて (案)

1. 介護分野における特定技能協議会 手続き見直しのポイント

(1) 受入れの適正化のため、受入れ前に協議会において事業所の要件確認を行います。

従来の手続きでは、受入機関は初めて特定技能外国人（以下、外国人という）を受け入れる場合においては、受け入れた日から4か月以内に協議会構成員になることとされていましたが、この度、介護分野における特定技能外国人の更なる円滑な受入れに向け、当該手続きの見直しを行います。**見直し後は、受入れを予定する受入機関は、在留諸申請を行う前に協議会へ入会手続きを行い、協議会構成員になることとします。**

・受入機関は、受入機関の情報と受入れを予定する事業所の情報を協議会へ登録し、下記書類を提出することにより、入会手続きを行うこととします。その際、協議会において当該事業所が要件を満たすかの確認を行います。

➢ 提出をを求める書類（事業所毎に提出）： 「事業所の指定通知書」、「介護分野における業務を行わせる事業所の概要書」

・入会証明書には、協議会での受入要件の確認が完了した事業所の情報が明記されます。

・入会手続き完了後、入会証明書に記載されていない事業所において受入れを行う場合、協議会へ当該事業所の情報を新たに登録し、入会証明書変更のための手続きを行うこととします。

(2) 入会証明書に有効期間を設けることで介護分野の状況把握に努める一方、外国人登録時の手続き簡素化を図ります。

従来の手続きでは、協議会入会証明書には有効期間を設けておらず、受入機関への協議会への情報更新が行われなかったことから、結果として、協議会で把握している特定技能外国人等の登録状況と実態との乖離が生じていました。改正後は、入会証明書に有効期間を設けることで受入機関へ定期的な情報の更新をお願いすることとします。情報の更新は引き続き、協議会申請システムを通じて行う事が可能です。**同時に、受入機関の負担軽減のため、従来外国人情報の登録時に求めていた書類を削減し、手続きの簡素化を図ります。**

・受入機関は外国人の受入れ後、従来通り協議会へ外国人情報を登録することとしますが、その際、従来求めていた以下の書類の提出を不要とします。

➢ 提出を不要とする書類（外国人毎に提出）： 「日本語能力水準を証明する書類」「技能水準を証明する書類」

・入会証明書には有効期間が明記されます。入会証明書の有効期間が過ぎている場合、受入機関は、必要に応じ協議会へ入会証明書更新のための手続きを行うこととします。その際、介護分野の状況把握のため、協議会の登録情報が最新であることの確認をお願いさせていただきます。

介護分野における特定技能協議会手続きの見直しについて

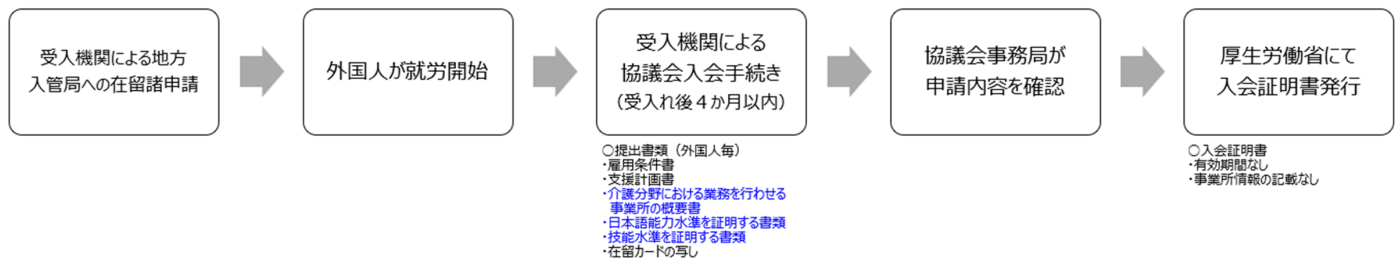
2. 手続き改正にかかる新旧対照表

介護分野における特定技能協議会 手続きの流れ (イメージ)

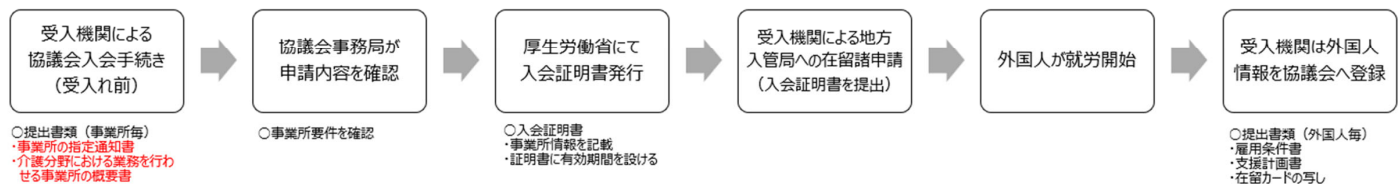
1. 初めて外国人を受け入れる場合（特定技能協議会への新規入会手続き）

旧

<本資料内の略称>
 ・特定技能外国人： 外国人と表記
 ・地方出入国在留管理局： 地方入管局と表記



新

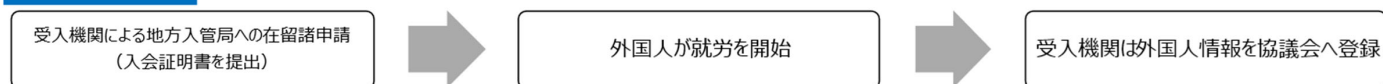


介護分野における特定技能協議会手続きの見直しについて

介護分野における特定技能協議会 手続きの流れ（イメージ）

2. 特定技能協議会入会済みの受入機関が新たに外国人を受け入れる場合

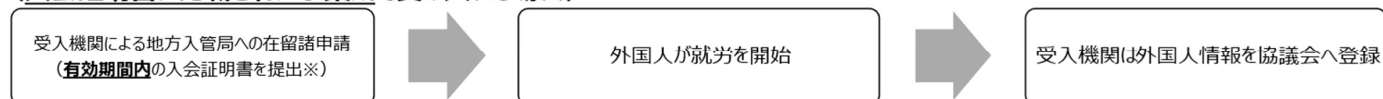
旧



- 提出書類（外国人毎）
- ・雇用条件書
- ・支援計画書
- ・介護分野における業務を行わせる事業所の概要書
- ・日本語能力水準を証明する書類
- ・技能水準を証明する書類
- ・在留カードの写し

新

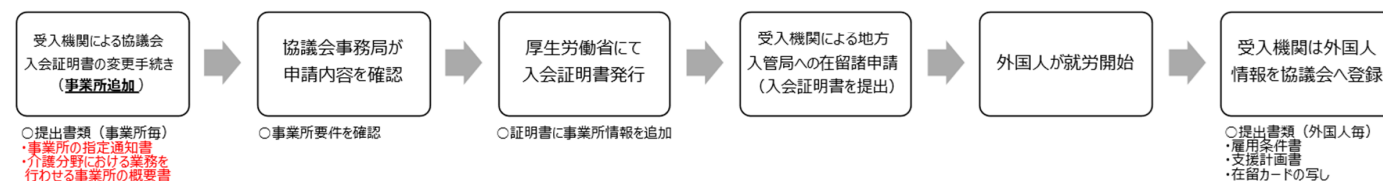
（入会証明書に記載された事業所で受け入れる場合）



※入会証明書の有効期間が過ぎている場合、
予め協議会へ有効期間更新のための手続きが必要

- 提出書類（外国人毎）
- ・雇用条件書
- ・支援計画書
- ・在留カードの写し

（入会証明書に記載のない事業所で受け入れる場合） ※外国人が入会証明書に記載のない事業所に異動する場合も同様



- 提出書類（事業所毎）
- ・事業所の指定通知書
- ・介護分野における業務を行わせる事業所の概要書

○事業所要件を確認

○証明書に事業所情報を追加

- 提出書類（外国人毎）
- ・雇用条件書
- ・支援計画書
- ・在留カードの写し